

令和 6 年度

租税特別措置等の効果検証手法の検討に係る調査・分析に
関する報告書（個別）

令和 7 年 3 月

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社

目 次

1. はじめに	4
2. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置	5
2-1. 制度概要	5
2-2. ロジックモデル	9
2-3. ヒアリング調査	10
2-3-1. ヒアリング目的	10
2-3-2. ヒアリング対象	10
2-3-3. ヒアリング調査結果	10
2-3-4. ヒアリングまとめ	13
2-4. リサーチデザイン	14
2-4-1. 分析手法	14
2-4-2. 利用データ	16
2-4-3. データ処理	18
2-5. 分析結果	18
2-5-1. 分析結果概要	18
2-5-2. 記述統計	19
2-5-3. プロペンシティスコアを用いた平均処置効果の推定	35
2-6. 示唆	41
3. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	45
3-1. 制度概要	45
3-2. ロジックモデル	48
3-3. ヒアリング調査	50
3-3-1. ヒアリング目的	50
3-3-2. ヒアリング対象	50
3-3-3. ヒアリング調査結果	51
3-3-4. ヒアリングまとめ	54
3-4. 中小型	54
3-4-1. リサーチデザイン	54
3-4-2. 分析結果	60

3-5. OI 型	72
3-5-1. リサーチデザイン	72
3-5-2. 分析結果	78
3-6. 示唆	85
4. 船舶に係る特別償却制度	90
4-1. 制度概要	90
4-2. ロジックモデル	92
4-3. 本措置に係る基礎事項	94
4-4. ヒアリング調査	98
4-4-1. ヒアリング目的	98
4-4-2. ヒアリング対象	98
4-4-3. ヒアリング調査結果	98
4-4-4. ヒアリングまとめ	102
4-5. 内航船舶	102
4-5-1. リサーチデザイン	102
4-5-2. 分析結果	106
4-5-3. 示唆	115
4-6. 外航船舶	118
4-6-1. リサーチデザイン	118
4-6-2. 分析結果	121
4-6-3. 示唆	122
5. 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置	125
5-1. 制度概要	125
5-2. ロジックモデル	127
5-3. ヒアリング調査	129
5-3-1. ヒアリング目的	129
5-3-2. ヒアリング対象	129
5-3-3. ヒアリング調査結果	129
5-3-4. ヒアリングまとめ	131
5-4. リサーチデザイン	132

5－4－1. 分析手法.....	132
5－4－2. 利用データ.....	133
5－4－3. データ処理.....	136
5－5. 分析結果.....	137
5－5－1. 分析結果概要.....	137
5－5－2. 記述統計.....	138
5－6. 示唆.....	147

1.はじめに

本調査の報告書は総論と個別報告書の二部構成であり、本個別報告書では、効果検証を実施した四つの租税特別措置それぞれについて、調査によって整理した制度概要、作成したロジックモデル、設計したリサーチデザイン、分析結果、得られた示唆を取りまとめた。

租税特別措置	略称	所管府省	概要
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置	地方拠点強化税制	内閣府	【オフィス減税】地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合に、建物等の取得価額に応じて特別償却又は税額控除の適用を受けることができる制度 【雇用促進税制】地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内に整備した特定業務施設で雇用を増やした場合、雇用者の増加数に応じて税額控除の適用を受けることができる制度
試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除	研究開発税制	経済産業省	企業が研究開発を行っている場合に、試験研究費等の額に応じて税額控除の適用を受けることができる制度。一般試験研究費の額に係る税額控除制度（一般型）と中小企業技術基盤強化税制（中小型）、特別試験研究費の額に係る税額控除制度（オープンイノベーション型（OI型））がある
船舶に係る特別償却制度	船舶税制	国土交通省	海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度
長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置	長期保有土地税制	国土交通省	長期保有（10年超）の土地等の事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡した事業用資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳の適用を受けることができる制度

図 1-1 本調査で効果検証の対象とした租特の一覧¹

¹ 点検結果報告書（令和4（2022）年度及び令和5（2023）年度）

2. 地方における企業拠点の強化を促進する税制措置

本章では、「地方における企業拠点の強化を促進する税制措置」（以下本章において「本措置」という。）を構成する租税特別措置である、いわゆる「オフィス減税」（租税特別措置法 第 42 条の 11 の 3）及びいわゆる「雇用促進税制」（租税特別措置法 第 42 条の 12）」に関する効果検証の実施内容について取りまとめた。

2－1. 制度概要

本措置は、企業の事務所、研究所、研修所の東京 23 区から地方への全部又は一部移転や、地方における拠点の強化を促進することで、地方における雇用の創出等を図ることを目的とした租税特別措置であり、地域再生法に基づき、都道府県知事から「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」（以下「整備計画」という。）の認定を受けた法人等が、認定した都道府県知事が作成した地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等内において特定業務施設²を整備した場合に、法人税について、オフィス減税では特別償却又は税額控除の選択適用、雇用促進税制では税額控除の適用ができる制度である。

オフィス減税の償却率及び控除率は、整備計画の類型（移転型事業又は拡充型事業）によって異なる。移転型事業を実施する場合は、建物等の取得価額の 25%の特別償却又は 7%の税額控除を選択適用できる。また、拡充型事業を実施する場合は、15%の特別償却又は 4%の税額控除を選択適用できる。適用件数は令和 5（2023）年度で 35 件、適用総額は同年度で約 20 億円である³。

オフィス減税の対象者は、青色申告書を提出する法人等で、都道府県知事から整備計画の認定を受けた者である。前述のとおり、整備計画には移転型事業と拡充型事業が存在する。移転型事業とは、東京都の 23 区から認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に本社機能の一部又は全部を移転する事業をいう。また、拡充型事業とは、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域（拡充型事業の対象地域）において、特定業務施設を整備する事業をいう。これらの整備計画に記載された特定業務施設を取得することで、税制の適用を受けることができる。ただし、いずれの類型においても、特別償却は取得価額を基準に 80 億円まで、税額控除は取得価額を基準に 80 億円まで、かつ控除額を基準に調整前法人税額の 20%までが適用上限である⁴。

² 特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理、統括、運営し、実際に本社機能を有している業務施設をいう。具体的には、事務所、研究所、研修所が該当する。

³ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 7（2025）年 2 月国会報告）による。なお、適用金額及び適用件数については、単体法人と連結法人の合計を記載している。

⁴ 後述の雇用促進税制の上乗せ分との併用をする場合、オフィス減税と雇用促進税制の合計で、調整前法人税額の 20%までが適用上限となる。

地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合に、建物等の取得価額に応じて特別償却又は税額控除の適用を受けることができる制度

分野

■ 政策目標区分
5：地方創生

法的根拠

租税特別措置法42条の11
の3

期間

平成27（2015）年度～令和7
（2025）年度

直近適用実績
（法人）

年度	令和3 （2021）年度		令和4 （2022）年度		令和5 （2023）年度	
特別償却・税額控除 の別	特別 償却	税額 控除	特別 償却	税額 控除	特別 償却	税額 控除
適用件数	7	19	5	29	10	25
適用法人数	7	19	5	29	10	25
適用総額（億円）	4	13	3	9	14	6

出所：財務省「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7 2月 国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数

現行（令和6年度）の措置内容

■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画^{*1}の認定を受けた法人等が、特定地域^{*2}において特定業務施設を整備した場合、一定の減税^{*3}の適用を受けることができる

*1 国から地域再生計画につき認定を受けた都道府県知事から上記整備計画の認定を受ける

*2 移転型と拡充型で対象地域は異なる

*3 国税のオフィス減税及び雇用促進税制だけでなく、地方税の優遇措置もある

項目	移転型事業	拡充型事業
適用要件	東京23区から地方に本社機能（事務所、研究所、研修所）の全部又は一部を移転する場合で、特定建物等（特定業務施設に該当する建物、附属設備、構築物）を取得等し、事業の用に供すること	次の場合（例示）で、特定建物等（特定業務施設に該当する建物、附属設備、構築物）を取得等し、事業の用に供すること - 地方に本社を置く企業がその本社を増築する場合 - 東京23区以外の地方に本社を置く企業が、別の地方に本社の一部を移転する場合 - 地方において、新しく起業するために本社を整備する場合
適用額	建物等の取得価額の25%の特別償却又は7%の税額控除	建物等の取得価額の15%の特別償却又は4%の税額控除
適用限度額	・特別償却：取得価額ベースで80億円までが上限 ・税額控除：取得価額ベースで80億円までが上限、かつ控除額ベースで調整前法人税額の20％が上限（雇用促進税制との合算）	

図 2-1 オフィス減税の概要⁵

雇用促進税制の控除額は、オフィス減税と同様に移転型事業と拡充型事業で異なる。移転型事業の場合は、特定業務施設において増加した新規雇用者一人当たり最大 50 万円の税額控除ができ、一定の要件を満たせば一人当たり最大 3 年間で 120 万円の税額控除を上乗せして適用できる。拡充型事業の場合は、一人当たり最大 30 万円の税額控除を受けられる。適用件数は令和 5（2023）年度で 6 件、適用総額は同年度で約 0.1 億円である⁶。

雇用促進税制の対象者は、オフィス減税と同様、青色申告書を提出する法人等で、都道府県知事から整備計画の認定を受けた者である。ただし、雇用促進税制を受けようとする場合には、雇用促進計画を作成し、認定事業者の本店・本社を管轄するハローワークに提出しなければならない。また、控除額を基準に調整前法人税額の 20%までが適用上限である⁷。

⁵ 点検結果報告書（令和 5（2023）年度）、「地方拠点強化税制」内閣府, <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>（令和 6 年 5 月 8 日参照）

⁶ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 7（2025）年 2 月国会報告）による。なお、適用金額及び適用件数については、単体法人と連結法人の合計を記載している。

⁷ 一人当たり最大 3 年間で 120 万円の上乗せ分についてのみ、オフィス減税との併用が可能である。併用をする場合、オフィス減税と雇用促進税制の合計で、調整前法人税額の 20%までが適用上限となる。

地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内に整備した特定業務施設で雇用を増やした場合、雇用者の増加数に応じて税額控除の適用を受けることができる制度																				
分野	■ 政策目標区分 5：地方創生		直近適用実績（法人）	<table><tr><td>移転型・拡充型別の集計は無し</td><td>令和3 (2021) 年度</td><td>令和4 (2022) 年度</td><td>令和5 (2023) 年度</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>4</td><td>8</td><td>6</td></tr><tr><td>適用法人数</td><td>4</td><td>8</td><td>6</td></tr><tr><td>適用総額（億円）</td><td>0.03</td><td>0.11</td><td>0.1</td></tr></table>	移転型・拡充型別の集計は無し	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	適用件数	4	8	6	適用法人数	4	8	6	適用総額（億円）	0.03	0.11	0.1
移転型・拡充型別の集計は無し	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度																
適用件数	4	8		6																
適用法人数	4	8		6																
適用総額（億円）	0.03	0.11		0.1																
法的根拠	租税特別措置法42条の12	期間 平成27（2015）年度～令和7（2025）年度	出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7.2月国会提出） ※単体・連結法人合計、適用法人数：適用説明書の提出があった法人数。適用件数：適用説明書に記載されている「租税特別措置法の事項」欄の合計数																	
現行（令和6年度）の措置内容	■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 ¹ の認定を受けた法人等が、特定地域 ² において特定業務施設を整備した場合、一定の減税 ³ の適用を受けることができる																			
	¹ 国から地域再生計画につき認定を受けた都道府県知事から上記整備計画の認定を受ける ² 移転型と拡充型で対象地域は異なる																			
	³ 国税のオフィス減税及び雇用促進税制だけでなく、地方税の優遇措置もある																			
<table><tr><th>項目</th><th>移転型事業</th><th>拡充型事業</th></tr><tr><td>適用要件</td><td>東京23区から地方に本社機能（事務所、研究所、研修所等）の全部又は一部を移転する場合で、新規雇用者又は転勤者を有する</td><td>次の場合（例示）で、新規雇用者又は転勤者を有する ・ 地方に本社機能を置く企業がその本社機能を増強する場合 ・ 東京23区以外の地方に本社機能を置く企業が、別の地方に本社機能の一部を移転する場合</td></tr><tr><td>適用額</td><td>雇用者の増加数一人当たり最大170万円（50万円+上乗せ分120万円（3年間））の税額控除（上乗せ分のみオフィス減税との重複適用が可能）</td><td>雇用者の増加数一人当たり最大30万円の税額控除</td></tr><tr><td>適用限度額</td><td colspan="2">・税額控除：控除額ベースで調整前法人税額の20％が上限（オフィス減税との合算）</td></tr></table>		項目	移転型事業	拡充型事業	適用要件	東京23区から地方に本社機能（事務所、研究所、研修所等）の全部又は一部を移転する場合で、新規雇用者又は転勤者を有する	次の場合（例示）で、新規雇用者又は転勤者を有する ・ 地方に本社機能を置く企業がその本社機能を増強する場合 ・ 東京23区以外の地方に本社機能を置く企業が、別の地方に本社機能の一部を移転する場合	適用額	雇用者の増加数一人当たり最大170万円（50万円+上乗せ分120万円（3年間））の税額控除（上乗せ分のみオフィス減税との重複適用が可能）	雇用者の増加数一人当たり最大30万円の税額控除	適用限度額	・税額控除：控除額ベースで調整前法人税額の20％が上限（オフィス減税との合算）								
項目	移転型事業	拡充型事業																		
適用要件	東京23区から地方に本社機能（事務所、研究所、研修所等）の全部又は一部を移転する場合で、新規雇用者又は転勤者を有する	次の場合（例示）で、新規雇用者又は転勤者を有する ・ 地方に本社機能を置く企業がその本社機能を増強する場合 ・ 東京23区以外の地方に本社機能を置く企業が、別の地方に本社機能の一部を移転する場合																		
適用額	雇用者の増加数一人当たり最大170万円（50万円+上乗せ分120万円（3年間））の税額控除（上乗せ分のみオフィス減税との重複適用が可能）	雇用者の増加数一人当たり最大30万円の税額控除																		
適用限度額	・税額控除：控除額ベースで調整前法人税額の20％が上限（オフィス減税との合算）																			

図 2-2 雇用促進税制の概要⁸

分析を行う際には、前後の年で大きな制度改正や内容変更のない年度を対象にすることが望ましいことから、分析の対象年度を検討するために、図 2-3 及び図 2-4 において、オフィス減税及び雇用促進税制の直近の改正を整理した。

オフィス減税については、前後の年度に改正が行われていない年度として、令和2（2020）年度及び令和4（2022）年度が分析に適していると考えられる。

⁸ 点検結果報告書（令和5（2023）年度）、“地方拠点強化税制”.内閣府, <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>（令和6年5月8日参照）

		平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無		有	有	－	有	－	有	－	有
前年度 からの 主な 改正内容	共通	- 適用期間の延長（2年間） - 移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加 「整備計画」認定時の雇用者増加要件の要件緩和等		適用期間の延長（2年間）		- 適用期間の延長（2年間） - 情報サービス事業部門の追加 - 中小企業の従業員の増加要件を2人以上から1人以上に緩和		- 適用期間の延長（2年間） - 対象となる事務所に、商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を対象に追加 - 対象資産に保育施設等を追加[*]等	
	オフィス減税	- 税額控除を引き上げる措置を1年間延長 - 中小企業者のうち適用除外事業者にあたるものの取得価額要件を2,000万円以上に変更				地方拠点の整備期間を2年以内から3年以内に延長		取得価額のうち本制度の対象となる金額を80億円に設定	
上記改正の 主な 目的		質の高い雇用に対する優遇の拡充、Uターン等の促進、東京一極集中の是正を図るため		東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため		- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等		- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和を行うため	

^{*}保育施設等は事務所等を新設する場合に併せて整備する場合のみオフィス減税の対象

図 2-3 オフィス減税の改正の経緯（平成 29（2017）年度～令和 6（2024）年度）⁹

また、雇用促進税制についても、オフィス減税と同様に令和 2（2020）年度及び令和 4（2022）年度が分析に適していると考えられる。

		平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無		有	有	－	有	－	有	－	有
前年度 からの 主な 改正内容	共通	- 適用期間の延長（2年間） - 移転型事業に限り支援対象地域に近畿・中部圏中心部を追加 「整備計画」認定時の雇用者増加要件の要件緩和等		適用期間の延長（2年間）		- 適用期間の延長（2年間） - 情報サービス事業部門の追加 - 中小企業の従業員の増加要件を2人以上から1人以上に緩和		- 適用期間の延長（2年間） - 対象となる事務所に、商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を対象に追加 - 対象資産に保育施設等を追加[*]等	
	雇用促進税制	- 対象を正規と非正規に分け、無期雇用からフルタイムへの控除額を優遇 - 対象を新規雇用と転勤に分け、新規雇用への控除を優遇		- 雇用者数の増加に係る要件を一部緩和 - オフィス減税との併用不可に変更		- 移転型事業の税額控除額を3年間で最大 150 万円から 170 万円に拡充 - 企業全体の給与額の増加に関する要件を廃止 等		- 従業員数の増加要件（2人以上増加すること）を廃止 - 整備完了前の雇用も対象に変更 - 雇用促進計画の提出期限の延長	
上記改正の 主な 目的		質の高い雇用に対する優遇の拡充、Uターン等の促進、東京一極集中の是正を図るため		東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため		- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 人手不足を踏まえた雇用増加要件の緩和等		- 企業の本社機能移転等を促進し、地方における雇用創出を図るため - 感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた適用要件の緩和を行うため	

^{*}子育て施設に従事する従業員には雇用促進税制は適用されない

図 2-4 雇用促進税制の改正の経緯
（平成 29（2017）年度～令和 6（2024）年度）¹⁰

⁹各年度の税制改正解説資料等

¹⁰同上

2-2. ロジックモデル

オフィス減税及び雇用促進税制のロジックモデルを整理し、定量的な分析に向けて測定指標を設定した。なお、測定指標については、今回の分析を行うに当たり、試行的に仮置きしたものである。

まず、インプットに「地域再生法第17条の2、4及び5」「租税特別措置法第42条の11の3及び第42条の12」を、アクティビティ（政策実施者視点）に「地域再生法の改正」「租税特別措置法の改正」を、そしてアウトプットに「地域再生法の活用」「改正税制の施行」をそれぞれ設定した。アウトプットに関する測定指標に「認定件数」「雇用計画」及び「適用件数」「適用額」を設定した。

次に、短期アウトカムとして、「地方における新規又は既存の特定業務施設の増加」を設定した。また、特定業務施設の増加による影響として、「地方拠点における良質な雇用の増加」を設定した。短期アウトカムの測定指標としては、「建物、建物附属設備、構築物」「地方拠点雇用者数」「良質な雇用者の数」を設定した。

さらに、長期アウトカムとして「地方における事業者や雇用者の経済状況の改善」を設定し、その測定指標として「営業利益」「雇用者所得」「平均賃金」を設定した。

最終的なインパクトは中小企業者の成長や発展による「地方経済の活性化」を設定し、測定指標を「地方税収」とした。

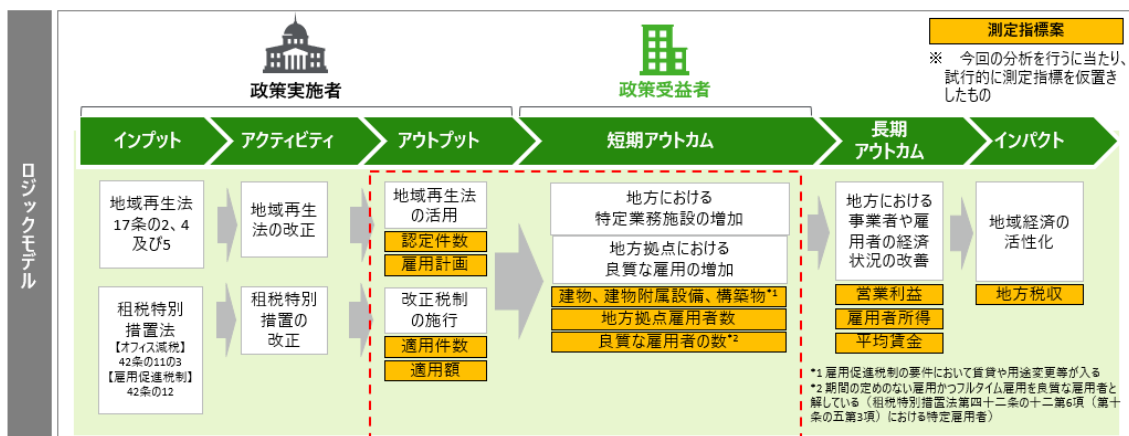


図 2-5 オフィス減税及び雇用促進税制のロジックモデル¹¹

¹¹ 点検結果報告書（令和5（2023）年度）

2-3. ヒアリング調査

2-3-1. ヒアリング目的

ヒアリング調査は、他の租特と同様に、租特適用事業者が当該租特をどのように受け止め、どのように活用するに至ったか、事業者の意思決定の流れを確認し、当該租特の目的と照らし合わせて、所管府省が目指す行動変容に寄与しているのか把握する観点で実施した。

2-3-2. ヒアリング対象

本調査では、総務省行政評価局が本措置を適用した事業者（一部、本措置の適用を目指していたものの、結果的に適用されなかった事業者を含む。）6者を対象にヒアリングを実施した。

表 2-1 ヒアリング対象

適用事業者	A 社（通信業）、B 社（卸売業、小売業）、C 社（情報通信業）、 D 社（製造業）、E 社（情報通信業）、F 社（情報通信業）
-------	---

2-3-3. ヒアリング調査結果

ヒアリング調査の結果は、以下のとおりである。本結果は各事業者の発言を忠実に再現し、信頼性を確保するためプラス、マイナス両方の受け止めを記載したものであり、それぞれの詳細は、表 2-2 本措置適用事業者へのヒアリング結果にて記載している。

（1）事務所、研究所、研修所の移転・拡充に与える影響

本措置が事務所等の移転にどのような影響を与えているか確認したところ、本措置があることにより、本社機能等を移転したというトリガー効果に関する意見や、本措置が移転の決め手にはなっていないものの、一定の後押し・助けにはなったという押し上げ効果に関する意見が見られた。一方で、本措置はあまり移転の後押しにはならなかったという意見も聞かれた。

具体的には、トリガー効果として、当初はあくまで人員増強という観点からの単なる拠点拡大として考えていたが、本措置を認知後、本措置が、本社機能の移転に加えて、当初予定より大規模な社屋を建設し、研修施設や研究施設の追加設置の意思決定材料となったという意見があった。また、押し上げ効果として、財政状況が上向いたことが移

転を決めた一番の理由ではあったが、税制優遇があるということは非常にありがたく、本措置は十分に移転の後押しとなったという意見があった。

（２） 地方における雇用創出への効果

本措置が地方における雇用創出にどのような効果があるのか確認したところ、税負担が軽減されるため、その軽減された分を人員整備や環境整備といった各方面の事業に活用でき、十分に効果があり、役に立った等の意見が聞かれた。

（３） 予算に与える影響

本措置が移転・拡充にどのような効果があるのか確認したところ、移転にかかる総事業費が少しでも安価となることを示すことが可能となるので、減税分も踏まえた総事業費の試算は、経営判断材料として活用できる等の意見が聞かれた。

（４） 上記以外の影響

上記以外の影響として、本措置の適用により会社全体としての負担が軽減され、財務状況が改善されるため、その軽減相当額を人員整備や環境整備といった各方面の事業に波及的に活用できたとの意見や、移転に当たっての整備計画の作成作業において総務部門と管理部門にて連携を取ったことにより、互いの部署に対する理解が深まり、副次的に今後の事業運営に役立ったとの意見が聞かれた。

表 2-2 本措置適用事業者へのヒアリング結果

項目	ヒアリング結果
（１）事務所、研究所、研修所の移転・拡充に与える影響	○ 本措置があることにより、本社機能等を移転した ・ 当初はあくまで人員増強という観点からの単なる拠点拡大として考えていたが、本措置を認知後、本措置が、本社機能の移転に加えて、当初予定より大規模な社屋を建設し、研修施設や研究施設の追加設置の意思決定材料となった。また、社員に移転について説明する際、本措置の存在をもって、国も地方への移転を推進しているとの説明材料となった。 ○ 本措置が移転の決め手にはなっていないものの、一定の後押し・助けにはなった ・ 財政状況が上向いたことが移転を決めた一番の理由ではあったが、税制優遇があるということは非常にありがたく、本措置は十分に移転の後押しとなった。 ・ キャッシュの方がインパクトは強いのも事実であるが、減

項目	ヒアリング結果
	税によって「支払うべき金額を支払わなくてよい」ということも、十分にインパクトがあることも間違いない。最終的な費用、減税額、補助金額については取締役会で報告しており、「本措置があり助かった」という受け止めであったと認識している。 ・ 適用可能な税制や補助金等を調べ、検討していく中で、取締役会でも本措置の積極的な活用が当初から議題に上がっていた。本措置の有無に関わらず移転は実行しただろうが、移転の一助となる要素であったことは確かである。 ・ 本措置は非常にありがたい制度だと考える一方、移転は会社としての意思決定があれば実行するものであり、本措置がなければ行わなかったわけではない。一概には言えないが、「非常に助かる制度だが、制度がなくても実行しなければならないときは実行する」という感覚である。 ○ 本措置はあまり移転の後押しにはならなかった ・ 本措置には多くの適用条件があり、結果として適用されたものは予想していたよりも少なかった。当初より本措置の適用範囲が確実に把握でき、より幅広に適用できるのであれば、意思決定の際にも重視し、より積極的に活用した可能性もあったが、適用前に条件詳細の多くが把握できず、計画段階で各種の経営判断をすることは難しかった。 ・ 本措置はあまり意思決定の判断基準とはなっておらず、本措置の適用がなくとも移転は行っていた。税制については、設備等の購入時期と減税を受けられる時期がずれており、減税分を当てにして何かを購入するということはない。
(2) 地方における雇用創出への効果	○ 本措置による雇用創出効果はある ・ 社会全体で見ても効果が見えにくいのかもかもしれないが、当社がこの数年で雇用者数を増加させることが可能となったのは、本措置の大きな効果である。税負担が軽減されるため、その軽減された分を人員整備や環境整備といった各方面の事業に活用でき、十分に効果があった、役に立ったと感じている。会社の財務状況が改善することで雇用者数を増加させるという流れであると考えられる。 ・ 移転先で社員やその家族の新しい生活基盤ができ、人口移転が発生したと考える。当社は移転したものの、最終的には条件未達で雇用促進税制が適用されなかったが、地方に雇用を発生させるきっかけになるだろう。

項目	ヒアリング結果
(3) 予算に与える影響	○ 経営判断材料として活用できる ・ 移転にかかる総事業費が少しでも安価となることが示すことが可能となるので、減税分も踏まえた総事業費の試算は、経営判断材料として社内説明に活用できる。 ○ 経営判断の俎上には上がらなかった ・ 適用可能である補助金については試算し取締役会に共有したが、税制については、プロジェクトメンバーは把握し積極的に活用しようとしていたものの、経営判断の俎上には上がらなかった。
(4) 上記以外の影響	○ 財務状況が改善され環境改善等につながった ・ 本措置の適用により会社全体としての負担が軽減され、財務状況が改善されるため、その軽減相当額を人員整備や環境整備といった各方面の事業に活用できた。 ○ 互いの部署に対する理解が深まり、今後の事業運営に役立つ ・ 整備計画の作成作業において総務部門と管理部門にて連携をとったことにより、互いの部署に対する理解が深まり、今後の事業運営に役立つと考えている。また、本移転を契機として、会社全体としても会社組織に対する理解が深まり、連携が取りやすくなったものと考えられる。

2-3-4. ヒアリングまとめ

今回ヒアリングを通じて、本措置が本社機能の移転に直接的に影響したという意見（トリガー効果）があったほか、本措置が十分に移転の後押しとなったという意見（押し上げ効果）、本措置の適用により会社全体としての負担が軽減、財務状況が改善され、その軽減相当額を人員整備や環境整備といった各方面の事業に活用できたという意見（波及的効果）が聞かれた。また、移転作業を部門横断的に連携して進めたことにより、互いの理解が深まり、今後の事業運営の円滑化に寄与したとの意見（副次的効果）も確認することができた。

2-4. リサーチデザイン

2-4-1. 分析手法

本調査では、担当府省が、各都道府県を通じて実施しているアンケート調査「地方拠点強化税制に関する調査」（以下「地方拠点強化税制アンケート調査」という。）と、各都道府県が提出を求めている報告書「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書」（以下「実績報告書」という。）を用いて分析を実施した。

本措置を適用するためには、整備計画を事前に提出し各都道府県知事から認定を受ける必要がある（図 2-6）。また、整備計画の認定によって、オフィス減税や雇用促進税制に限らず、固定資産税への不均一課税や中小企業基盤整備機構による債務保証、日本政策金融公庫による融資制度等を適用することが可能となる。本分析に用いた地方拠点強化税制アンケート調査及び実績報告書は、整備計画の認定を受けた事業者に対して、認定された事業期間中に実施されているものである。



図 2-6 地方拠点強化税制を含む特例措置の全体像¹²

地方拠点強化税制アンケート調査と実績報告書を接続し、平成 27（2015）年度～令和 5（2023）年度の間には本措置を適用した事業者について傾向を記述統計から把握した後、プロペンシティスコアを用いた平均処置効果¹³の推定を行う方針でリサーチデザインを設計した（表 2-3）。

¹² 内閣府提供資料

¹³ 事業者が本措置を適用した際にどれくらいの効果が得られるかを測る指標。ここでは、処置群と対照群の平均の差によって推定される。

表 2-3 PICODA を用いたリサーチデザインの整理

観点	分析パターン	
	記述統計	プロペンシティスコアマッチング (PSM)
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	平成 27 (2015) 年度～令和 5 (2023) 年度に整備計画の認定を受け、本措置を適用した事業者	
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	【オフィス減税】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内において特定業務施設を整備した場合に、建物等の取得価額に応じて特別償却又は税額控除の適用を受けることができる制度 【雇用促進税制】 地域再生法に基づき、都道府県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた法人等が、地方活力向上地域等内に整備した特定業務施設で雇用を増やした場合、雇用者の増加数に応じて税額控除の適用を受けることができる制度	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成 27 (2015) 年度～令和 5 (2023) 年度に整備計画の認定を受けており、本措置を適用していない事業者	
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	適用件数 新規雇用者数 (事業所別)	新規雇用者数 (事業所別)
D (data collection) 政策の対象者 (地域)・非対象者 (地域) のデータ・指標をどのように収集するか	地方拠点強化税制に関する調査 (地方拠点強化税制アンケート調査) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書 (実績報告書)	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、本措置を適用した事業者の特徴分析	プロペンシティスコアを用いた平均処置効果の推定

2-4-2. 利用データ

本措置に関連するデータとして、利用候補に挙がったものは表 2-4 に記載した実績報告書、地方拠点強化税制アンケート調査、「経済産業省企業活動基本調査」（以下「企活」という。）、賃金構造基本統計調査の 4 種類である。なお、分析に当たっては、法人番号や新規雇用者数等のデータを取得する必要があると、検索の結果、4 種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った。検討の結果、緑枠内の実績報告書、地方拠点強化税制アンケート調査の 2 種類を使用して、分析を実施した。

実績報告書は、地域再生法施行規則第 36 条第 1 項に基づき各都道府県が提出を求めているものであり、整備計画の認定を受けた事業者は、実施期間中の各事業年度終了後 1 ヶ月以内に実施状況報告書を認定都道府県知事へ提出することが義務付けられている。主な内容は、業種や企業規模等の企業情報、整備内容、整備の実施時期、各措置の適用実績や各拠点での新規雇用者数等である。なお、適用された各措置の具体的な適用年度については把握できない。

地方拠点強化税制アンケート調査は、内閣府が各都道府県を通じて実施しており、実績報告書と同様に整備計画の認定を受けた事業者に対して実施されている年次調査である。ただし、既にオフィス減税又は雇用促進税制を適用した事業者や、前年度調査にて、オフィス減税や雇用促進税制について「今後適用する予定はない」と回答した事業者については隔年で、他施策の適用状況・予定や本措置への要望等について調査を実施している。主な調査内容は、業種や企業規模等の企業情報、計画認定日、各措置を適用した具体的な時期等である。

企活は、経済産業省が所管する基幹統計調査であり、従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金が 3,000 万円以上の企業全て（ただし一部の業種は除く）に対して実施されている年次の全数調査である。主な調査内容は、企業の概要や決算に関する情報である。

賃金構造基本統計調査は、厚生労働省が所管する基幹統計調査であり、5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所に対して実施されている年次の標本調査である。主な調査内容は、事業所ごとの雇用者数や雇用形態、給与額、労働時間等である。

検討の結果、地方拠点強化税制アンケート調査を用いて適用有無及び適用年度を把握した上で一部のアウトカム指標の取得を行い、実績報告書にてアウトカム指標を追加取得して補う方針が適切であると判断した。なお、企活は取得できる情報が事業者単位であること、賃金構造基本統計調査は標本調査でパネルデータの作成ができないことを踏まえ、本調査では活用しない方針とした。

表 2-4 本措置の分析に利用を検討したデータ一覧

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する実施状況報告書（実績報告書）	報告書（地域再生法施行規則第 36 条第 1 項の規定に基づき報告を求めるもの）	都道府県	対象：認定事業者 頻度：整備実施期間中の各事業年度（終了後 1 か月以内に都道府県知事へ提出することが義務付けられている）	事業者名、整備状況、雇用実績、特定業務施設における雇用実績、各措置の適用実績 等
地方拠点強化税制に関する調査（地方拠点強化税制アンケート調査）	担当部局等が実施するアンケート調査（公的統計以外のもの）	内閣府	調査対象：認定事業者 頻 度： 年次	本社所在地、企業名、業種、大企業・中小企業の区分、計画認定日、移転型・拡充型の別、オフィス減税・雇用促進税制の適用有無・予定、対象施設における当該事業年度の雇用者増加数等
経済産業省企業活動基本調査（企活）	公的統計（基幹統計：全数調査）	経済産業省	調査対象：従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業 頻 度： 年次	法人番号、資本金額又は出資金額、従業員数、経常利益、売上高 等
賃金構造基本統計調査	公的統計（基幹統計：標本調査）	厚生労働省	調査対象：5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所 頻 度： 年次	事業所ごとの雇用者数、雇用形態、給与額、労働時間数 等

2-4-3. データ処理

本調査では、地方拠点強化税制アンケート調査結果と実績報告書を、事業者名と移転又は拡充先の都道府県で接続してデータを作成した（図 2-7）。

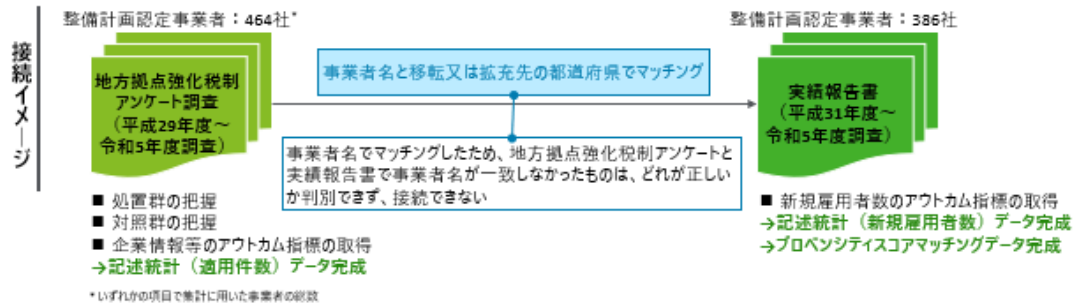


図 2-7 データの接続イメージ

また、本分析では、平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度に地方拠点強化税制アンケート調査に回答し、かつ平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度に実績報告書を提出した、地方拠点強化税制を適用した事業者を処置群、平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度に地方拠点強化税制アンケート調査に回答し、かつ平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度に実績報告書を提出した、地方拠点強化税制を適用していない事業者を対照群として分析を実施した。ただし、整備計画の認定を受けていない事業者を地方拠点強化税制アンケート調査や実績報告書から把握できなかったため、整備計画認定事業者のうち本措置を適用していない事業者を対照群としている。対照群の事業者は、施策パッケージ内の固定資産税の課税免除等の他の施策オプションを適用している可能性があるため、本分析は他の適用可能な施策オプションとの比較による相対的な変化の分析に留まっている点に留意が必要である。また、プロペンシティスコアマッチング実施に当たり、サンプルサイズの制約から更に仮定を置いて分析を実施している。詳細は、2-5-3 にて後述する。

2-5. 分析結果

2-5-1. 分析結果概要

本調査では、まず記述統計によってオフィス減税や雇用促進税制の適用事業者の特徴をそれぞれ捉え、その後、プロペンシティスコアを用いた平均処置効果の推定によって、本措置の効果を検証し、最後に、分析結果を踏まえた分析の限界点を整理した。記述統計では、適用件数について地方拠点強化税制アンケート調査（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）を用いて分析をした後、実績報告書（平成 31（2019）年度～令

和 5（2023）年度）と接続して、新規雇用者数を確認した。プロペンシティスコアを用いた平均処置効果の推定では、地方拠点強化税制アンケート調査（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）と実績報告書（平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度）を接続して、分析を実施した。

ただし、本調査では整備計画の認定を受けた事業者に対して実施している地方拠点強化税制アンケート調査結果を用いたが、整備計画の認定を受けた事業者が適用可能な特例措置には、固定資産税の課税免除等の地方拠点強化税制以外の施策オプションも存在するため、今回の分析で対照群とした事業者は、他の施策オプションを適用している可能性がある。つまり、本分析は施策全体が及ぼす影響ではなく、他の適用可能な施策オプションとの比較による相対的な変化の分析に留まっている。また、本措置の適用事業者数が少なく、特定の適用年度を対象に分析するには十分なサンプルサイズを取得できなかったため、適用年度を揃えるのではなく、整備計画の認定から 2 年経過時点の変化を分析している。

オフィス減税については、整備計画の認定を受けた事業者の半数以上が適用を予定しており、雇用者数が多い大規模な拠点拡充で適用されている。また、本措置の効果について、プロペンシティスコアマッチングにより、処置群と類似した対照群を選定した上で平均処置を推定したが、有意水準 10%で統計的に有意な影響が示唆された。

雇用促進税制については、オフィス減税と比較すると小規模な拠点移転・拡充で適用されている可能性がある。ただし適用件数が小さいため、得られた結果について誤差が大きいことに留意が必要である。また、プロペンシティスコアを用いた平均処置効果の推定では、統計的に有意な結果は得られなかった。

2－5－2. 記述統計

記述統計において、まず適用件数について地方拠点強化税制アンケート調査（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）を用いて分析を実施した。

図 2-8 より、整備計画全体ではいずれの年度においても移転型よりも拡充型の件数が多く、認定件数の 80%以上を占めていることが確認でき、特に拡充型が活用されていると考えられる。また、移転型については各年度のサンプルサイズが 10 件未満と小さいため、移転型に限定した定量分析を実施しても有効な結果を得ることは難しいと考えられる。なお、令和 5（2023）年度は他の年度と比べて適用件数が少ないが、これは集計に用いたデータが平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度のアンケート調査の結果であり、令和 5（2023）年度の認定事業者の多くがアンケート調査実施後に認定されていることにより、他の年度と比べて把握できている件数が少ないためである。

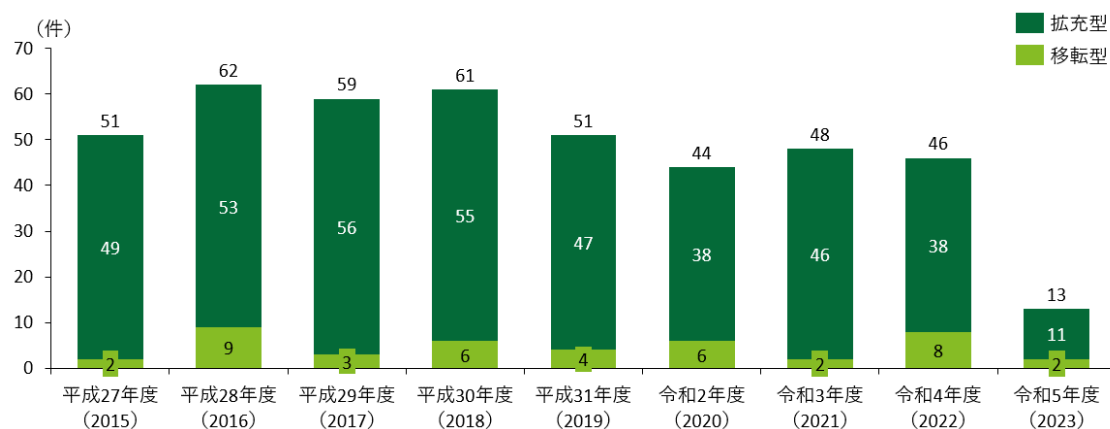


図 2-8 適用件数の推移¹⁴ (整備計画全体)

また、図 2-9 ではオフィス減税に限定した適用件数の推移を、図 2-10 では雇用促進税制に限定した適用件数の推移をそれぞれ示している。オフィス減税ではいずれの年度も移転型の割合が 11%以下と小さいが、雇用促進税制については移転型の割合が 50%を超える年度も存在する。ただし、雇用促進税制は各年度の適用件数が少なく、雇用促進税制に限定した定量分析を実施しても有効な結果を得ることは難しいと考えられる。

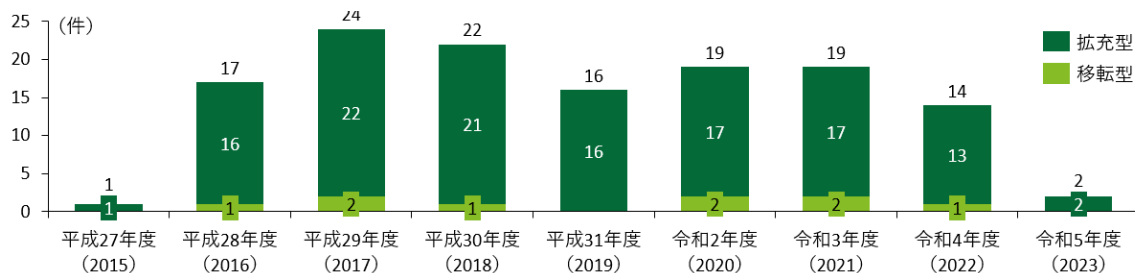


図 2-9 適用件数の推移¹⁵ (オフィス減税)

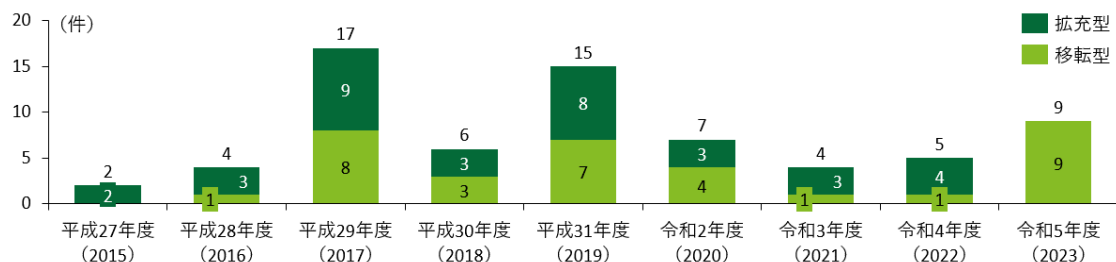


図 2-10 適用件数の推移¹⁶ (雇用促進税制)

¹⁴ 集計に使用するデータ項目に記載がある事業者のみ集計した。

¹⁵ 同上

¹⁶ 同上

次に、整備計画の認定を受けた事業者における本措置適用の組み合わせを図 2-11 と図 2-12 に示した。図 2-11 ではアンケート回答時に既に適用している措置の組み合わせを、図 2-12 では今後予定している措置も含めた組み合わせをそれぞれ示している。本措置を適用した事業者のうち、最も多いのはオフィス減税のみを適用する（予定の）事業者であり、両方適用する（予定の）事業者までを含めると、既に適用した事業者では 32%、適用予定の事業者も含めると 53%の事業者がオフィス減税を適用している（もしくは適用する予定である）。そのため、雇用促進税制と比べ、主としてオフィス減税を選好する事業者が多い可能性がある。一方で、適用予定の事業者を考慮しても、両方とも適用しない予定の事業者は全体の 34%を占める。そのため、本措置以外の特例措置を目的として整備計画を申請するケースもあると想定される。

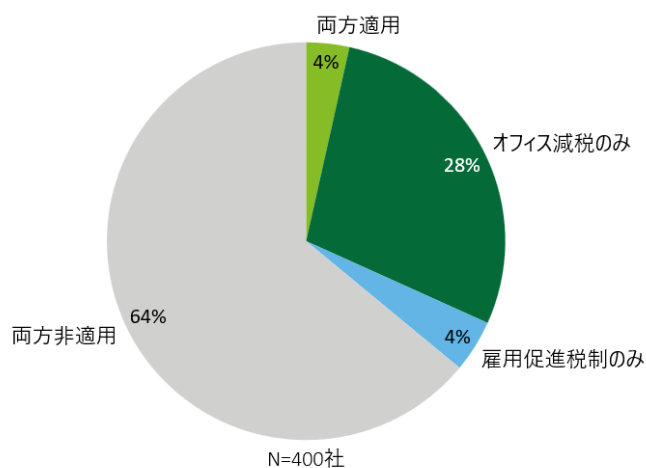


図 2-11 適用の組み合わせ¹⁷（既に適用した場合のみ集計）

¹⁷ 同上

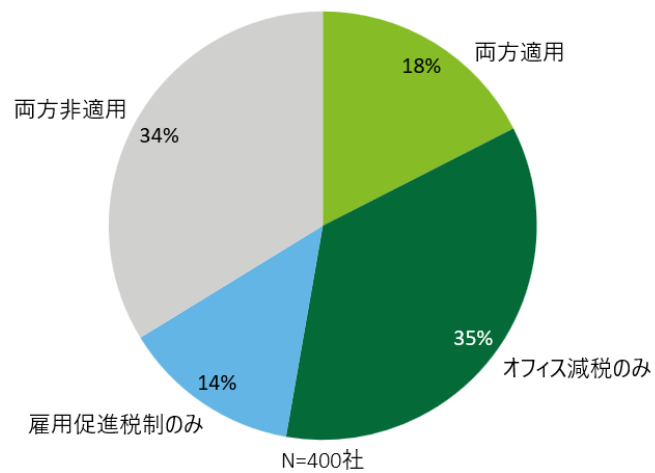


図 2-12 適用の組み合わせ¹⁸（適用予定も含めた集計）

また、図 2-13 にて整備計画全体における大企業と中小企業の割合を示した。図の通り、全体としては本措置を適用する事業者は中小企業が多い。

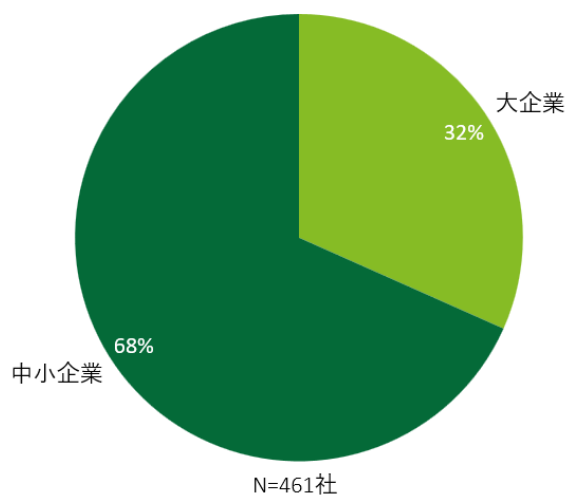


図 2-13 企業規模¹⁹（整備計画全体）

また、図 2-14 にてオフィス減税と雇用促進税制それぞれにおける大企業と中小企業の割合を示した。大企業・中小企業に関わらず、雇用促進税制と比べてオフィス減税の方が適用件数が多いが、特に大企業においてその傾向が顕著である。そのため、特に大

¹⁸ 同上

¹⁹ 同上

企業ではオフィス減税の方が選択されやすい傾向にあると考えられる。

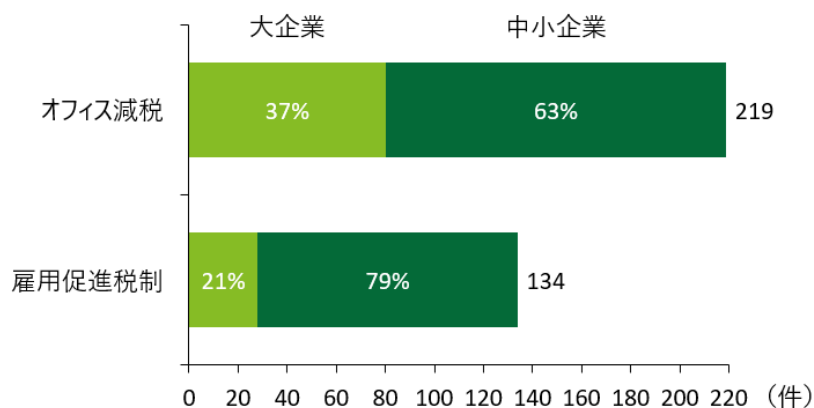


図 2-14 企業規模²⁰（措置別）

次に、業種の分布について確認した。図 2-15 では整備計画全体での業種の分布を示している。整備計画の認定事業者は製造業が圧倒的に多く、次いで卸売業・小売業、情報通信業、建設業の順となっており、特に製造業の事業者にとって適用しやすい制度になっている可能性がある。また、認定事業者が製造業に偏っているため、分析によって効果や特徴が確認できたとしても、本措置よりも、製造業界の傾向が影響している可能性もあり、効果検証においては、製造業界の傾向と切り分けられているか、考慮する必要がある。

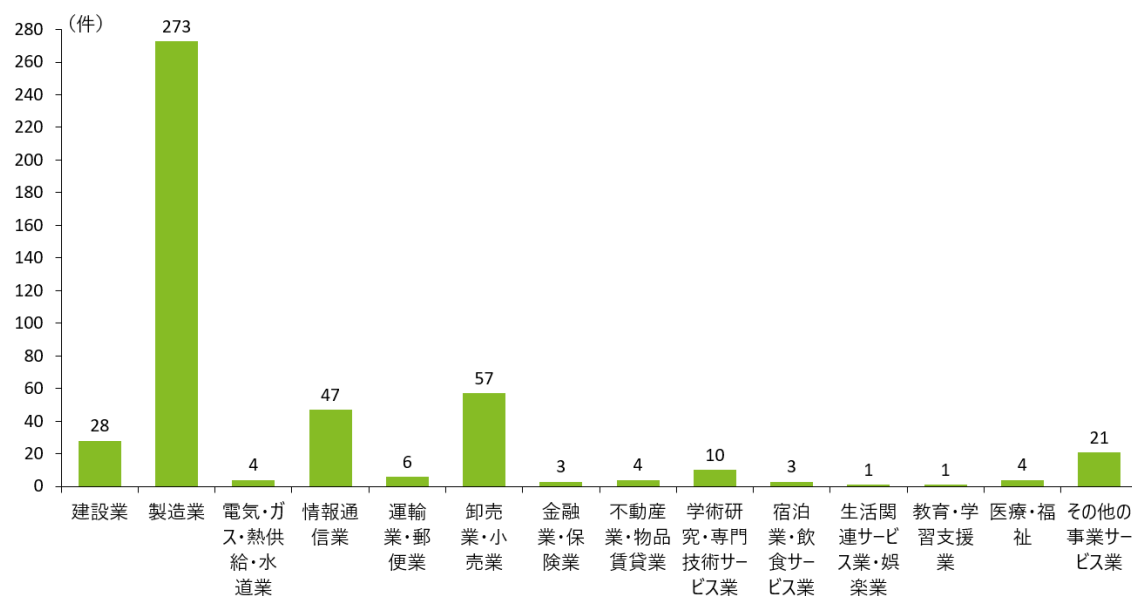


図 2-15 適用事業者の業種²¹（整備計画全体）

²⁰ 同上

²¹ 同上

また、図 2-16 と図 2-17 でオフィス減税と雇用促進税制それぞれにおける適用事業者の業種を記載した。オフィス減税、雇用促進税制のいずれにおいても、製造業の適用が最も多い傾向は共通している。また、大半の業種で雇用促進税制よりもオフィス減税の適用件数が多いが、情報通信業のみ雇用促進税制の適用件数が多い。

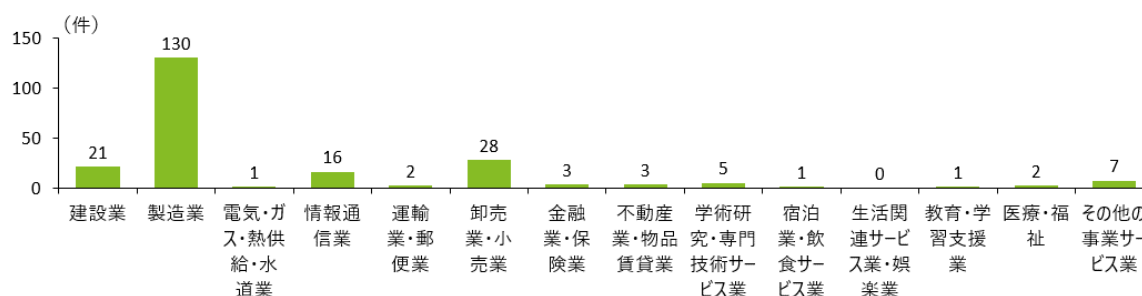


図 2-16 適用事業者の業種²²（オフィス減税）

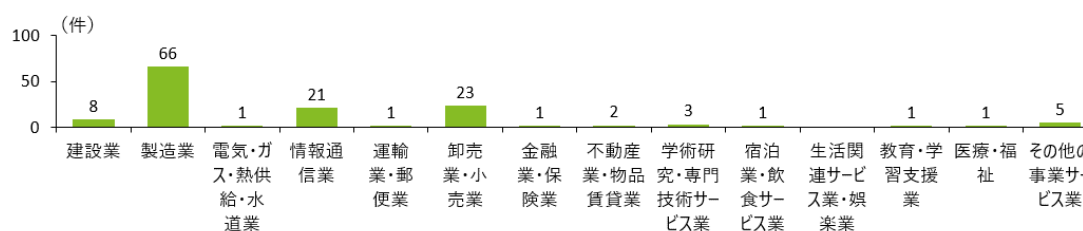


図 2-17 適用事業者の業種²³（雇用促進税制）

さらに、業種ごとに特定業務施設のうちの施設類型（事務所・研修所・研究所）による適用が多いか、図 2-18 にて可視化した。「学術研究_専門・技術サービス業」を除くと、いずれの業種も事務所を対象とした適用が最も多いことが確認できる。また、研究所の適用件数は業種によって大きく偏りがあり、製造業や学術研究業、専門・技術サービス業で適用が多い。これらを踏まえると、本措置は業種によって適用件数に偏りがあるが、特に研究所については適用業種がより限られる制度となっている可能性がある。

²² 同上

²³ 同上

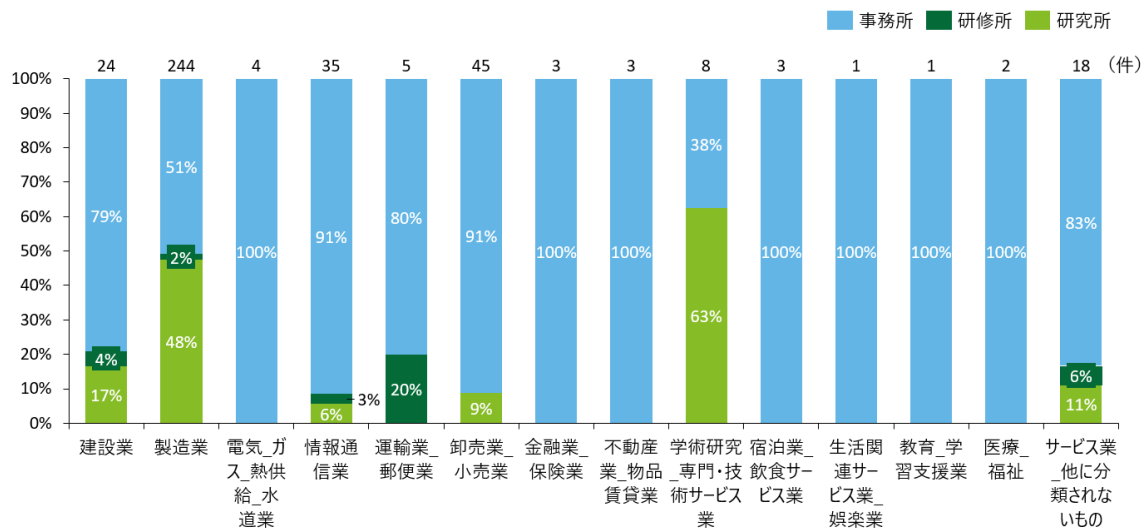


図 2-18 適用事業者の業種²⁴（施設類型別）

また、業種ごとに適用事業者の企業規模に差異はあるか、図 2-19 にて可視化した。適用件数が少ない「金融業_保険業」を除くと、いずれの業種においても中小企業の方が適用は多いことが確認できる。ただし、サンプルサイズが一桁の業種を除くと概ね、大企業が 20～40%ほどを占めており、最も件数が多い製造業においては大企業が 40%近くを占めている。そのため、本措置は主に中小企業の移転・拡充で適用されているが、一部の業種では、大企業も適用していると結論づけられる。

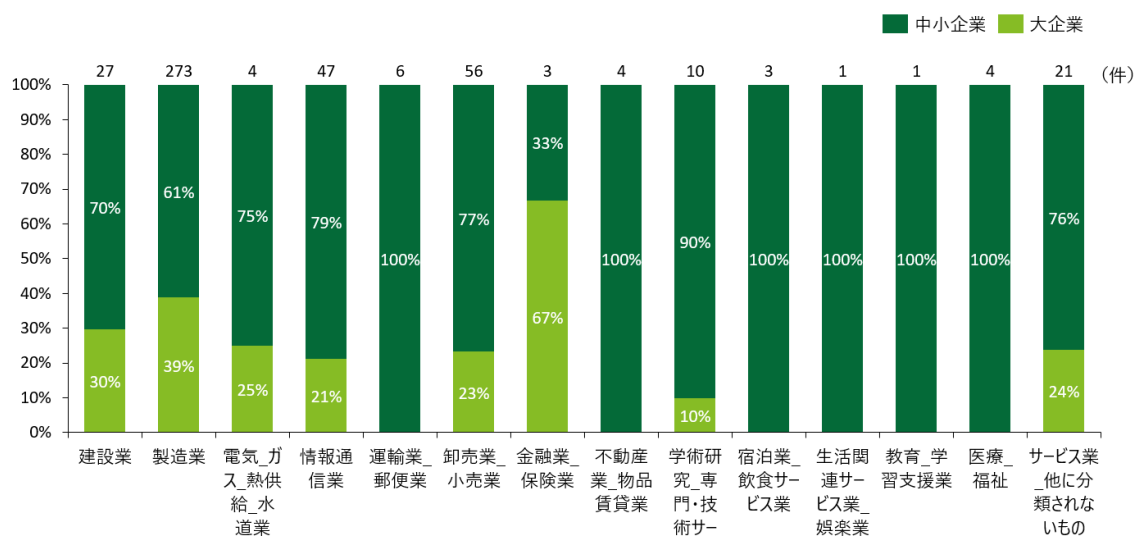


図 2-19 適用事業者の業種²⁵（企業規模別）

²⁴ 同上

²⁵ 同上

さらに、各都道府県の最低賃金水準を用いて、本措置によって、どのような最低賃金水準の地域へ移転・拡充が行われているか確認するため、令和 6（2024）年 8 月末時点での最低賃金水準で 47 都道府県を四つに区分し、各区分に該当する適用件数を算出した（表 2-5）。

表 2-5 最低賃金による区分の定義

区分	定義（最低賃金）	対象 都道府県数	主な都道府県
High	1,000 円以上	8	東京都、大阪府、愛知県等
Middle-1	950 円以上 1,000 円未満	8	北海道、茨城県、静岡県等
Middle-2	900 円以上 950 円未満	19	宮城県、新潟県、福岡県等
Low	900 円未満	12	青森県、徳島県、長崎県等

適用件数の合計は図 2-20 のとおりである。また、各区分で都道府県数が異なるため、1 都道府県当たりの平均適用件数も確認したが、1 都道府県当たりの平均適用件数については Middle-1 が最も多い（図 2-21）。

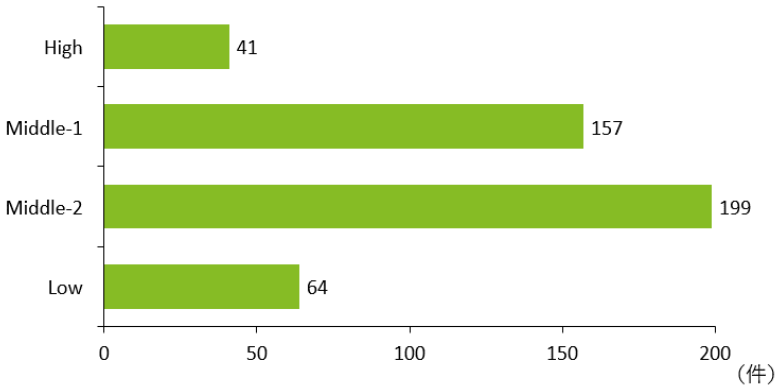


図 2-20 最低賃金区分別の適用件数²⁶

²⁶ 本社の所在分布と比較するため、本社住所に記載がある事業者のみ集計した。

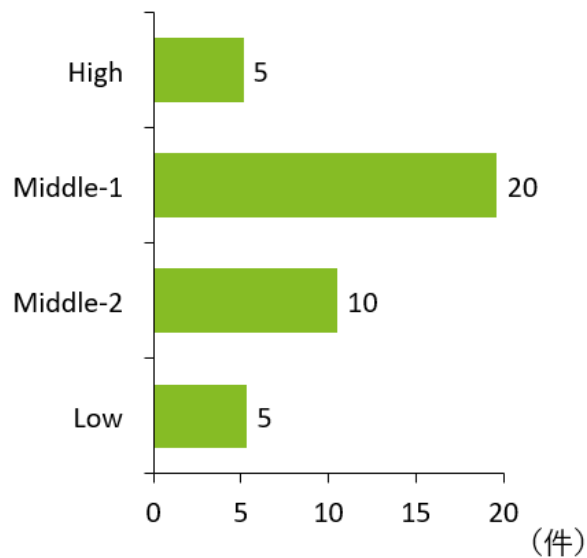


図 2-21 最低賃金区分別の適用件数（1 都道府県当たり）

また、図 2-22 にて本社が所在する地域の 1 都道府県当たり平均適用件数を示した。図 2-21 と図 2-22 を比較すると、本社と比較して移転・拡充先は最低賃金がより低い地域へ分布しており、賃金水準が低い地域への移転・拡充で雇用が創出されている可能性がある。ただし Middle-1 の地域の拠点増加数が Middle-2 や Low に比べて大きく、比較的都心に近い地域や地方の中心地域への移転が活発である可能性がある。また、High の地域への移転・拡充の平均適用件数が少ないが、これは東京や愛知・大阪の一部地域等、本措置の対象外地域が多く含まれている²⁷ことも影響していると考えられる。

²⁷ ”地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例 Q&A”.内閣府,
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/pdf/01qa.pdf>（令和 7 年 3 月 14 日参照）

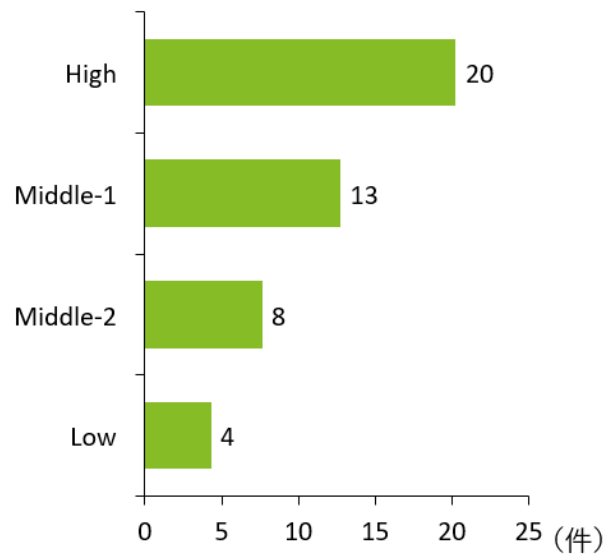


図 2-22 最低賃金区分別の適用件数（1 都道府県当たり：本社所在地）²⁸

次に、新規雇用者数に着目して、地方拠点強化税制アンケート調査（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）と実績報告書（平成 31（2019）年度～令和 5（2023）年度）を接続し、記述統計を実施した。

整備計画全体では、拡充型を選択した事業者による特定業務施設における新規雇用者数が特定業務施設における新規雇用者数全体の約 97%を占めている（図 2-23）。また、1 件当たりの新規雇用者数も拡充型が約 30 人と、移転型の約 3 倍である（図 2-24）。適用件数の集計結果も踏まえ、適用件数・新規雇用者数ともに拡充型が大半を占めている。

²⁸ 各区分で該当する都道府県数が異なるため、本社と移転・拡充先の平均適用件数の区分間合計は一致しない。

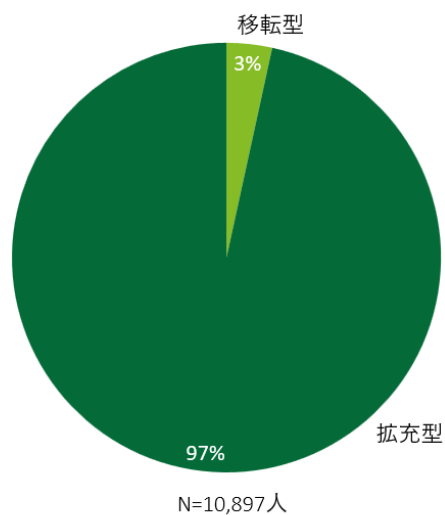


図 2-23 新規雇用者数合計（整備計画全体）

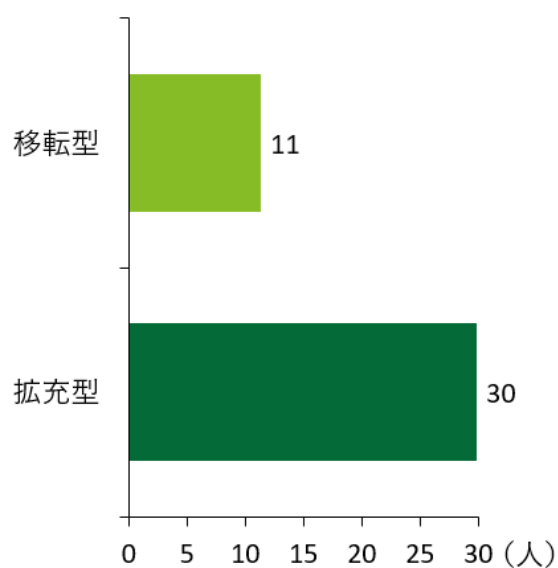


図 2-24 平均新規雇用者数（整備計画全体）

また、図 2-25 及び図 2-26 では、オフィス減税に限定して新規雇用者数合計と平均新規雇用者数をそれぞれ可視化した。オフィス減税に限定すると、拡充型による新規雇用者数は全体の 99%を占め、1 件当たりの新規雇用者数も拡充型が約 48 人と、移転型の約 4 倍である。また、整備計画全体と比較して、拡充型の平均新規雇用者数が多くなっており、特にオフィス減税については新規雇用者数が多い大規模な拠点拡充で適用されている可能性がある。

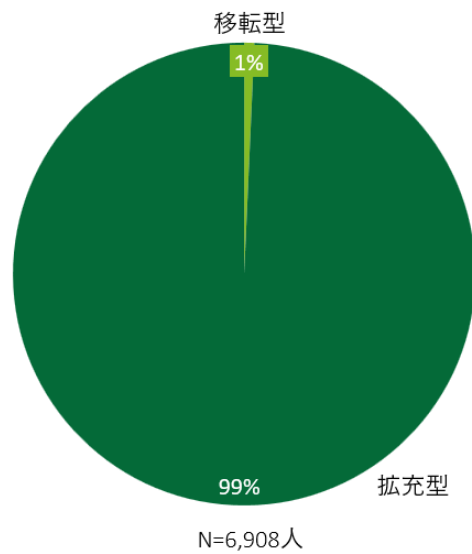


図 2-25 新規雇用者数合計（オフィス減税）

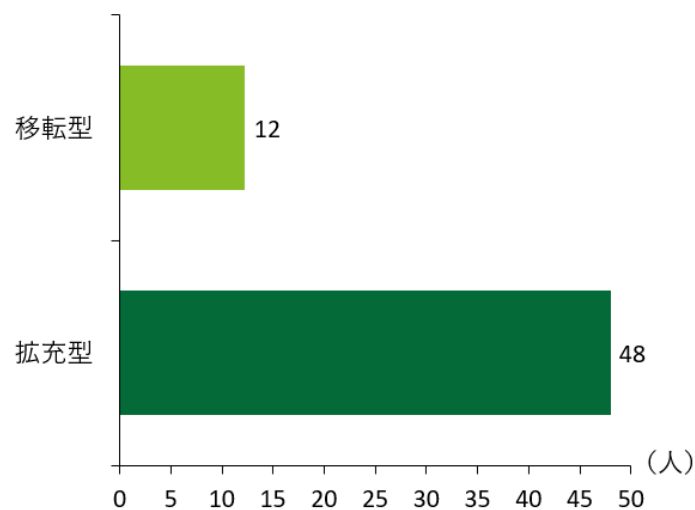


図 2-26 平均新規雇用者数（オフィス減税）

さらに、図 2-27 と図 2-28 では、雇用促進税制について、新規雇用者数合計と平均新規雇用者数をそれぞれ可視化した。雇用促進税制に限定すると、拡充型による新規雇用者数は全体の 97% を占め、1 件当たりの新規雇用者数も移転型の約 4 倍である。オフィス減税と比較して拡充型の割合は大きくは変わらないが、1 件当たりの平均新規雇用者数は移転型・拡充型ともにオフィス減税よりも少ない。そのため、雇用促進税制についてはオフィス減税に比べ、新規雇用者数が少ない小規模の拠点移転・拡充で適用されている可能性がある。

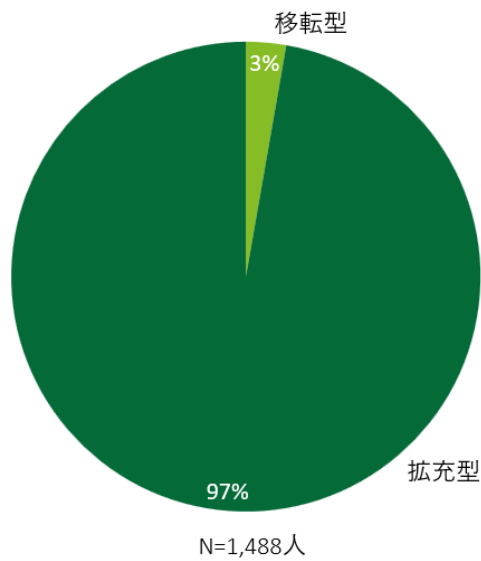


図 2-27 新規雇用者数合計（雇用促進税制）

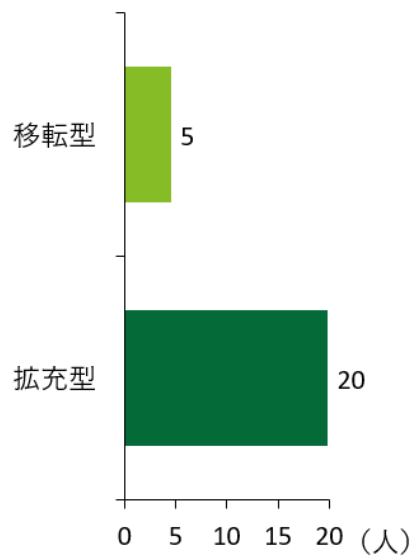


図 2-28 平均新規雇用者数（雇用促進税制）

適用の組み合わせごとに新規雇用者数合計と平均新規雇用者数を算出した。新規雇用者数合計では、オフィス減税のみを適用している事業者の新規雇用者数が全体の半数以上を占めている（図 2-29）。また、1 件当たりの平均新規雇用者数もオフィス減税のみの事業者が最も高い（図 2-30）。そのため、他措置と比較して、特にオフィス減税が大規模な新規雇用者数の創出と関係している可能性がある。

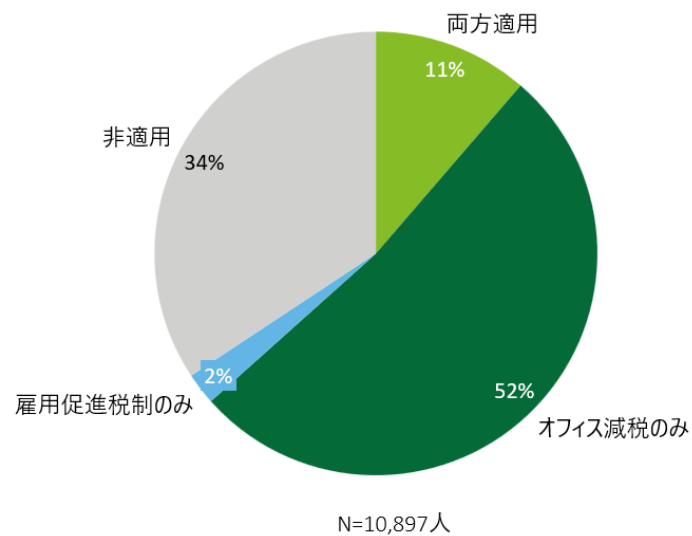


図 2-29 適用の組み合わせ（新規雇用者数合計）

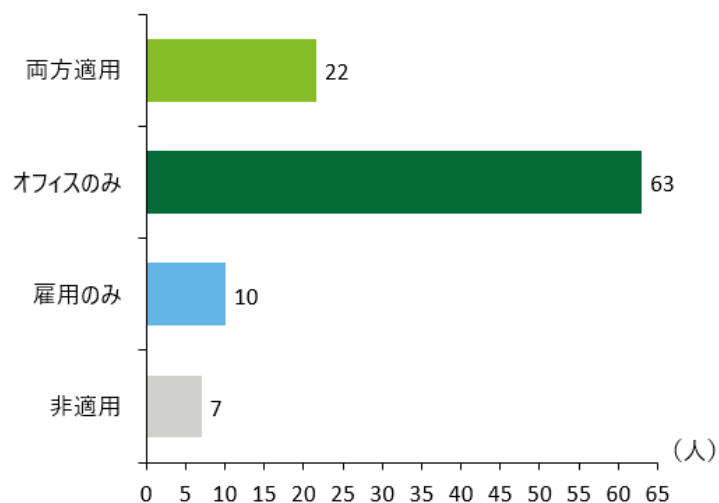


図 2-30 適用の組み合わせ（平均新規雇用者数）

最後に、企業規模別に新規雇用者数合計と平均新規雇用者数を確認した。まず、整備計画全体では、大企業の新規雇用者数が全体の約 87%を占めており（図 2-31）、1 件当たりの新規雇用者数も中小企業の約 7 倍である（図 2-32）。そのため、適用件数は中小企業の方が多いことから、本措置の適用事業者としては中小企業が多いが、本措置のアウトカム指標である新規雇用者数については大企業の影響が大きい可能性がある。

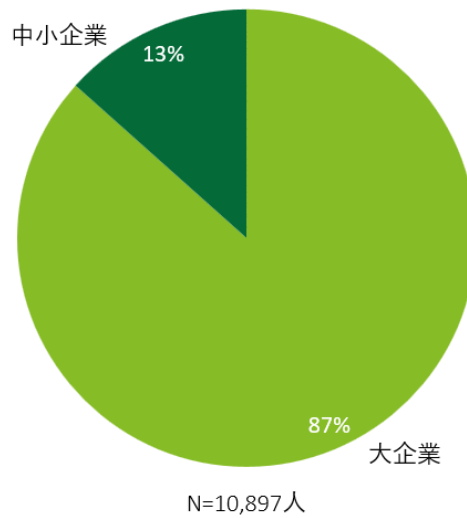


図 2-31 企業規模別新規雇用者数合計（整備計画全体）

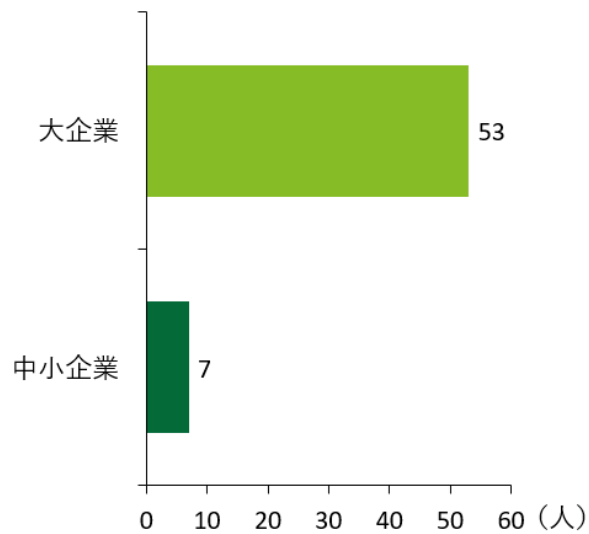


図 2-32 企業規模別平均新規雇用者数（整備計画全体）

また、図 2-33 と図 2-34 では、オフィス減税に限定して企業規模別の新規雇用者数を確認した。オフィス減税に限定すると、大企業の新規雇用者数が全体の約 93%を占めており、1 件当たりの平均新規雇用者数は中小企業の約 12 倍である。つまり、整備計画全体と比較して、大企業の平均新規雇用者数が高くなっており、特にオフィス減税が大企業の大規模な新規雇用者数創出へ影響している可能性がある。また、適用の組み合わせにおいて、オフィス減税のみ適用している事業者の新規雇用者数が半数以上を占めていたが、オフィス減税適用事業者のうち、特に大企業での新規雇用者数が大きいことが

影響していると考えられる。

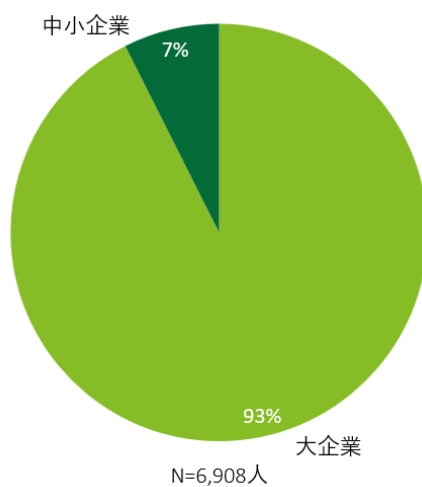


図 2-33 企業規模別新規雇用者数合計（オフィス減税）

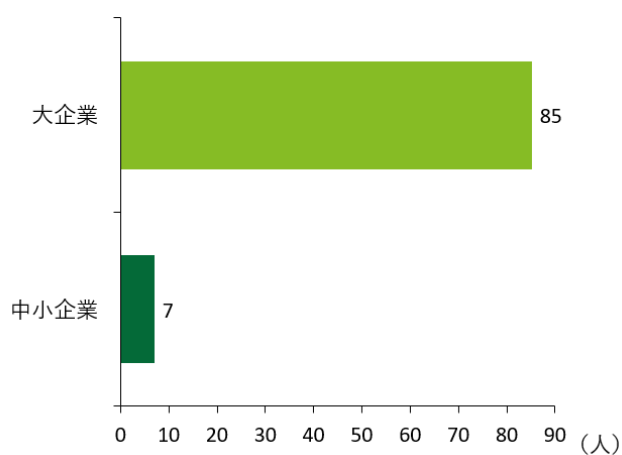


図 2-34 企業規模別平均新規雇用者数（オフィス減税）

雇用促進税制に限定した結果については、図 2-35 と図 2-36 のとおりである。大企業の新規雇用者数が全体の 82% を占めており、1 件当たりの平均新規雇用者数は中小企業の約 5 倍である。ただし、整備計画全体やオフィス減税と比較して、中小企業の新規雇用者数が占める割合が高い。また、中小企業について、1 件当たりの平均新規雇用者数はオフィス減税と大きな差は無く、中小企業についてはオフィス減税と同様の効果が得られている可能性がある。

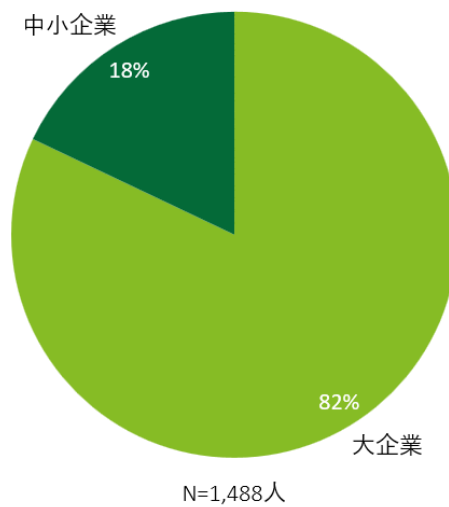


図 2-35 企業規模別新規雇用者数合計（雇用促進税制）

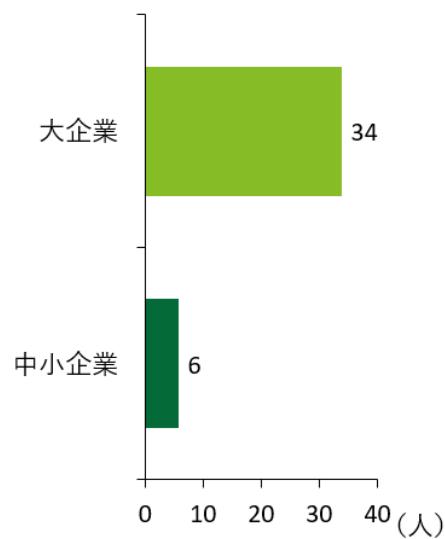


図 2-36 企業別平均新規雇用者数（雇用促進税制）

2-5-3. プロペンシティスコアを用いた平均処置効果の推定

本分析では、各事業者のオフィス減税・雇用促進税制それぞれの適用年度が把握可能な地方拠点強化税制アンケート調査（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）と、各事業者の累計新規雇用者数が把握可能な実績報告書（平成 31（2019）年度～令和 5

(2023) 年度)²⁹を接続し、分析を実施した。ただし、オフィス減税も雇用促進税制も、分析条件を満たすサンプルサイズが小さく、手法の変更や、処置群・対照群の設定に仮定を置いた分析が必要であった。

当初、差の差分析を用いて、処置群と対照群で改正前後の新規雇用者数の変化を比較することを想定していたが、分析のためには処置群・対照群それぞれの改正前後の年単位での新規雇用者数が必要になる。実績報告書と地方拠点強化税制アンケート調査を接続したところ、最新の改正年度である令和4(2022)年度にオフィス減税を適用し、かつ令和4(2022)年度前後とも実績を報告している事業者は2件と非常に少なかったため、差の差分析は実施できなかった。

そこで、本分析では、プロペンシティスコアマッチング(PSM)を用いて処置群と対照群を選定し、新規雇用者数に対するそれぞれの平均処置効果を比較することとした。ただし、本分析では仮定を置いて分析を実施している点に注意が必要である。本来であれば適用年度及び適用からデータ取得までの年数が同じ事業者を比較することが望ましい。しかし、今回使用した地方拠点強化税制アンケート調査結果と実績報告書を接続したデータでは、分析条件を満たすサンプルサイズが最大でも6件と小さく、分析が難しい。そのため、適用年度を揃えず、サンプルサイズが最も大きかった整備計画認定から2年後に実績報告を実施している事業者に限定し、「整備計画が認定された年度の2年後に実績報告を行っており、それまでにオフィス減税又は雇用促進税制を適用している事業者」を処置群、「整備計画が認定された年度の2年後に実績報告を行っており、かつオフィス減税又は雇用促進税制を適用していない事業者」を対照群とした(図2-37)。ただし、適用年度が異なる事業者の平均を取るため、推定結果の数値は特定の改正における効果を表していない(本措置が具体的にどのくらいの期間でどの程度の効果があるかを検証できない)点に留意が必要である。

²⁹ なお、毎年度提出している事業者は各年度の新規雇用者数の変化も把握可能である。

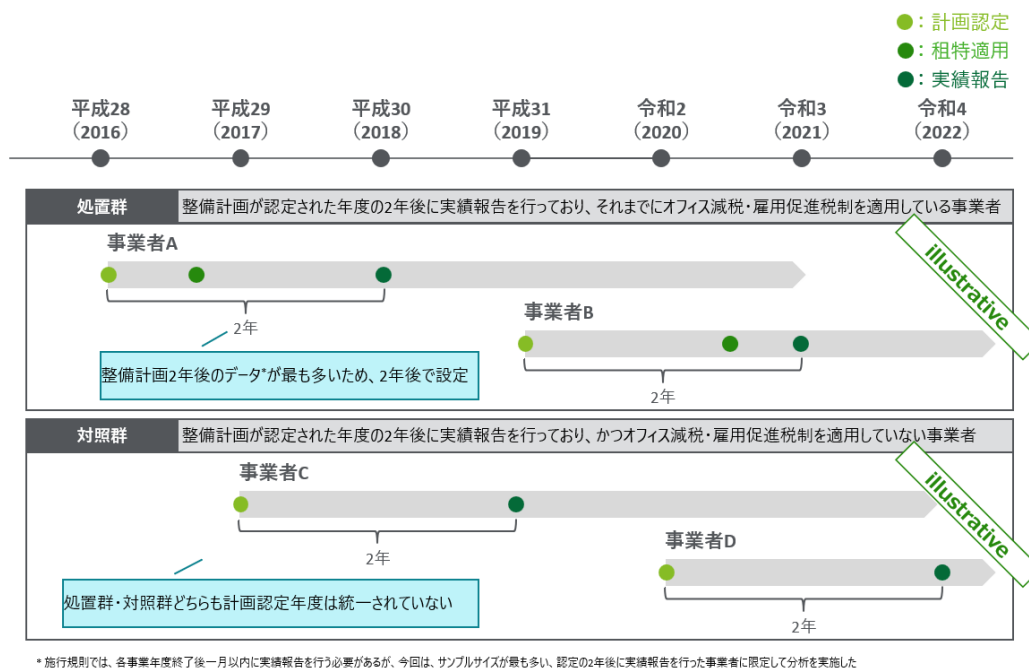


図 2-37 処置群・対照群の設定イメージ

また、処置群と対照群の新規雇用者数を比較する際、単にオフィス減税又は雇用促進税制の適用事業者と非適用事業者を比較すると、これらの事業者の間に元々存在する差異（企業規模等）が新規雇用者数へ及ぼす影響も効果に含まれてしまう。そのため、企業規模や移転先市町村の規模等から、各事業者が本措置を適用する可能性（プロペンシティスコア）を算出し、処置群・対照群の間でスコアが似ている事業者を選定した上で、抽出したサンプルによって処置群・対照群の新規雇用者数の差を確認した。

プロペンシティスコアの算出には、表 2-6 のとおり、いずれも事業者の資本金や総雇用者数、業種ダミー、対象地域の財政力指数等、七つの変数を用いた。

表 2-6 プロペンシティスコアマッチングに用いた変数

変数	詳細
capital	資本金
all_employee	事業者全体の総雇用者数
manufacturing	製造業ダミー

変数	詳細
type_research	施設類型ダミー（研究所）
type_training	施設類型ダミー（研修所）
index_new	移転・拡充先の財政力指数（市区町村）
index_main	本社所在地の財政力指数（都道府県）

図 2-38 と図 2-39 は、プロペンシティスコアマッチング前後での各変数の処置群・対照群の平均の差を、オフィス減税、雇用促進税制でそれぞれプロットしたものである。0 に近いほど変数の差が小さいことを表している。マッチング前の両者の比較は赤点で、マッチング後の両者の比較は青点で表示しているが、大半の変数において青点の方が 0 に近くなっており、これらの変数はある程度適切にコントロールされていると考えられる。

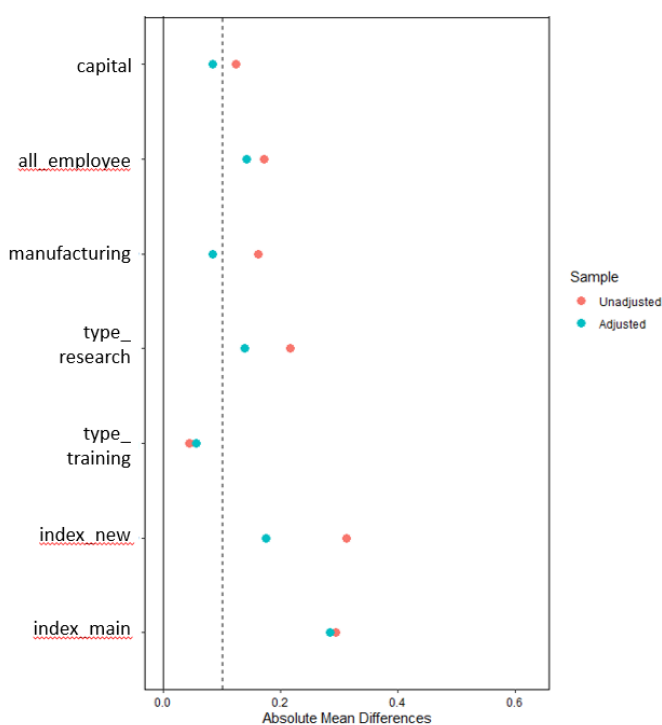


図 2-38 プロペンシティスコアマッチングの実施結果（オフィス減税）

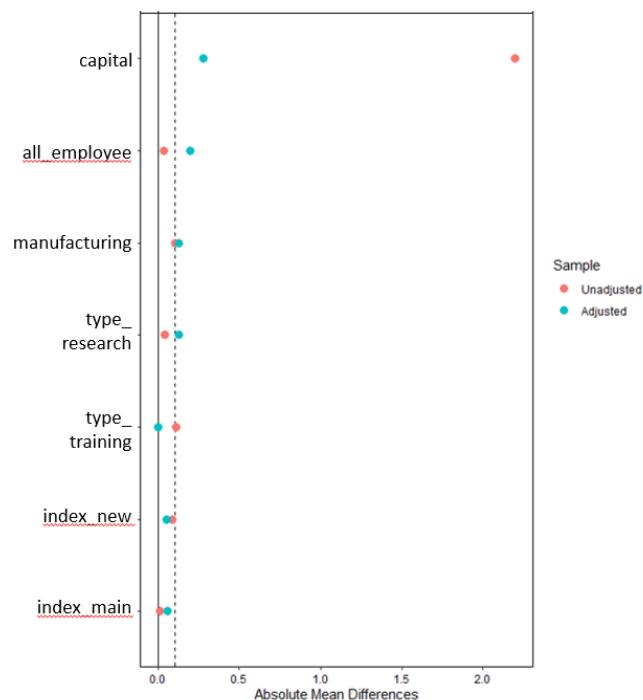


図 2-39 プロペンシティスコアマッチングの実施結果（雇用促進税制）

図 2-40 にて、オフィス減税について、プロペンシティスコアマッチングを行う前後における適用事業者と非適用事業者の新規雇用者数、資本金、事業者全体の総雇用者数の変化を示した。プロペンシティスコアマッチングを実施する前と比べて処置群・対照群の間での新規雇用者数の差分がやや小さくなっており、元の比較と比べ、資本金等の他の変数による新規雇用者数への影響がコントロールされている。

—— プロペンシティスコアマッチング前の平均値 ——			—— プロペンシティスコアマッチング後の平均値 ——		
	適用事業者	非適用事業者		適用事業者	非適用事業者
事業者数	36	45	事業者数	36	36
新規雇用者数 (人)	50.2	17.5	新規雇用者数 (人)	50.2	18.1
資本金 (百万円)	12,019	7,544	資本金 (百万円)	12,019	9,019
総雇用者数 (人)	4,437	2,358	総雇用者数 (人)	4,437	2,712

図 2-40 プロペンシティスコアマッチング前後での各種変数の平均値（オフィス減税）

さらに、プロペンシティスコアマッチング実施後の処置群・対照群の間での新規雇用

者数の差分について、平均の差の検定を実施したところ、有意水準 10%ではあるが、統計的に有意な差が確認できた（図 2-41）。適用事業者と非適用事業者を比較すると、その差の平均値は約 32 人であり、オフィス減税の適用によって約 32 人の新規雇用が発生している可能性がある。ただし、今回の分析は、処置群・対照群ともに適用年度を揃えておらず、強い仮定の下で実施しており、またサンプルサイズも小さいため、十分に信頼できる結果とはいえない点に留意が必要である。

	適用事業者	非適用事業者	差	t値
事業者数	36	36		
新規雇用者数 (人)	50.2	18.1	32.1* (18.3)	1.75

() 内は標準偏差
*有意水準10%、**有意水準5%、***有意水準1%

図 2-41 平均の差の検定結果（オフィス減税）

次に、雇用促進税制についてもプロペンシティスコアマッチングを行う前後における適用事業者と非適用事業者での新規雇用者数、資本金、事業者全体の総雇用者数の変化を示した（図 2-42）。雇用促進税制については、プロペンシティスコアマッチングを実施する前は非適用事業者の方が新規雇用者数の平均が大きかったが、プロペンシティスコアマッチング後は適用事業者の新規雇用者数の平均の方が大きくなっている。

—— プロペンシティスコアマッチング前の平均値 ——			—— プロペンシティスコアマッチング後の平均値 ——		
	適用事業者	非適用事業者		適用事業者	非適用事業者
事業者数	16	65	事業者数	16	16
新規雇用者数 (人)	23.2	34.2	新規雇用者数 (人)	23.2	21.4
資本金 (百万円)	2,034	11,379	資本金 (百万円)	2,034	844
総雇用者数 (人)	3,028	3,344	総雇用者数 (人)	3,028	1,110

図 2-42 プロペンシティスコアマッチング前後での各種変数の平均値
（雇用促進税制）

平均の差の検定を実施した結果、雇用促進税制適用事業者と非適用事業者の比較において、新規雇用者数の統計的に有意な差は確認できなかった（図 2-43）。ただし、今回の分析は、処置群・対照群ともに適用年度を揃えておらず、強い仮定の下で実施しており、またサンプルサイズも小さいため、十分に信頼できる結果とはいえない。また、記

述統計の分析結果より、雇用促進税制は雇用者が少ない中小企業向けの租特だと考えられるため、新規雇用者数増加の効果は小さいことが想定される。

	適用事業者	非適用事業者	差	t値
事業者数	16	16		
新規雇用者数 (人)	23.2	21.4	1.81 (15.6)	0.116

() 内は標準偏差
*有意水準10%、**有意水準5%、***有意水準1%

図 2-43 平均の差の検定結果（雇用促進税制）

2-6. 示唆

本章では、本措置について、記述統計による適用事業者の傾向把握と、プロペンシティブスコアを用いた平均処置効果の推定を実施した。その結果、特にオフィス減税については、有意水準 10%ではあるが、適用事業者と非適用事業者の間に統計的に有意な新規雇用者数の差が確認された。

本措置に関するデータ整理の状況を図 2-44 にて整理した。担当府省では整備計画を認定した事業者を把握できるため、アンケートの回収率は 100%ではなく、全適用事業者を把握できるわけではないものの、租特適用事業者の把握自体は十分可能である。また、適用事業者及び非適用事業者の租特改正後のアウトカム指標や、租特以外のアウトカム指標に影響する因子についても、一部のデータは取得可能であった。一方で、租特適用前のアウトカム指標や、新規雇用者数以外の拠点単位のデータ等は取得できなかったため、今後は因果推論アプローチを実施する上で必要なこれらのデータを取得していくことが課題になると考えられる。

	現状	達成状況
租特適用事業者の特定	○	整備計画を認定した事業者が把握できるため、全ての適用事業者に対してアンケート調査が実施できている（ただし回収率は100%ではないため、全適用事業者が把握できるわけではない）
租特適用事業者の 租特改正後のデータの取得	△	新規雇用者数等の一部アウトカム指標については地方拠点強化税制アンケート調査等で取得できているが、良質な雇用者の数等、一部取得できていないアウトカム指標も存在する
租特非適用事業者の 租特改正後のデータの取得	△	整備計画を申請した事業者の中では、本措置を適用していない事業者を把握できるが、そもそも整備計画を申請していない事業者については把握やアウトカム指標の取得ができていない
租特適用事業者の 租特改正前のデータの取得	×	租特適用前（拠点の拡充・移転前）のアウトカム指標については、アンケート調査等で取得しておらず、データが存在しない
租特非適用事業者の 租特改正前のデータの取得	×	租特適用前（拠点の拡充・移転前）のアウトカム指標については、アンケート調査等で取得しておらず、データが存在しない
租特以外のアウトカム指標 へ影響する要因を考慮	△	分析モデルに組み込むことで制御が期待できる、事業者ごとの資本金や従業員数等のアウトカム指標に影響を与え得る指標は一部取得できているが、拠点の規模（拠点における雇用者数や売上等）を考慮できるようなデータは取得できていない

図 2-44 データ整理の状況

最後に、本調査における分析を踏まえ、表 2-7 で、分析課題と対応案を整理した。例えば、今回分析に使用した地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書においては、本措置の適用前に回答した事業者と適用後に回答した事業者が混在しており、データ取得時の状況が統一されていなかった。これについては回答時点を揃えて状況を統一することができれば、より精度が高い分析が実施可能になる。また、今回は対照群を「整備計画が認定されたが、オフィス減税又は雇用促進税制を適用していない事業者」としたが、本来は本措置を適用していない事業者全体を母集団として対照群を設定すべきであり、これらの事業者についてもアンケート調査の実施等によりデータを取得することが望ましい。

表 2-7 分析課題と対応案

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アンケート調査と実績報告書の接続	地方拠点強化税制アンケート調査結果と実績報告書の接続キーとして事業者名と移転又は拡充先の都道府県を用いたが、事業者名の表記ゆれ等が存在したため、一部の事業所が接続できなかった	文字情報での接続は限界があるため、地方拠点強化税制アンケート調査結果と実績報告書の間で、例えば事業所番号のような共通キーとなる項目を設ける 地方拠点強化税制アンケート調査・実績報告書で法人番号を把握できるようにする
2		アウトカム指標の取得	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書上で、新規雇用者数以外のアウトカム指標を取得できなかったため、ロジックモデルの他のアウトカム指標については効果が検証できなかった	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書にて、新規雇用者数に加え、事業所の雇用者数や雇用者の雇用形態、賃金等も把握する
3		回答時点の統一	実績報告書において、本措置適用前に回答した事業者と適用後に回答し	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書について、整備計画の期間終了後に提出を求め

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			た事業者が混合しているため、本措置の適用年度と適用から報告までの年数が同一の事業者を特定できず、本措置が具体的にどのくらいの期間でどの程度の効果があるかを検証できなかった	る等、回答時点を揃える
4		年単位でのデータ取得	実績報告書では提出時点での累計の新規雇用者数を質問しているが、実績報告書を毎年度提出している事業者が少ないため、年単位の新規雇用者数の増減を捕捉できず、当初想定していた差の差分分析ができなかった	地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書にて新規雇用者数を取得する際、回答時点の累計でなく、回答時点までの年単位での新規雇用者数を設問に設ける
5		対照群の把握	本来は整備計画の認定を受けていない事業者も含めた本措置を適用していない事業者全体を母集団として対照群を設定すべきだが、整備計画の認定を受けていない事業者を地方拠点強化税制アンケート調査結果や実績報告書から把握できなかったため、整備計画認定事業者のうち本措	可能であれば、整備計画の認定を受けていない事業者についてもアンケート調査を実施し、新規雇用者数等を取得することが望ましい アンケート調査により、適用事業者の対象事業所における雇用者数や平均賃金を把握する。さらに、賃金構造基本統計調査により、適用事業者の移転先の都道府県・市区町村における事業所1か所当たりの雇用者数、平均賃金を算出し、アンケ

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			置を適用していない事業者を対照群としており、対照群の事業者も、施策パッケージ内の他の施策オプションを適用している可能性がある	ートで取得した適用事業者の値と比較する
6	制度	施策内措置の効果の切り分け	本措置は、整備計画の認定を受けた事業者が適用できる複数の特例措置の一部という位置づけであるが、本措置の適用事業者は、地方税の課税免除等、施策パッケージ内の他の施策オプションを併用している可能性があるため、対象となる措置の効果を持ち出して確認できず、効果の中には他の措置によるものが含まれる可能性があるということに留意しつつ分析を行った	個別の支援策について切り出して効果検証を実施したい場合、対象措置を適用していないが、それ以外の措置の適用状況等が処置群とできる限り同じ状態の事業者を対照群として分析を行うか、対象措置にのみ大きな変更が生じた時期を対象に分析を行うことが望ましい一方で、このような個々の措置を持ち出して効果を検証する場合、処置群及び対照群のサンプルサイズが小さくなる可能性があるため、大きいサンプルサイズで分析するためにパッケージで効果を検証することも、有益な手段として認識される

3. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

本章では、「試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（租税特別措置法 第 42 条の 4）」（以下本章において「本措置」という。）に関する効果検証の実施内容について取りまとめた。

3－1. 制度概要

本措置は、我が国の研究開発投資総額（令和 2 年度：19.2 兆円）の約 7 割（同：13.8 兆円）を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化すること、あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築することを目的とした租税特別措置であり、企業が研究開発を行った場合に、法人税額から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じた金額を控除できる制度である。適用件数は令和 5（2023）年度で 17,845 件、適用総額は令和 5（2023）年度で約 9,479 億円である³⁰。

本措置には、「一般試験研究費の額に係る税額控除制度」（以下「一般型」という。）と「中小企業技術基盤強化税制」（以下「中小型」という。）、「特別試験研究費の額に係る税額控除制度」（オープンイノベーション型（以下「OI 型」という。））の三つの類型がある。このうち一般型及び OI 型、並びに中小型及び OI 型は併用が可能である。

令和 5 年度に実施した効果検証においては、一般型を対象とし、今回は中小型と OI 型の 2 類型を対象としたものである。

一般型の対象者は、青色申告書を提出する法人である。税額控除限度額は試験研究費に控除率を乗じた金額であり、控除率は増減試験研究費割合³¹に応じて 1～14%の間で変動する。また、税額控除上限額は調整前法人税額に一定割合を乗じた金額であり、その割合は増減試験研究費割合に応じて 20～30%の間で変動する。ただし、試験研究費割合³²が 10%超の場合は、先述の増減試験研究費割合に応じた割合と試験研究費割合に応じて変動する割合（25～35%の間で変動）のいずれか大きい方となる。さらに、対象者が設立 10 年以内等の要件を満たすベンチャー企業である場合は、控除上限が 15%上乘せされる。

中小型の対象者は、青色申告書を提出する中小企業者等³³である。税額控除限度額は試験研究費に控除率を乗じた金額であり、控除率は増減試験研究費割合に応じて 12～17%の間で変動する。また、税額控除上限額は調整前法人税額に一定割合を乗じた金額であり、

³⁰ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 7（2025）年 2 月国会報告）による。なお、適用金額及び適用件数については、単体法人と連結法人の合計を記載している。

³¹ 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額の比較試験研究費の額に対する割合をいう。増減試験研究費の額は、適用年の試験研究費の額から、適用年前 3 年以内の各年分の試験研究費の額を平均した額を減算した額をいう。

³² 試験研究費割合とは、適用年分の試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

³³ 本措置における中小企業者等とは、租税特別措置法第 42 条の 4 の中で定義された中小企業者及び農業協同組合等であり、中小企業基本法等による定義とは異なる点に注意が必要である。

その割合は①増減試験研究費割合が12%超の場合に適用される割合（35%）、②試験研究費割合に応じて変動する割合（25～35%の間で変動）のどちらかである（ただし、①が優先して適用される。）。

OI型の対象者は、青色申告書を提出する法人である。税額控除限度額は特別試験研究費に控除率を乗じた金額であり、控除率はその研究を共同して行う、又は委託する相手方に応じて20%～30%の間で変動する。例えば、特別研究機関、大学等との共同・委託試験研究の場合は30%、スタートアップ等との共同・委託試験研究の場合は25%、その他の民間企業等の共同・委託試験研究の場合は20%とされている。また、税額控除上限額は調整前法人税額の10%である。

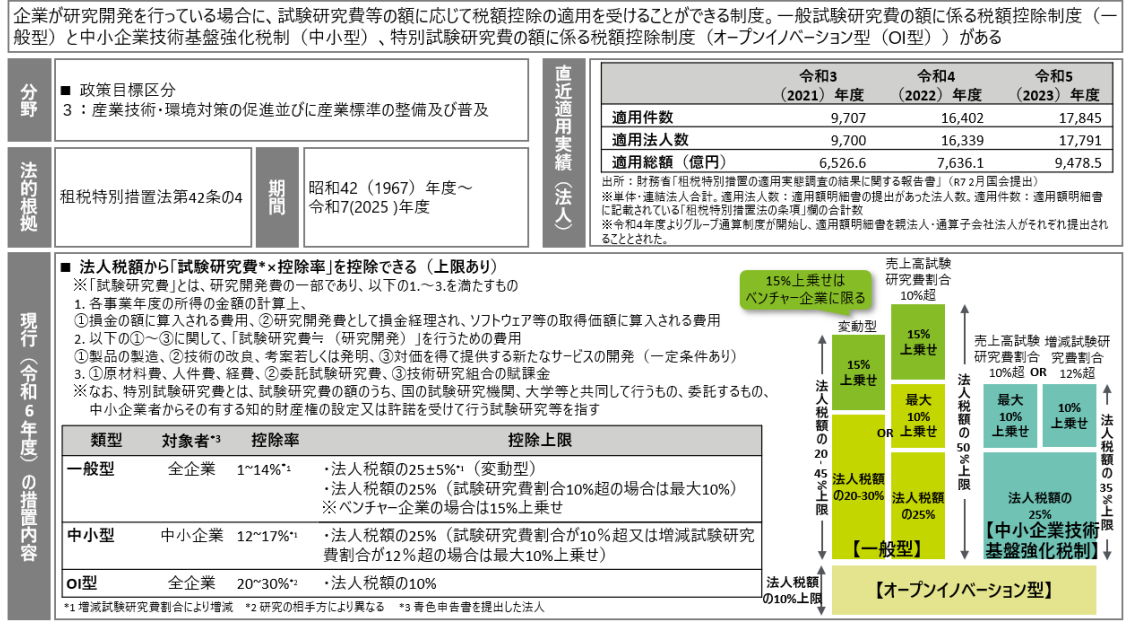


図 3-1 本措置の概要³⁴

分析を行う際には、前後の年で大きな制度改正や内容変更のない年度を対象にすることが望ましいことから、分析の対象年度を検討するために、図 3-2 及び図 3-3 において、本措置の直近の改正を整理した。

本措置においては、前後の年度に改正がない又は改正が軽微な年度として、平成 29（2017）、平成 31（2019）及び令和 3（2021）年度の改正が効果検証に適していると考えられる。

³⁴ 点検結果報告書（令和 4（2022）年度）

	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)
改正有無	有	微改正	－	微改正	微改正	有	有	－
前年度からの主な改正内容	【総額型】 ①試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例の創設（控除上限を20%から30%に引上げ、税額控除限度超過額の繰越期限） 【〇型】 ②特別試験研究費の範囲の見直し	【総額型】 「増加型」と「高水準型」の2年延長	－	【総額型】 「増加型」と「高水準型」の2年延長	【総額型】 ①控除上限を20%から30%に引き上げ 【〇型】 ②特別試験研究費の範囲の見直し（一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を追加）	【総額型】 ①「増加型」による税額控除割合が、従前の5%均一から、増加率に応じて5～30%の間で変化する制度に変更 ①インセンティブ強化	【総額型】 ①控除上限の変更（法人税額の20%（*特例により30%）→25%） ※②により特例の場合の総枠（30%）を維持 【〇型】 ②控除上限（法人税額の5%）の別枠化 ③特別試験研究費の範囲の見直し、控除率の引上げ 【その他】 ④控除限度超過額の繰越控除の廃止	－
上記改正の主な目的	① 最近の社会経済情勢を踏まえ、需要不足に対処するため ② 産業技術強化法の一部改正に伴う改正	－	－	－	①オープンイノベーションの促進	①インセンティブ強化	①～③オープンイノベーションの推進	－

※ 総額・一般型と〇型に係る改正のうち主なものを記載

図 3-2 本措置の改正の経緯
(平成 21 (2009) 年度～平成 28 (2016) 年度) ³⁵

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無	有	－	有	微改正	有	－	有	－
前年度からの主な改正内容	【総額型】 ①試験研究費の増減に応じた控除率の導入（控除率上限を10%→14%に引上げる特例の設置） ②試験研究費の範囲の見直し（サービス開発の追加） ③「増加型」の廃止（「高水準型」が「試験研究費割合が10%を超える場合の控除上限上乗せ特例」のいずれかを選択適用） 【〇型】 ④特別試験研究費の範囲の見直し	－	【総額型】 ①控除率の見直し、研究開発型ベンチャーに対する控除上限の引上げ ②「高水準型」の廃止（「試験研究費割合が10%を超える場合の控除上限上乗せ特例」のみ） 【〇型】 ③特別試験研究費の範囲の見直し、控除上限の引上げ（5%→10%） ④研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の控除率の引上げ（20%→25%）	【〇型】 ①特別試験研究費の範囲の見直し	【総額型→一般型への改名】 ①要件を満たす場合（コロナ特例）の控除率の引上げ（25%→30%） ②控除率の上乗せ措置の要件である増減試験研究費割合の見直し（8%→9.4%）、控除率の下限の引下げ（6～14%→2%～14%） ③税務上資産として扱われるソフトウェアを試験研究費の対象に追加	【共通】 租税特別措置の不適用措置の要件を見直し	【一般型】 ①試験研究費の額の増減に応じた控除率の実動措置を導入し、コロナ特例を廃止 ②控除率カーブの見直し、控除率の下限の引下げ（2%～14%→1%～14%） 【〇型】 ③スタートアップ企業の定義の見直し ④高度研究人材に係る人件費に20%の控除率を設定 【共通】 ⑤試験研究費の範囲の見直し	【共通】 租税特別措置の不適用措置の要件を見直し
上記改正の主な目的	①インセンティブ強化 ②第4次産業革命による新たなビジネスの創出の後押し（ビッグデータ等を活用したサービス開発の促進） ③〇型の利用促進	－	①～④インセンティブ強化、研究開発型ベンチャーの支援強化、質の高い研究開発の促進	－	①②コロナ禍の厳しい経営環境にあって研究開発投資を増加させる企業へのインセンティブ強化	－	①②メリハリの効いたインセンティブをより多くの企業に働かせるため ③④スタートアップ企業との共同研究や高度研究人材の活用を促進するため ⑤デジタル化への対応やより質の高い試験研究を後押しするため	－

※ 総額・一般型と〇型に係る改正のうち主なものを記載

図 3-3 本措置の改正の経緯
(平成 29 (2017) 年度～令和 6 (2024) 年度) ³⁶

³⁵ 各年度の税制改正解説資料等

³⁶ 同上

3－2. ロジックモデル

本措置のロジックモデルを整理し、定量的な分析に向けて測定指標を設定した。なお、測定指標については、今回の分析を行うに当たり、試行的に仮置きしたものである。一般型及び中小型と OI 型ではその効果に差異があると思われることから、個別にロジックモデル・測定指標を整理した。なお、制度上では、試験研究費と特別試験研究費が区別されているが、本調査上では、これらを合わせて「研究開発費」とし、ロジックモデルを整理した。

一つ目の一般型及び中小型については、まず、インプットに「租税特別措置法第 42 条の 4」を、アクティビティ（政策実施者視点）に「租税特別措置法の改正」を、そしてアウトプットに「改正税制の施行」をそれぞれ設定した。アウトプットに関する測定指標には「適用件数」「適用額」を設定した。

次に、短期アウトカムとして「研究開発の増加」を設定した。短期アウトカムの測定指標としては、「研究開発投資額」「研究開発件数」「特許出願数」「特許取得率」「売上高研究開発費比率」「研究者当たり研究開発費³⁷」を設定した。

さらに、長期アウトカムとして「生産性及び収益性の向上」を設定し、その測定指標として「(5 年後) 売上高営業利益率」「売上高増減率」「TFP（全要素生産性）」「研究開発費増減率」「5 年後営業利益/研究開発費」を設定した。これは研究開発が一般に将来における生産性の向上、又は収益の獲得を目的として行われることを想定して設定したものである。

最終的なインパクトは「日本の成長力と国際競争力の強化」「国内における研究開発投資額の増加」を設定し、測定指標は「GDP」「研究開発投資額」とした。

³⁷ 「研究者当たり研究開発費」については、一般型のための指標である。

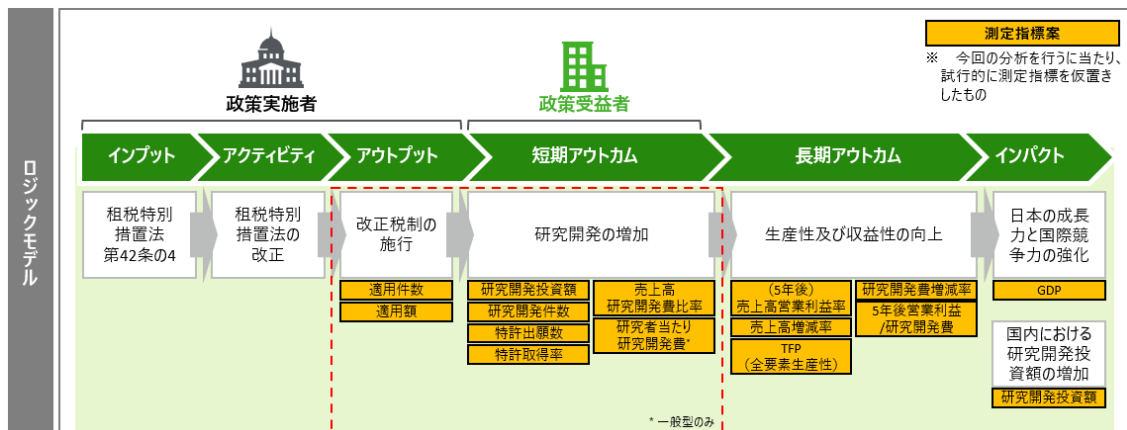


図 3-4 一般型及び中小型のロジックモデル³⁸

二つ目のOI型については、まず、インプットに「産業競争力強化法第2条第6項」「租税特別措置法第42条の4」を、アクティビティ（政策実施者視点）に「産業競争力強化法の改正」「租税特別措置法の改正」を、そしてアウトプットに「産業競争力強化法及び改正税制の施行」をそれぞれ設定した。アウトプットに関する測定指標には「適用件数」「適用額」「特定新事業開拓事業者申請件数」を設定した。

次に、短期アウトカムとして、「研究開発の増加」を設定した。短期アウトカムの測定指標としては、「共同・委託研究開発投資額」「共同研究開発件数」「特許出願数」「特許取得率」「売上高研究開発費比率」「研究者当たり研究開発費」を設定した。

さらに、長期アウトカムとして「生産性及び収益性の向上」を設定し、その測定指標として「(5年後)売上高営業利益率」「売上高増減率」「TFP（全要素生産性）」「研究開発費増減率」「5年後営業利益/研究開発費」を設定した。

最終的なインパクトは「日本の成長力と国際競争力の強化」「国内における共同研究開発投資額の増加」を設定し、測定指標は「GDP」「研究開発投資額」とした。

³⁸ 点検結果報告書（令和4（2022）年度）

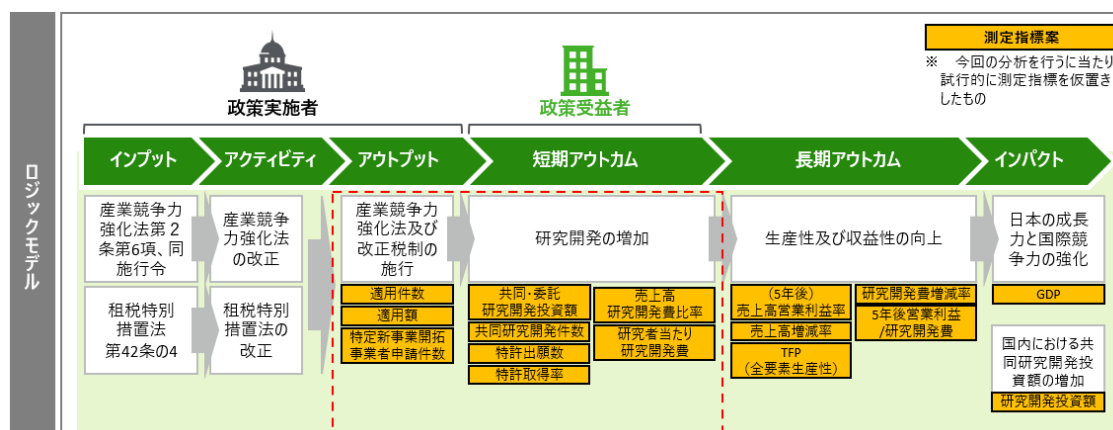


図 3-5 OI 型のロジックモデル³⁹

なお、一般型については令和5年度に実施した効果検証にて既に分析を実施したため、これ以降は中小型とOI型に絞って、分析結果を記載する。

3-3. ヒアリング調査

3-3-1. ヒアリング目的

ヒアリング調査は、他の租特と同様に、租特適用事業者が当該租特をどのように受け止め、どのように活用するに至ったか、事業者の意思決定の流れを確認し、当該租特の目的と照らし合わせて、所管府省が目指す行動変容に寄与しているのか把握する観点で実施した。

3-3-2. ヒアリング対象

本調査では、総務省行政評価局が中小型を適用した事業者、OI型を適用した事業者、大学・研究機関やスタートアップ等のOI型を利用した共同研究の相手方（以下「共同研究相手方」という。）計7者を対象にヒアリングを実施した。

³⁹ 点検結果報告書（令和4（2022）年度）

表 3-1 ヒアリング対象

中小型適用事業者	A 社（製造業）、B 社（製造業）
OI 型適用事業者	C 社（製造業）、D 社（サービス業（その他））
OI 型共同研究相手方	E 社（大学・研究機関）、F 社（大学・研究機関）、 G 社（スタートアップ）

3-3-3. ヒアリング調査結果

ヒアリング調査の結果は、以下のとおりである。本結果は各事業者の発言を忠実に再現し、信頼性を確保するためプラス、マイナス両方の受け止めを記載したものであり、それぞれの詳細は、表 3-2 にて記載している。

（１）研究開発の実施に与える影響

本措置が研究開発の実施にどのような影響を与えているか確認したところ、研究開発の実施有無や内容に直接的に与える影響は大きくないものの、研究開発実施の助けになっている等、押し上げ効果に関する意見が聞かれた。

具体的には、本措置について、研究を継続して行うための下支えとなる有益な租特であり、効果は相当程度あると認識している企業や、本措置が研究開発の実施有無や内容に直接的に与える影響は大きくはないが、一定の助けになっていると捉えている企業、OI 型による控除上限の上乗せを評価し、一般型と比べて一定のメリットがある等の意見が聞かれた。一方で、共同研究相手方からは本措置のメリットを一定程度感じつつも十分に活用できていない、また対応コストが上回るという意見も聞かれた。

（２）研究開発予算に与える影響

本措置が研究開発予算にどのような影響を与えているか確認したところ、直接影響を与えているわけではないものの、事業規模が拡大すれば予算にも影響を与える可能性がある等の意見が聞かれた。

（３）再投資効果

本措置の適用による控除額を更なる研究開発投資の原資とする再投資効果があるか確認したところ、一部の企業から税控除相当額を運転資金へ転送できる等、財務状況の改善に寄与しているとの意見が聞かれた。

（４）本措置が廃止された場合の影響

本措置が廃止された場合にどのような影響があるか確認したところ、一部の企業から

研究開発予算へ影響を及ぼす可能性があるほか、研究所の海外移転を検討する可能性があるとの意見が聞かれた。

表 3-2 本措置適用事業者へのヒアリング結果

項目	ヒアリング結果
(1) 研究開発の実施に与える影響	<本措置全般> ○ 本措置は研究を継続して行うために役に立つ租特であり、効果は相当程度ある - 研究開発は中長期的な計画で実施しているため、本措置があることにより研究開発を強力に推し進めているとは言い切れないが、研究開発を継続して行うための下支えとなる有益な租特であり、相当程度の押し上げ効果があると認識している。 <中小型> ○ 本措置が研究開発の実施有無・内容に直接的に与える影響は大きくはないが、一定の助けになっている - 研究開発及び研究開発予算については、中長期計画に基づき実施しているため、本措置が研究内容や研究開発費に直接的に与える影響は大きくないが、一方で本措置によるインパクトは非常に大きいと感じており、メリットを十分に受けていることは認識している。 - 研究開発は会社目標に沿って進めており、研究開発費のうち本措置が適用されるものを後から集計する形となる。本措置を適用できないため研究開発を行わないという選択肢はないが、研究開発継続のインセンティブとして認識している。 <OI型－税制適用企業> ○ OI型には一般型と比べて一定のメリットがある - 共同研究の実施可否は研究部門も含めての最終判断となるが、OI型税制が利用できる共同研究を取り下げる可能性は低いと思われる。理由は、OI型税制は短期間で相当程度複雑な手続が必要であるものの、税控除のメリット、財務状況に与える影響を考えると、できるだけ利用し、共同研究を実施した方が良いとの判断となるからである。 - 共同研究を実施したいが、社内決裁を取りづらい大規模な予算となった場合に、税制メリットのより大きい OI 型税制

項目	ヒアリング結果
	を提案の一つのツールとして活用することは、あり得る。 ・ OI型は一般型と別枠であり、一般型の控除額上限まで達している企業においても、OI型の上乗せ上限まで活用していない場合が多いと思われ、活用意義は非常に大きいと思われる。 <OI型－共同研究相手方> ○ 共同研究相手方では、本措置のメリットをあまり活かしていない・感じられていない ・ 本措置は、共同研究相手方には優遇措置がないが、マクロで見た時には、税制適用企業がスタートアップ企業等との共同研究に係る予算を増額する動機付けになっている部分はあると考えられ、間接的なメリットはあると言える。 ・ 税制適用企業から見て、複数の共同研究相手候補を比較した際に、控除率の高い類型の相手先を選定するほどの動機付けにはならないのではないかと。理由は、研究開発は、他企業と競合するようなものではなく、また、共同研究費の相場もないため、適用割合の数%の違いが共同研究相手方を決定づけるものではないと思われるため。 ・ 共同研究相手方は、煩雑な事務手続を行う必要があるが、優遇措置は適用されず、事務コストだけがかかる状況なので、メリットは税制適用企業側にだけにあり、共同研究相手方にはないと感じる。
(2) 研究開発予算に与える影響	○ 現状、本措置が研究開発予算に直接影響を与えているわけではないが、事業規模が拡大すれば予算にも影響を与える等の可能性がある ・ 研究開発活動を拡大していくフェーズであるため、研究開発費増額のための後押しとなると考える。 ・ 研究開発のテーマ検討・実施可否の段階で、あらかじめ本措置による控除額を見越して研究開発に係る予算を増額するようなレベルの事業規模の会社ではないが、OI型を利用する場合は、一般型と比較して控除割合が大きくなるため社内でも説明しやすく、通常よりもテーマが通りやすくなる可能性はある。 ・ 研究開発税制創設時から毎年本措置を活用しており、年度当初に予算案を精査する際は、本措置の適用は所与のものとして控除額の試算を行っている。 ・ 本措置が研究開発費や営業利益に直接影響を与えるわけで

項目	ヒアリング結果
	はないが、研究開発費と本措置による控除額・税引き後の金額を試算し、社としてバランスが良いと考える財務状況に持っていくようにしている。
(3) 再投資効果	○ 控除額の運転資金への転用メリットがある ・ 税控除相当額を運転資金へ転送できる等、財務状況の改善に寄与している。
(4) 本措置が廃止された場合の影響	○ 研究開発予算への影響と海外移転を検討する可能性がある ・ 研究開発予算へ影響を及ぼす可能性があるほか、すぐにはないが、事業規模が更に拡大すれば、海外移転を検討する局面が後に出てくる可能性も大いにある。

3-3-4. ヒアリングまとめ

今回ヒアリングを実施し把握できた限りでは本措置が研究開発活動に直接的に影響を与えているという意見（トリガー効果）は確認できなかった一方で、間接的に研究開発投資の維持・拡大に寄与している可能性（押し上げ効果）があるとの示唆が得られた。

また、複数の事業者から、本措置を所与のものとして捉えて研究開発を含む事業計画を策定しているほか、将来の研究開発活動を見越して活用を検討しているという意見が聞かれる等、本措置がすでに企業行動に織り込まれている可能性についても確認することができた。

3-4. 中小型

3-4-1. リサーチデザイン

(1) 分析手法

本調査では、中小型の適用有無が把握できる「中小企業実態基本調査」（以下「中小実」という。）をベースとして、企活を接続し、分析を実施した。

まず中小実と企活を接続し、令和3（2021）年度に中小型を適用した事業者について傾向を記述統計から把握した後、プロペンシティスコアを用いた差の差分析による因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した（表 3-3）。

表 3-3 PICODA を用いたリサーチデザインの整理（中小型）

観点	分析パターン	
	記述統計	プロペンシティスコアを用いた差の差分析
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	令和 3（2021）年度に中小型を適用した中小企業者	
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	企業が研究開発を行っている場合に、試験研究費等の額に応じて税額控除の適用を受けることができる制度 【令和 3（2021）年度の改正】 ① 要件を満たす場合の控除上限の引上げ（25%→30%） ② 控除率の上乗せ措置の要件である増減試験研究費割合の見直し（8%→9.4%）	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	令和 3（2021）年度に研究開発投資を行っているが、中小型を適用していない中小企業者	
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	資本金 従業員数 経常利益 業種	研究開発費 売上高研究開発費比率 特許所有数 研究開発費増加率
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	中小企業実態基本調査（中小実） 経済産業省企業活動基本調査（企活）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、租特を適用した事業者の特徴分析	プロペンシティスコアを用いた差の差分析による因果推論

（２） 利用データ

中小型に関連するデータとして、利用候補に挙げたものは表 3-4 に記載した企活、中小実、科学技術研究調査、研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査の 4

種類である。分析に当たっては、資本金や研究開発費等のデータを取得する必要がある、検索の結果、4種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った。検討の結果、緑枠内の企活、中小実の2種類を使用して、分析を実施した。

企活は、経済産業省が所管する基幹統計調査であり、従業者50人以上かつ資本金又は出資金が3,000万円以上の企業全て（ただし一部の業種は除く）に対して実施されている年次の全数調査である。主な調査内容は、企業の概要や決算のほか、取引状況や研究開発の取組状況、技術の保有状況である。なお、中小型やOI型等本措置の適用有無については、把握されていない。

中小実とは、経済産業省が所管する一般統計調査であり、業種ごとに定義されている要件に該当する中小企業に対して実施されている年次の標本調査である。主な調査内容は、企業の概要や決算のほか、設備投資や研究開発の状況等であり、中小型の適用有無についても調査されている。

科学技術研究調査は、総務省が所管する基幹統計調査であり、資本金又は出資金が1,000万円以上の企業、非営利団体・公的機関及び大学等に行われる年次の標本調査である。主な調査内容は資本金額、従業員数、研究費、研究員数等である。

研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査は、経済産業省が実施しているアンケート調査であり、中小企業向けの支援事業に採択された事業者等に対して年次で実施している。主な調査内容は企業の決算情報の一部や、租特適用有無（一般型・中小型・OI型）、研究費、研究員数等である。

検討の結果、中小実を用いて適用有無を識別した上で、法人番号を用いて全数調査の企活と接続してパネルデータを作成する方針が適切であると判断した。なお、科学技術研究調査は、本措置の適用有無を把握できず、また標本調査でパネルデータを作成できないため、本調査では活用しない方針とした。また、研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査については、他府省等への外部提供は利用目的外であるため、本調査では活用しない方針とした。

表 3-4 本措置の分析に利用を検討したデータ一覧

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
経済産業省 企業活動基本調査（企 活）	公的統計 （基幹統 計：全数調 査）	経済産業省	調査対象：従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業 ⁴⁰ 頻 度：年次	法人番号、資本金額又は出資金額、従業員数、経常利益、売上高、研究費 等
中小企業実 態基本調査 （中小実）	公的統計 （一般統 計：標本調 査）	経済産業省	調査対象：中小企業（業種により企業規模の範囲の指定あり） 頻 度：年次	法人番号、租特適用有無（中小型）、資本金額、従業員数、売上高、設備投資額 等
科学技術研 究調査	公的統計 （基幹統 計：標本調 査）	総務省	調査対象：資本金又は出資金が 1,000 万円以上の企業、非営利団体・公的機関及び大学等 頻 度：年次	資本金額、売上高、従業員数、研究費、研究員数 等
研究開発税 制等の利用 実態等に関 するアンケ ート調査	担当部局等 が実施する アンケート 調査（公的 統計以外の もの）	経済産業省	調査対象：中小企業向けの支援事業に採択された事業者等 頻 度：年次	売上高、従業員数、租特適用有無（一般型・中小型・OI 型）、研究費、研究員数 等

（３） データ処理

本調査では、中小型については中小実と企活を接続してパネルデータを作成した。中小実と企活のどちらについても法人番号が把握されていたため、共通のデータ項目であ

⁴⁰ 企業規模以外にも業種によって調査対象範囲が定められており、対象外となる業種も存在する。

る法人番号をマッチングキー項目として突合した。

中小型については、令和4（2022）年度の中小実にて、令和3（2021）年度に「研究開発を実施した」かつ「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）を利用した」と回答しており、かつ令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の企活にも回答している事業者を処置群、令和3（2021）年度に「研究開発を実施した」かつ「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）を利用していない」と回答しており、かつ令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度の企活にも回答している事業者を対照群とし、令和4（2022）年度の企活と接続して記述統計のデータセットを作成した。また、令和3（2021）年度の企活を接続して、プロペンシティスコアを用いた差の差分分析のパネルデータセットを作成した（図3-6）。ただし、中小型は中小実にて処置群と対照群を把握しているが、中小実では中小型の適用実態しか把握できないため、対照群に一般型・OI型の適用事業者が含まれている可能性がある。また、中小実では、単年度の適用有無しか把握できないため、対照群に直近（前年度等）に中小型を適用した事業者が含まれている可能性についても留意が必要である。

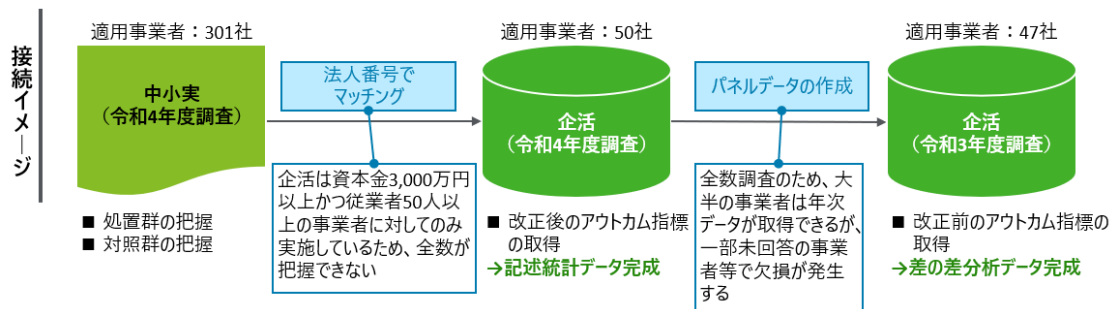


図3-6 データの接続イメージ（中小型）

なお、中小実と企活は、それぞれ公的統計の対象範囲が異なるため、今回は接続することができた事業者のみを対象としてデータセットを作成している。そのため、中小型の適用事業者の全てを捕捉できているわけではなく、捕捉できた範囲は図3-7のデータの捕捉範囲のイメージのとおりであり、中小実と企活が重なり合う部分に該当する事業者のみが今回の分析範囲となっている。そのため、中小企業の多くが該当する資本金3,000万円未満の事業者や従業員数300人以上の事業者が今回の分析範囲に含まれていない等の制約により、本調査の分析結果は必ずしも中小型の適用事業者全体を捉えた結果でない点に留意する必要がある。

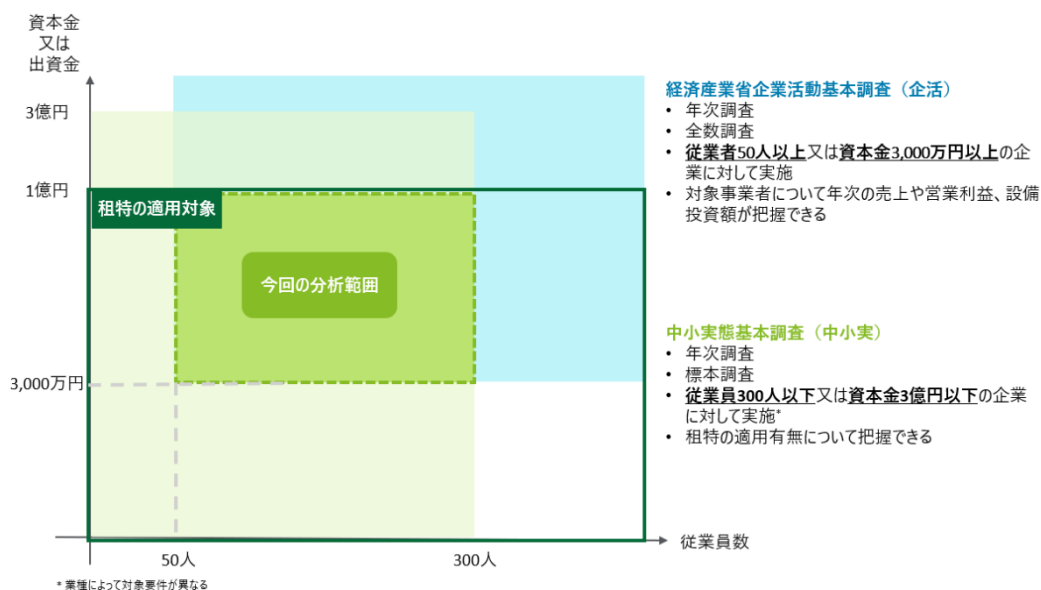


図 3-7 データの補足範囲（中小型）

また、図 3-7 は便宜上、簡易に表現したものであり、例えば中小実においては業種によって対象要件が異なる等、厳密には正確でない点に注意されたい。

分析に使用した具体的な項目は図 3-8 のとおりである。

データ項目	出典	アウトカム	説明変数	PSM	備考
法人番号	中小実「法人番号」企活「法人番号」				データセットの作成に利用
租特適用有無*	中小実「中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）利用の有無」		●		
資本金	企活「資本金額」			●	
経常利益	企活「経常利益」			●	
従業員数	企活「正社員正職員数」			●	
自己資本金額	算出（企活「資本金額」+企活「資本剰余金」+企活「利益剰余金」+企活「自己株式」）			●	
研究開発費	算出（企活「自社研究費」+企活「委託研究費」）	●			
売上高研究開発費比率	算出（企活「売上高」/企活「研究開発費」）	●			
特許所有数	企活「特許所有数」	●			
研究開発費増加率	算出（企活「研究開発費」）	●			前年度からの増加分を算出

* 単年度における租特適用有無を質問しており、過年度の適用有無については把握できない

図 3-8 データ項目一覧（中小型）

3－4－2. 分析結果

(1) 分析結果概要

本調査では、まず記述統計によって中小型の適用事業者の特徴を捉え、その後、プロペンシティスコアを用いた差の差分分析によって改正による因果的な効果を検証し、最後に、分析結果を踏まえた分析の限界点を整理した。

まず、中小実（令和4（2022）年度）と企活（令和4（2022）年度）を接続したデータを用いて記述統計を実施した。その結果、分析可能なデータの範囲では、中小企業の中でも比較的企業規模が大きい事業者が積極的に本措置を活用していることを確認した。

次に、中小実（令和4（2022）年度）と企活（令和3（2021）年度、令和4（2022）年度）を接続したデータを用いて、令和3（2021）年度の改正による効果について、プロペンシティスコアを用いた差の差分分析を実施したが、分析の結果、統計的に有意な結果は得られなかった。また、分析対象期間の変更や対照群の変更を行い、追加的な分析も実施したが、いずれも統計的に有意な結果は得られなかった。

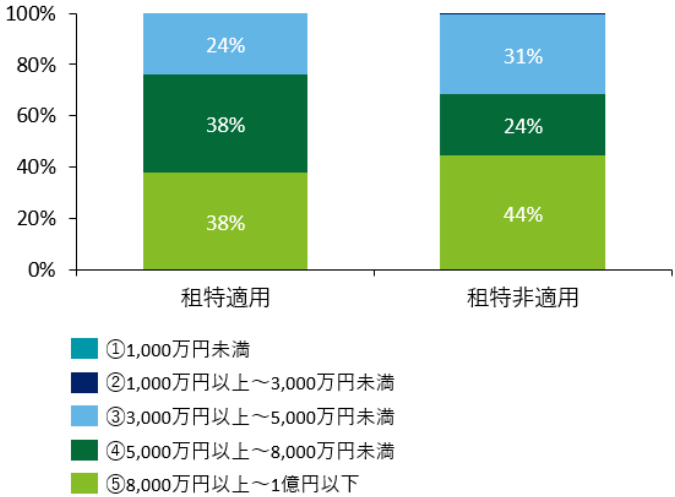
ただし、本分析は、分析に利用した中小実・企活の調査対象範囲と租特の適用対象範囲が一致していないことから、一部の業種・企業規模に偏ったデータを用いた分析となっている。また、差の差分分析では介入前後のアウトカム指標を比較するが、本措置は昭和42（1967）年度に創設された歴史のある租特であるため、①3－3－3でも示唆されたとおり、本措置が存在することを前提として研究開発を計画していることが想定され、既に企業行動に織り込まれている可能性が高く、本措置そのものの効果を因果推論アプローチによって分析することは難しい、②創設から長期間経過しており創設前後のデータを取得することが難しいため、本措置そのものに対する効果ではなく近年の改正による効果を分析することが現実的だが、改正が大きなものではない場合、統計的に有意な結果が確認できない可能性が高いといった2点の問題が存在する。そのため、分析結果の信頼性が十分でなく、今回の分析結果は本措置の効果を正確に測定できているものとは言い難い点に注意が必要である。ただし、本分析は制約があることを受容した上で実証的共同研究としてアプローチを示すことによって一定の示唆を提供しており、今後のより良い効果検証に向けた取組に資するものとして取り組んだものである。

(2) 記述統計

中小型では、まず令和4（2022）年度の中小実と令和4（2022）年度の企活を接続したデータを用いて、記述統計によって「資本金」「従業員数」「経常利益」「業種」の4指標について、令和3（2021）年度の中小型適用事業者の特徴を明らかにした。

図3-9では、資本金について租特適用事業者と非適用事業者の分布を比較したもので

ある。平均値や標準偏差については、租特適用事業者と非適用事業者の間に大きな違いは確認できない。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して資本金 5,000 万円以上の割合が大きい。



件数	50	289
平均値 [百万円]	68.72	67.85
標準偏差	23.56	26.46

図 3-9 租特適用別の資本金区分別割合

また、資本金区分別の適用事業者の割合について、5,000 万円以上～8,000 万円未満の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 3-10）。

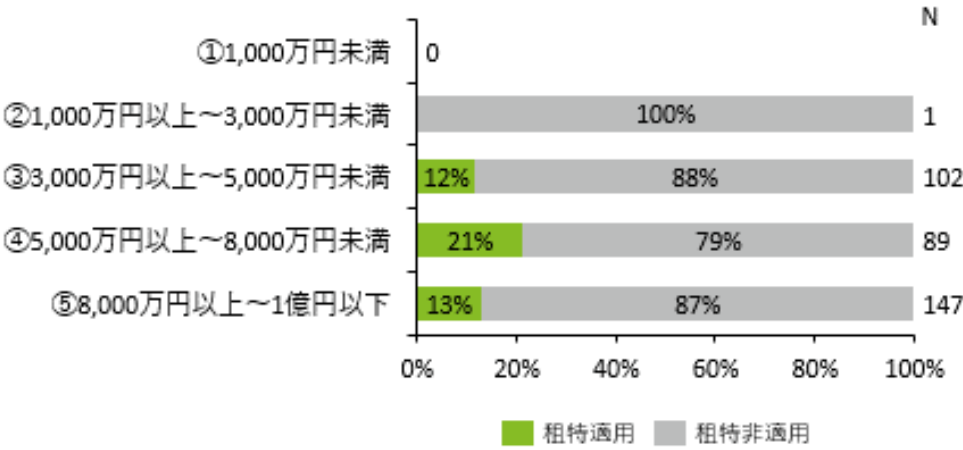


図 3-10 資本金区分別の租特適用割合

これらを踏まえると、分析可能なデータの範囲では、中小企業の中では比較的規模の大きい事業者が租特を適用している。ただし、これらは中小実と企活を接続したデータであり、企活は基本的に資本金 3,000 万円以上の事業者に対して調査を行っているため、分析結果にはバイアスがかかっている可能性がある。実際、中小実の「資本金」データを用いて、中小実のみで租特適用事業者と非適用事業者の数を集計すると、中小実で「中小型を適用している」と回答した 301 事業者の内、約 33%が資本金 3,000 万円未満の事業者であり、これらの事業者は後続の分析用に企活と接続したデータに含まれていない（図 3-11）。分析結果の解釈には、これらの小規模な事業者が含まれておらず、データにバイアスが生じていることに留意する必要がある。

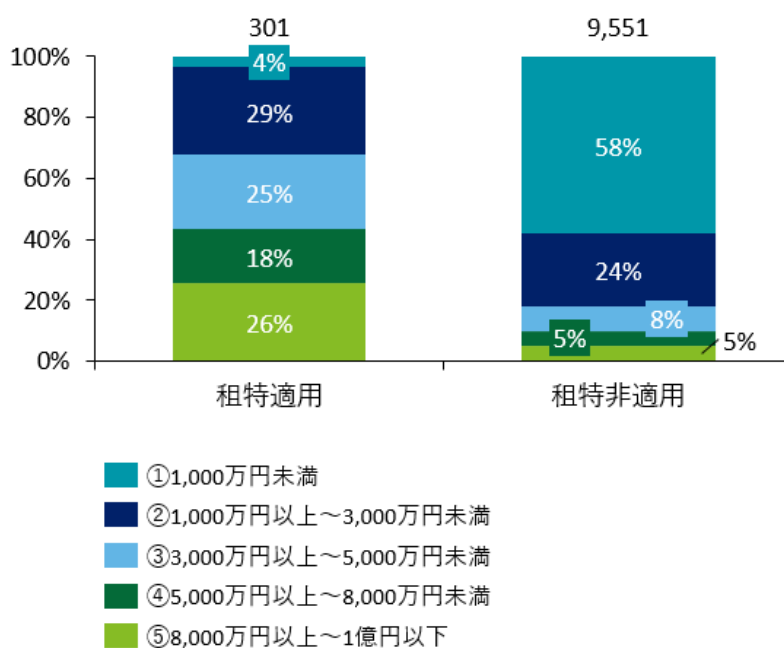


図 3-11 租特適用別の資本金区分別割合（中小実のみ）

次に、図 3-12 にて租特適用事業者と非適用事業者の従業員数の分布を比較した。平均値については、租特適用事業者と非適用事業者の間に大きな違いは確認できない。ただし、租特適用事業者は、非適用事業者と比較して従業員数 100 人以上～300 人未満の割合が大きく、ばらつきも小さくなっている。

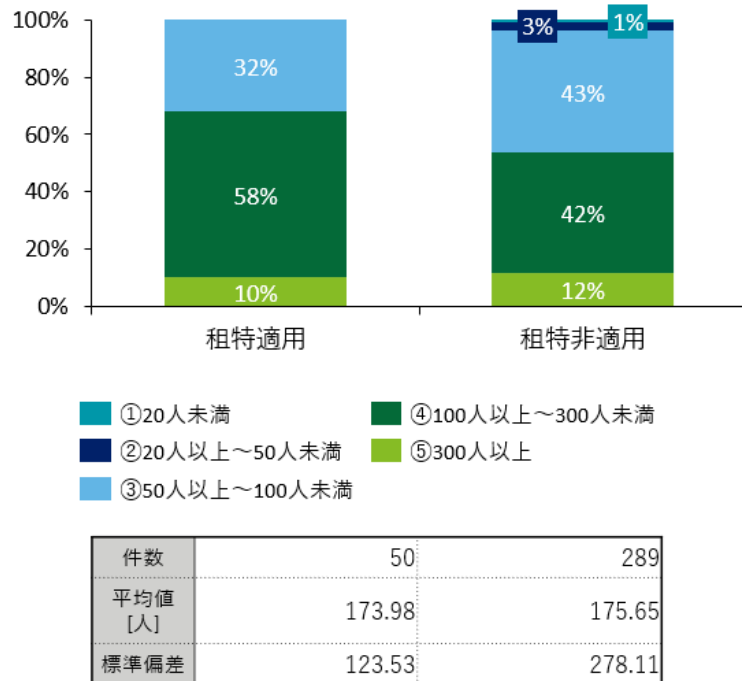


図 3-12 租特適用別の従業員数区分別割合

また、従業員数区分別の租特適用事業者の割合についても、100人以上～300人未満の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 3-13）。

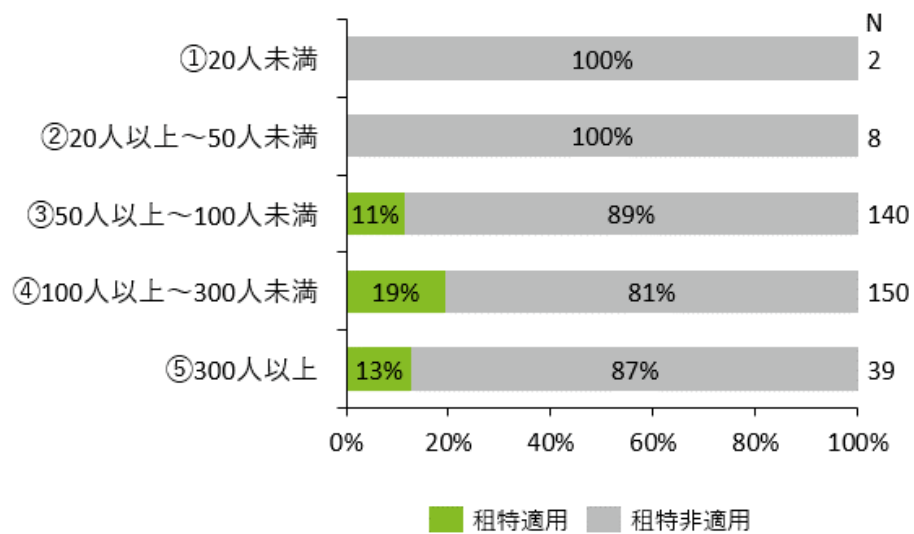


図 3-13 従業員数区分別の租特適用割合

これらを踏まえると、分析可能なデータの範囲では、中小企業の中では比較的規模の大きい事業者が租特を適用している。ただし、資本金と同様に、中小実と企活を接続したデータを用いているため、企活の調査対象外である従業員 50 人未満の事業者のデータが除外されており、分析結果にはバイアスがかかっている可能性がある。従業員数についても、中小実の「従業員数」のデータを用いて、中小実のみで租特適用事業者と非適用事業者の数を集計すると、中小型を適用した 301 事業者の内、約 31%が従業員数 50 人未満の事業者であり、これらの事業者は後続の分析用に企活と接続したデータに含まれていない（図 3-14）。分析結果の解釈には、これらの小規模な事業者が含まれておらず、データにバイアスが生じていることに留意する必要がある。

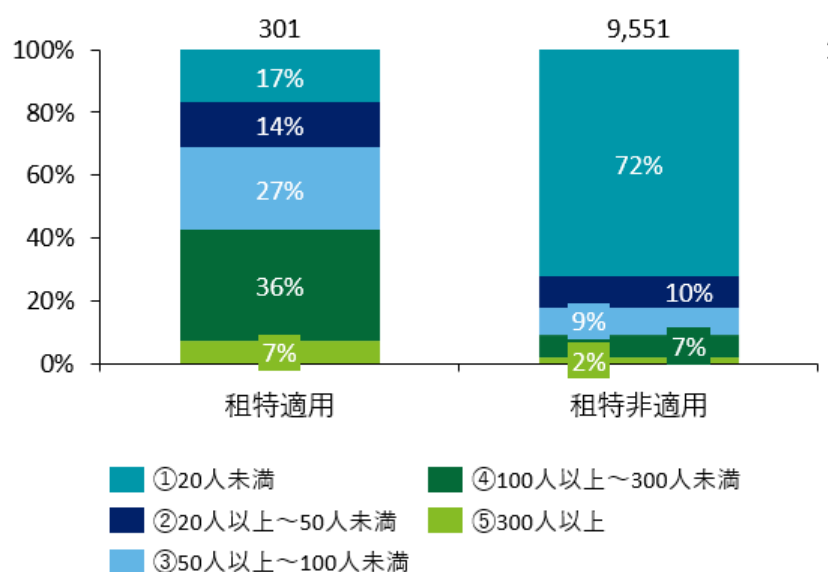
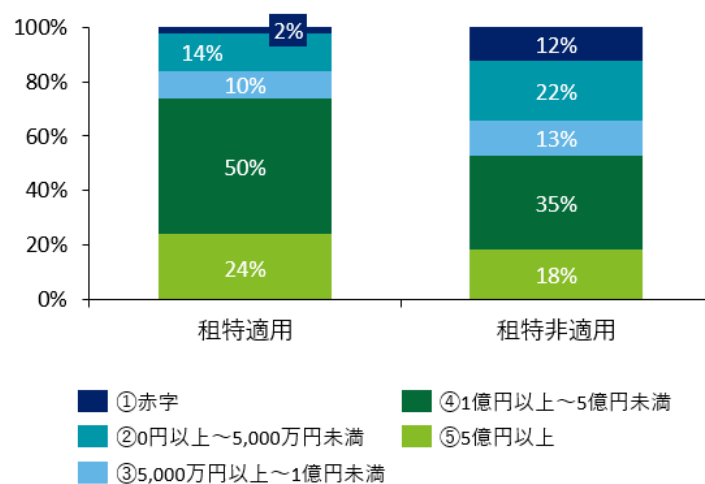


図 3-14 租特適用別の従業員数区分別割合（中小実のみ）

さらに、経常利益についても租特適用事業者と非適用事業者の分布を比較した（図 3-15）。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して、経常利益の平均額が大きく、経常利益区分でも経常利益 1 億円以上の割合が大きい。



件数	50	289
平均値 [百万円]	492.2	417.33
標準偏差	750.65	1,323.69

図 3-15 租特適用別の経常利益区分別割合

また、経常利益区分別の租特適用事業者の割合についても、経常利益1億円以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 3-16）。

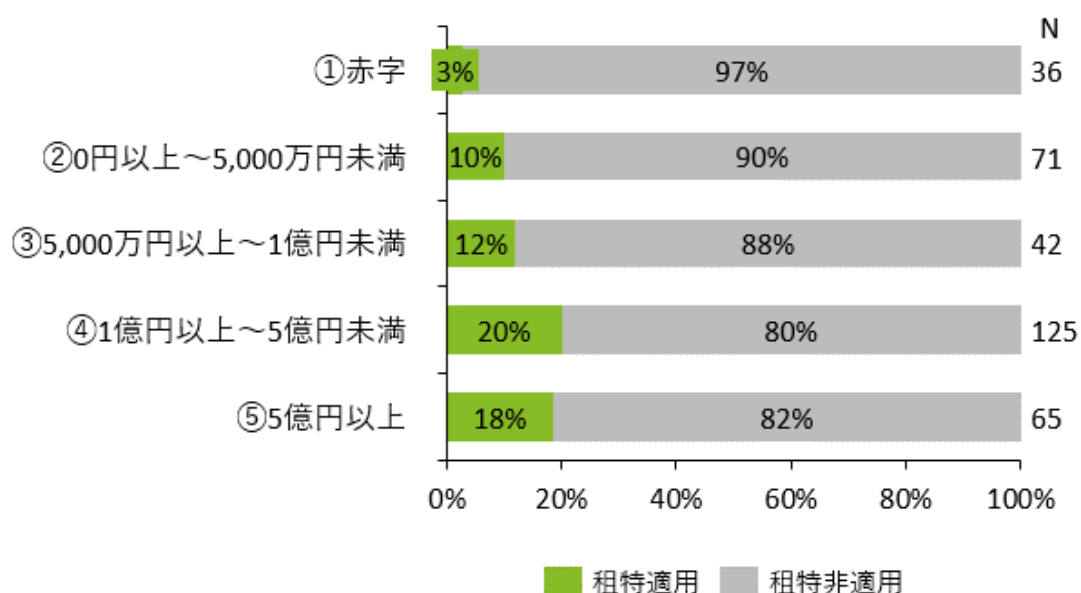


図 3-16 経常利益区分別の租特適用割合

以上から、分析可能なデータの範囲では、経常利益が高い事業者が積極的に租特を適

用している。ただし前述のとおり、使用しているデータは資本金 3,000 万円以上かつ従業員数 50 人以上の比較的規模が大きい事業者のみに限られたデータであるため、分析結果にはバイアスが存在している可能性があることに留意が必要である。

最後に、租特適用事業者の業種割合について、分析結果を図 3-17 で示した。適用事業者の中では製造業が約 86%と大半を占めており、次に卸売業の適用が多い。

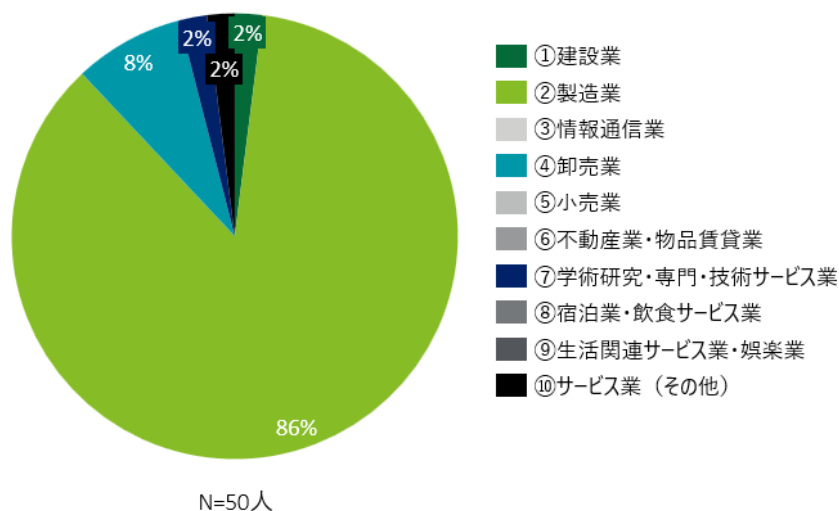


図 3-17 租特適用事業者の業種割合

また、図 3-18 では、非適用事業者も含め、各業種での租特適用事業者の割合を示している。非適用事業者を含めて製造業の事業者は 244 事業者と、全 339 事業者の大半を占めている。図 3-18 では、建設業や学術研究業における適用事業者の割合が大きいですが、これは本データ上で建設業や学術研究業に該当する事業者（母数）が少ないためである。

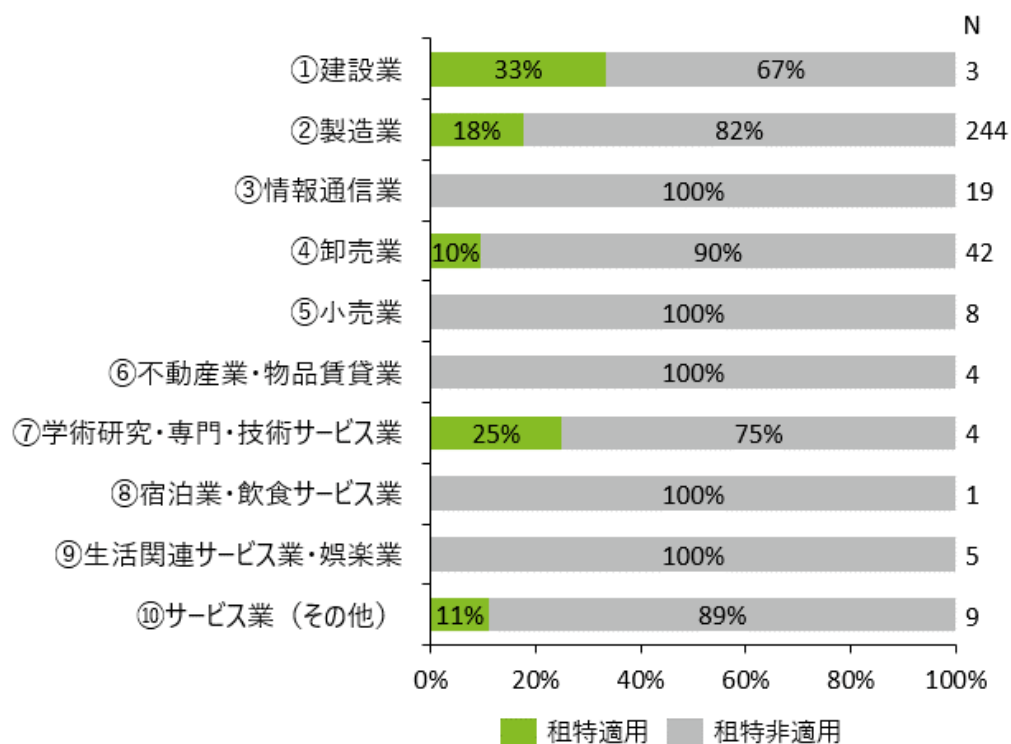


図 3-18 業種別の租特適用割合

以上から、適用事業者・非適用事業者ともに製造業が大半を占めており、業種の偏りが大きいことが確認された。そのため、以降のプロペンシティスコアを用いた差の差分分析の結果では特定業種における本措置の効果が大きく反映されている可能性がある。

(3) プロペンシティスコアを用いた差の差分分析

中小型については、合計 5 パターンの分析を実施した（図 3-19）。

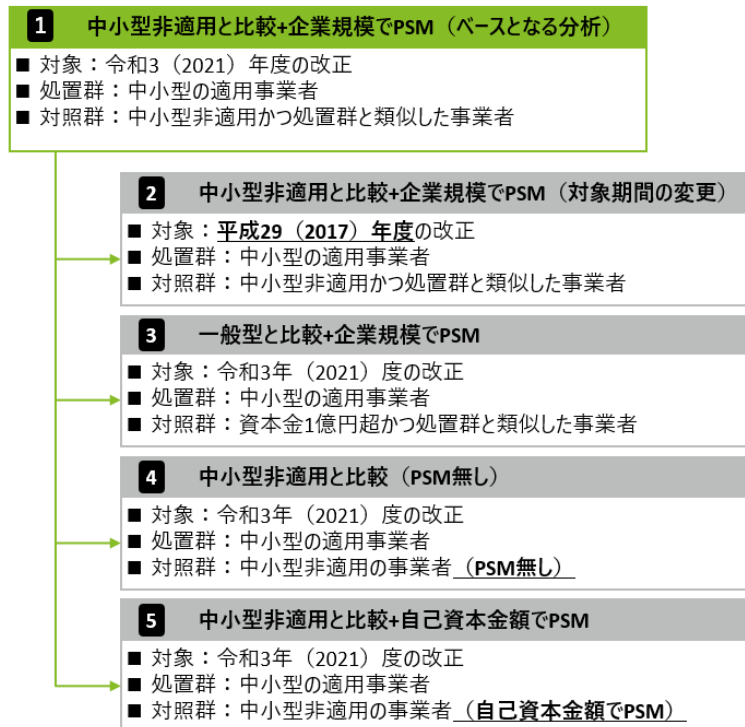


図 3-19 実施した分析内容

まず、ベースとなる分析として、令和3（2021）年度に中小型を適用した事業者を処置群、令和3（2021）年度に研究開発を行ったが、中小型を適用せず、処置群と企業規模が類似している事業者を対照群として、令和3（2021）年度の改正による効果を検証した。対照群選択の際には、プロペンシティスコアマッチング（PSM）を用いて処置群と企業規模が類似している事業者を選択した。

結果は図 3-20 のとおりである。研究開発費、売上高研究開発費比率、特許所有数、研究開発費増加率の4指標について、改正年度である令和3（2021）年度の効果と改正翌年度である令和4（2022）年度の効果をそれぞれ確認したが、いずれも統計的に有意な結果が得られなかった。

	改正年度の効果 (令和3 (2021) 年度)	改正翌年度の効果 (令和4 (2022) 年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	2.957 (0.824)	-16.064 (0.205)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.001 (0.860)	-0.005 (0.443)
特許所有数[件]	-1.800 (0.585)	-6.174 (0.553)
研究開発費増加率[pt]	-1.114 (0.100)	-
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	47	47

○ 内はp値、*** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

図 3-20 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果
(中小型非適用との比較+企業規模による PSM)

次に、ベースとなる分析の分析対象期間を令和 3（2021）年度からコロナ前である平成 29（2017）年度へと変更して分析を実施した（図 3-21）。

図 3-21 のとおり、改正年度である平成 29（2017）年度の効果と改正翌年度である平成 30（2018）年度の効果をそれぞれ確認したが、いずれも統計的に有意な結果が得られなかった。

	改正年度の効果 (平成29 (2017) 年度)	改正翌年度の効果 (平成30 (2018) 年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	2.205 (0.772)	8.409 (0.484)
売上高研究開発費比率[pt]	0.001 (0.682)	-0.000 (0.896)
特許所有数[件]	0.378 (0.811)	4.000 (0.289)
研究開発費増加率[pt]	0.779 (0.479)	-
サンプルサイズ*		
処置群	44	44
対照群	44	44

○ 内はp値、*** : p<0.01, ** : p<0.05, * : p<0.1

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

図 3-21 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果（対象期間の変更）

次に、ベースとなる分析の対照群を変更して、再度分析を実施した。図 3-22 は中小型の適用要件を持たない（一般型の適用対象である）資本金 1 億円超の事業者のうち、

プロペンシティスコアマッチングにて処置群と企業規模が類似している事業者を対照群として選択し、分析を実施した結果である。こちらについても統計的に有意な結果は得られなかった。

	改正年度の効果 (令和3 (2021) 年度)	改正翌年度の効果 (令和4 (2022) 年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	4.957 (0.690)	-17.809 (0.110)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.003 (0.514)	-0.007 (0.108)
特許所有数[件]	-3.302 (0.342)	0.707 (0.837)
研究開発費増加率[pt]	0.947 (0.523)	
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	47	47

() 内はp値、***: p<0.01, **: p<0.05, *: p<0.1

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

図 3-22 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果
(一般型との比較+企業規模による PSM)

また、ベースとなる分析の対照群を、プロペンシティスコアマッチングを行わず、単に中小型を適用していない事業者として分析を実施した結果が図 3-23 である。こちらについても統計的に有意な結果は得られなかった。

	改正年度の効果 (令和3 (2021) 年度)	改正翌年度の効果 (令和4 (2022) 年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	-13.440 (0.489)	-21.804 (0.101)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.003 (0.424)	-0.005 (0.588)
特許所有数[件]	-2.428 (0.229)	-1.545 (0.837)
研究開発費増加率[pt]	0.015 (0.959)	
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	247	240

() 内はp値、***: p<0.01, **: p<0.05, *: p<0.1

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

図 3-23 差の差分析の結果 (PSM 無し)

最後に、対照群を選択する際のプロペンシティスコアマッチングを、企業規模ではな

く自己資本金額によって実施した上で分析を実施した（図 3-24）。しかし、こちらについても統計的に有意な結果は得られなかった。

	改正年度の効果 (令和3（2021）年度)	改正翌年度の効果 (令和4（2022）年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	7.277 (0.653)	-13.979 (0.272)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.003 (0.481)	-0.006 (0.223)
特許所有数[件]	-5.724 (0.169)	-10.425 (0.307)
研究開発費増加率[pt]	0.541 (0.598)	-
サンプルサイズ*		
処置群	47	47
対照群	47	47

() 内はp値、***: $p<0.01$, **: $p<0.05$, *: $p<0.1$

*サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

図 3-24 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果
(自己資本金額による PSM)

以上のとおり、中小型についてアプローチを変えて複数の分析を試みたが、いずれも統計的に有意な結果は得られなかった。統計的に有意な結果が得られなかった理由としては制度面及びデータ面の原因が考えられる。まず、制度面の原因として、本措置は創設から長期間が経過しており、事業者が本措置の存在を前提として研究開発を計画していることで、既に企業行動に織り込まれている可能性が考えられる。また、データ面の原因として、記述統計でも言及したとおり、使用したデータが資本金 3,000 万円以上の事業者に限定されており、分析結果にバイアスが生じていることが考えられる。また、サンプルサイズも小さいため、統計的に有意な結果を得ることが難しい点も原因と考えられる。さらに、本措置全体として完全に適用要件自体を満たせない事業者は多くないことが想定されるため、いずれのアプローチも「あえて適用しない」事業者によるバイアス（自己選択バイアス⁴¹）が発生している可能性も考えられる。

⁴¹ 適用の有無を事業者自らが選択できる場合に生じるバイアス。このバイアスがあると、結果が特定のグループや傾向に偏り、全体を正確に反映しなくなる可能性がある。

3－5.OI型

3－5－1.リサーチデザイン

(1) 分析手法

OI型については、OI型の適用有無が把握できる「民間企業の研究活動に関する調査」（以下「民研調査」という。）をベースとして、企活を接続し、分析を実施した。

まず民研調査と企活を接続し、平成31（2019）年度にOI型を適用した事業者について傾向を記述統計から把握した後、プロペンシティスコアを用いた差の差分析による因果推論を実施する方針でリサーチデザインを設計した。

表 3-5 PICODA を用いたリサーチデザインの整理（OI型）

観点	分析パターン	
	記述統計	プロペンシティスコアを用いた差の差分析
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	平成 31（2019）年度に OI 型を適用した事業者	
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	企業が研究開発を行っている場合に、試験研究費等の額に応じて税額控除の適用を受けることができる制度 【平成 31（2019）年度の改正】 ① 特別試験研究費の範囲の見直し、控除上限の引上げ（5%→10%） ② 研究開発型ベンチャーとの共同研究・委託研究の控除率の引上げ（20%→25%）	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成 31（2019）年度に研究開発投資を行っているが、OI 型を適用していない事業者	
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	資本金 従業員数 経常利益	研究開発費 売上高研究開発費比率 研究部門人数当たりの研究開発費 特許所有数 研究開発費増加率

観点	分析パターン	
	記述統計	プロベンシティスコアを用いた差の差分析
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	民間企業の研究活動に関する調査（民研調査） 経済産業省企業活動基本調査（企活）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、租特を適用した事業者の特徴分析	プロベンシティスコアを用いた差の差分析による因果推論

（２）利用データ

OI型に関連するデータとして、利用候補に挙げたものは表 3-6 に記載した企活、民研調査、科学技術研究調査、研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査の 4 種類である。分析に当たっては、資本金や研究開発費等のデータを取得する必要がある、検索の結果、4 種のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った。検討の結果、緑枠内の企活、民研調査の 2 種類を使用して、分析を実施した。

企活は、経済産業省が所管する基幹統計調査であり、従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金が 3,000 万円以上の企業全て（ただし一部の業種は除く）に対して実施されている年次の全数調査である。主な調査内容は、企業の概要や決算のほか、取引状況や研究開発の取組状況、技術の保有状況である。なお、中小型や OI 型等本措置の適用有無については、把握されていない。

民研調査は、文部科学省が所管する一般統計調査であり、次の科学技術研究調査において社内で研究開発を実施していると回答した資本金 1 億円以上の企業に対して実施されている年次の全数調査である。主な調査内容は、資本金額、売上高、正社員数、適用金額、研究費等であり、一般型と OI 型の租特適用有無についても調査されている。

科学技術研究調査は、総務省が所管する基幹統計調査であり、資本金又は出資金が 1,000 万円以上の企業、非営利団体・公的機関及び大学等に行われる年次の標本調査である。主な調査内容は資本金額、従業員数、研究費、研究員数等である。

研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査は、経済産業省が実施しているアンケート調査であり、研究開発に関する民間開示データをもとに、研究開発投資額上位 2,000 社程度に対して年次で実施している。主な調査内容は企業の決算情報の一部や、租特適用有無（一般型・中小型・OI 型）、研究費、研究員数等である。

検討の結果、民研調査を用いて適用有無を識別した上で、法人番号を用いて全数調査の企活と接続してパネルデータを作成する方針とした。なお、科学技術研究調査は、本措置の適用有無を把握できず、また標本調査でパネルデータを作成できないため、本調査では活用しない方針とした。また、研究開発税制等の利用実態等に関するアンケート調査については、他府省等への外部提供は利用目的外であるため、本調査では活用しない方針とした。

表 3-6 本措置の分析に利用を検討したデータ一覧

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
経済産業省 企業活動基本調査（企 活）	公的統計 （基幹統 計：全数調 査）	経済産業省	調査対象：従業者 50 人 以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業 ⁴² 頻 度：年次	法人番号、資本 金額又は出資金 額、従業員数、 経常利益、売上 高、研究費 等
民間企業の 研究活動に 関する調査 （民研調 査）	公的統計 （一般統 計：全数調 査）	文部科学省	調査対象：総務省「科学 技術研究調査」におい て、社内で研究開発活動 を行っている回答した 資本金 1 億円以上の企業 頻 度：年次	資本金額、売上 高、正社員数、 租特適用有無 （一般型・OI 型）、適用金額、 研究費、研究員 数 等
科学技術研 究調査	公的統計 （基幹統 計：標本調 査）	総務省	調査対象：資本金又は出 資金が 1,000 万円以上の 企業、非営利団体・公的 機関及び大学等 頻 度：年次	資本金額、売上 高、従業員数、 研究費、研究員 数 等
研究開発税 制等の利用 実態等に関 するアンケ ート調査	担当部局等 が実施する アンケート 調査（公的 統計以外の もの）	経済産業省	調査対象：研究開発に関 する民間開示データをも とに、研究開発投資額上 位 2,000 社程度 頻 度：年次	売上高、従業員 数、租特適用有 無（一般型・中 小型・OI 型）、 研究費、研究員 数 等

（３） データ処理

本調査では、OI 型については民研調査と企活を接続してパネルデータを作成した。民

⁴² 企業規模以外にも業種によって調査対象範囲が定められており、対象外となる業種も存在する。

研調査、企活のどちらについても法人番号が把握されていたため、共通のデータ項目である法人番号をマッチングキー項目として突合した。

OI型は、令和2（2020）年度の民研調査にて、平成31（2019）年度に「特別試験研究費の額に係る税額控除制度（「オープンイノベーション型」）を利用した」と回答しており、平成31（2019）年度及び令和2（2020）年度の企活にも回答している事業者を処置群、平成31（2019）年度に「特別試験研究費の額に係る税額控除制度（「オープンイノベーション型」）を利用していない」と回答しており、平成31（2019）年度及び令和2（2020）年度の企活にも回答している事業者を対照群とし、令和2（2020）年度の企活と接続して記述統計のデータセットを作成した。また、平成31（2019）年度の企活を接続して、プロペンシティスコアを用いた差の差分析のパネルデータセットを作成した（図3-25）。ただし、中小実と同様に、民研調査では単年度の適用有無しか把握できないため、対照群に直近（前年度等）にOI型を適用した事業者が含まれている可能性についても留意が必要である。

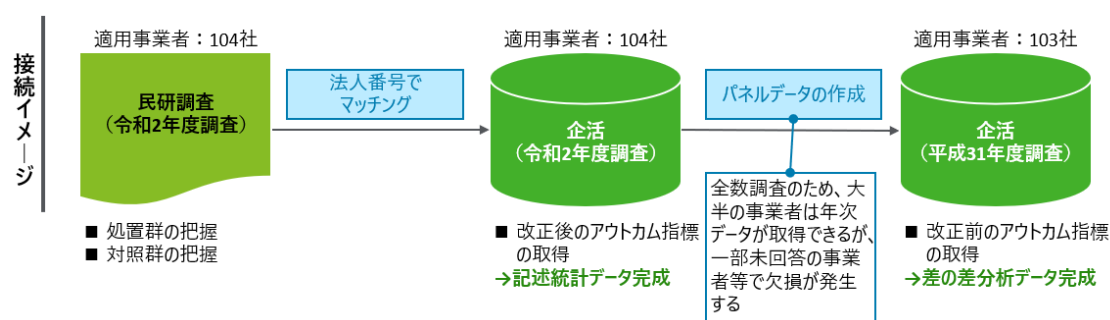


図3-25 データの接続イメージ（OI型）

なお、民研調査と企活は、それぞれ公的統計の対象範囲が異なるため、今回は接続することができた事業者のみを対象としてデータセットを作成している。そのため、OI型の適用事業者の全てを捕捉できているわけではなく、捕捉できた範囲は図3-26のデータの捕捉範囲のイメージのとおりであり、民研調査と企活が重なり合う部分に該当する事業者のみが今回の分析範囲となっている。OI型の適用対象事業者の中でも、企業規模が小さい資本金1億円未満の事業者や従業員数が50人未満の事業者については分析しておらず、本調査の分析結果は必ずしもOI型の適用事業者全体を捉えた結果でない点に留意する必要がある。



図 3-26 データの捕捉範囲 (OI 型)

また、図 3-26 は便宜上、簡易に表現したものであり、例えば民研調査については、総務省「科学技術研究調査」(標本調査)において、「社内で研究開発活動を行っている」と回答した事業者を対象とした全数調査である等、厳密には正確でない点に注意されたい。

また、分析に使用した具体的な項目は図 3-27 のとおりである。

データ項目	出典	アウトカム	説明変数	PSM	備考
法人番号	民研調査「法人番号」企活「法人番号」				データセットの作成に利用
租特適用有無	民研調査「特別試験研究費の額に係る税額控除制度(「オープンイノベーション型」)利用の有無」		●		
資本金	企活「資本金額」			●	
経常利益	企活「経常利益」			●	
従業員数	企活「正社員正職員数」			●	
自己資本金額	算出 (企活「資本金額」+企活「資本剰余金」+企活「利益剰余金」+企活「自己株式」)			●	
研究開発費	算出 (企活「自社研究費」+企活「委託研究費」)	●			
売上高研究開発費比率	算出 (企活「売上高」/企活「研究開発費」)	●			
研究部門人数当たりの研究開発費	算出 (企活「研究開発費」/企活「研究開発部門従業員数」)	●			
特許所有数	企活「特許所有数」	●			
研究開発費増加率	算出 (企活「研究開発費」)	●			前年度からの増加分を算出

図 3-27 データ項目一覧 (OI 型)

3－5－2. 分析結果

(1) 分析結果概要

本調査では、まず記述統計によって OI 型の適用事業者の特徴を捉え、その後、プロペンシティスコアを用いた差の差分析によって改正による因果的な効果を検証し、最後に、分析結果を踏まえた分析の限界点を整理した。

OI 型については、まず、民研調査（令和 2（2020）年度）と企活（令和 2（2020）年度）を接続したデータを用いて記述統計を実施した。その結果、分析可能なデータの範囲では、資本金・従業員数・経常利益についていずれも規模が大きい事業者が積極的に本措置を活用していることを確認した。

次に、民研調査（令和 2（2020）年度）と企活（平成 31（2019）年度、令和 2（2020）年度）を接続したデータを用いて、平成 31（2019）年度の改正による効果について、プロペンシティスコアを用いた差の差分析を実施したが、統計的に有意な結果は得られなかった。また、対照群の変更を行い、追加的に分析を実施した結果、売上高研究開発費比率において一部で統計的に有意な影響が示唆されたが、その効果は小さい。また、他の指標については統計的に有意な結果は得られなかった。

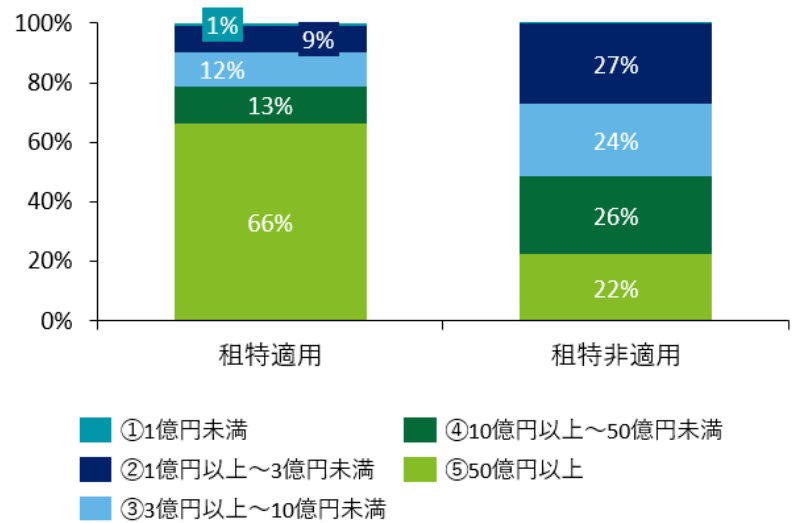
ただし、OI 型についても、分析に利用した民研調査や企活の調査対象範囲と租特の適用対象範囲が一致していないことから、一部の業種・企業規模に偏ったデータを用いた分析となっている。また、中小型と同様に、プロペンシティスコアを用いた差の差分析では介入前後のアウトカム指標を比較するが、本措置は昭和 42（1967）年度に創設された歴史のある租特であるため、① 3－3－3 でも示唆されたとおり、本措置が存在することを前提として研究開発を計画していることが想定され、既に企業行動に織り込まれている可能性が高く、本措置そのものの効果を因果推論アプローチによって分析することは難しいこと、② 創設から長期間経過しており創設前後のデータを取得することが難しいため、本措置そのものに対する効果ではなく近年の改正による効果を分析することが現実的だが、改正が大きなものではない場合、統計的に有意な結果が確認できない可能性が高いといった 2 点の問題が存在する。そのため、分析結果の信頼性が十分でなく、今回の分析結果は本措置の効果を正確に測定できているものとは言い難い点に注意が必要である。

(2) 記述統計

OI 型では、まず民研調査（令和 2（2020）年度）と企活（令和 2（2020）年度）を接続したデータについて、記述統計によって「資本金」「従業員数」「経常利益」の 3 指標について、平成 31（2019）年度の OI 型適用事業者の特徴を明らかにした。

図 3-28 は、資本金について租特適用事業者と非適用事業者の分布を比較したもので

ある。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して資本金の平均額が大きく、資本金 50 億円以上の事業者が 66%を占めている。



件数	104	1,574
平均値 [百万円]	68,880.04	6,731.98
標準偏差	165,764.20	25,281.20

図 3-28 租特適用別の資本金区分別割合

また、資本金区分別の租特適用事業者の割合についても、資本金 50 億円以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 3-29）。なお、資本金 1 億円未満の事業者においても適用事業者の割合は大きいですが、これは本データ上で資本金 1 億円未満に該当する事業者（母数）が少ないためである。

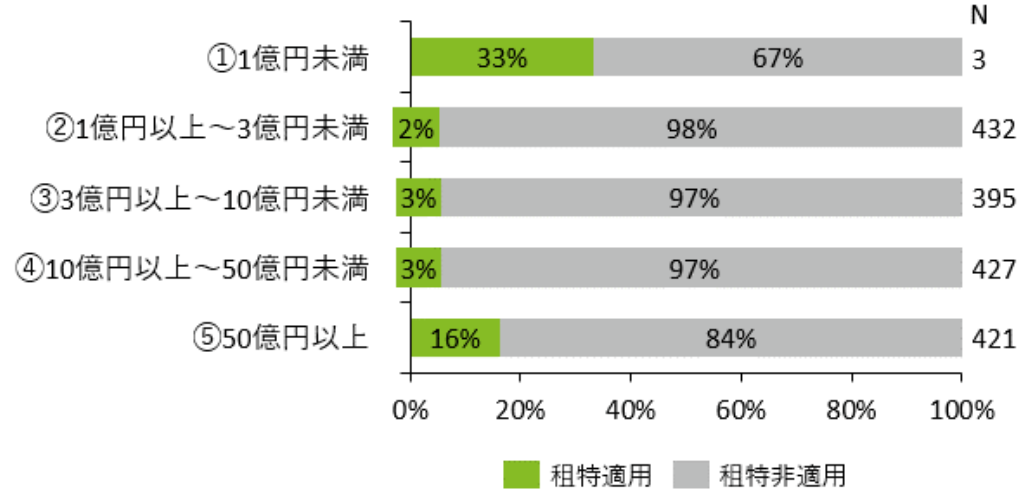


図 3-29 資本金区分別の租特適用割合

これらを踏まえると、分析可能なデータの範囲では、資本金の大きい事業者が積極的に租特を適用している。ただし、これは民研調査と企活を接続したデータ上の結果であり、民研調査は資本金1億円以上、企活は資本金3,000万円以上の事業者に対して調査を実施しているため、分析結果にはバイアスがかかっている可能性がある。実際に令和2（2020）年度の適用実態調査によると、平成31（2019）年度にOI型を適用した459事業者の内、約54%が資本金1億円以下の事業者であるが（図3-30）、資本金1億円未満の事業者は本分析の記述統計やプロペンシティスコアを用いた差の差分析に使用しているデータセットに含まれていない（図3-31）。そのため、後続の分析結果について、使用したデータでは、実態よりも大規模な事業者の割合が大きいことに留意する必要がある。

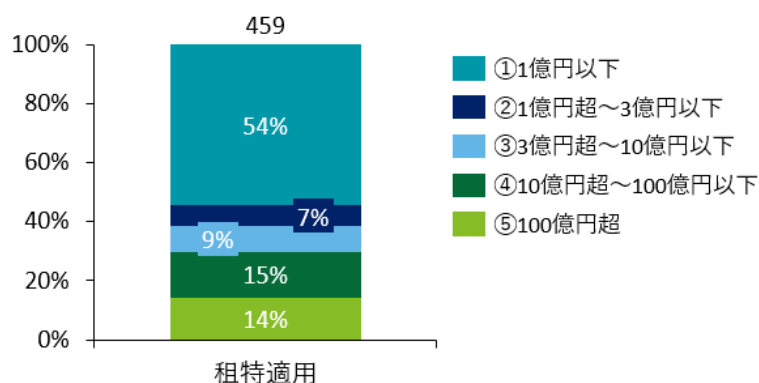


図 3-30 資本金区分別割合（適用実態調査）

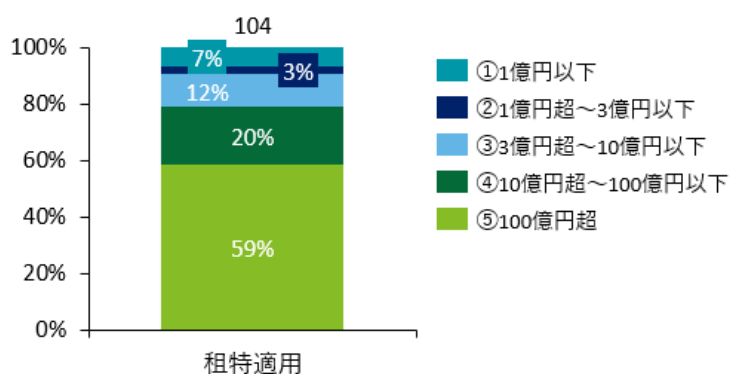


図 3-31 資本金区分別割合（民研調査）

さらに、従業員数についても租特適用事業者と非適用事業者の分布を比較した（図3-32）。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して従業員数の平均値が大きく、従業員数1,000人以上の事業者が71%を占めている。

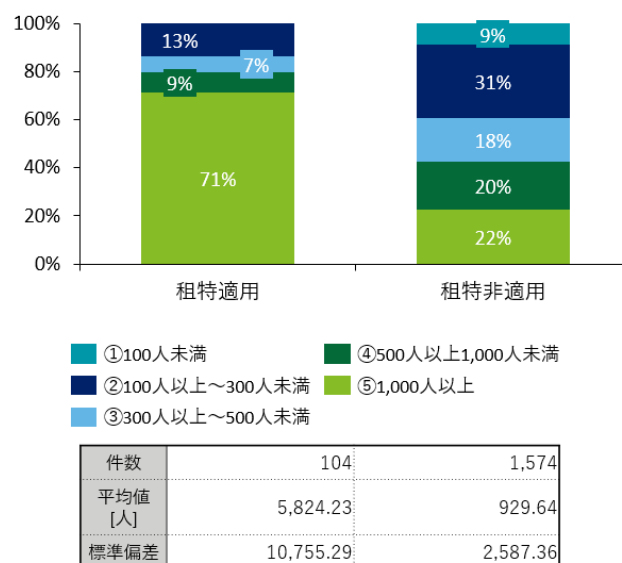


図 3-32 租特適用別の従業員数区分別割合

また、従業員数区分別の租特適用事業者の割合についても、従業員数 1,000 人以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 3-33）。

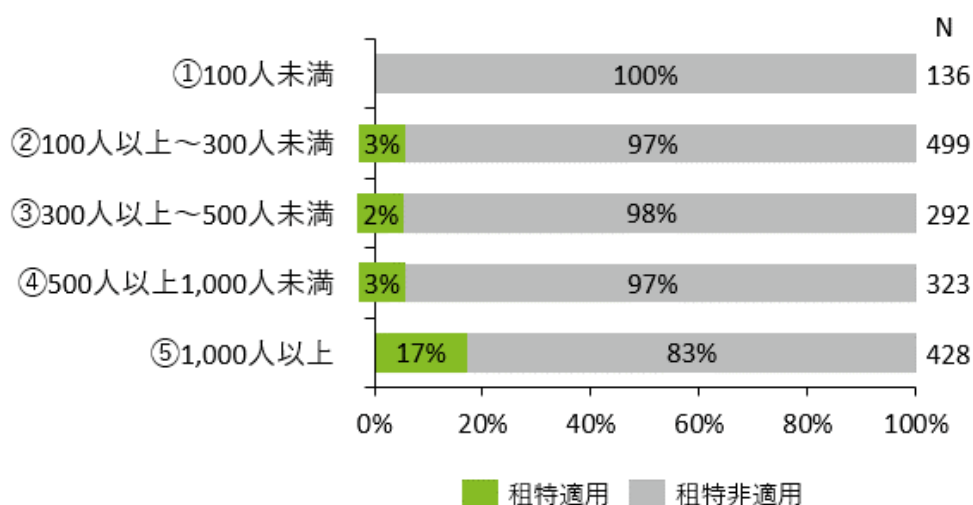


図 3-33 従業員数区分別の租特適用割合

以上から、分析可能なデータの範囲では、従業員数の多い事業者が積極的に租特を適用している。ただし前述のとおり、これは民研調査と企活を接続したデータ上の結果であり、データの範囲は資本金が大きい事業者に限定されて、バイアスが生じていることに留意が必要である。

最後に、経常利益についても租特適用事業者と非適用事業者の分布を比較した（図 3-34）。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して、経常利益の平均額が大きく、適用事業者の 56%が経常利益 50 億円以上の事業者である。

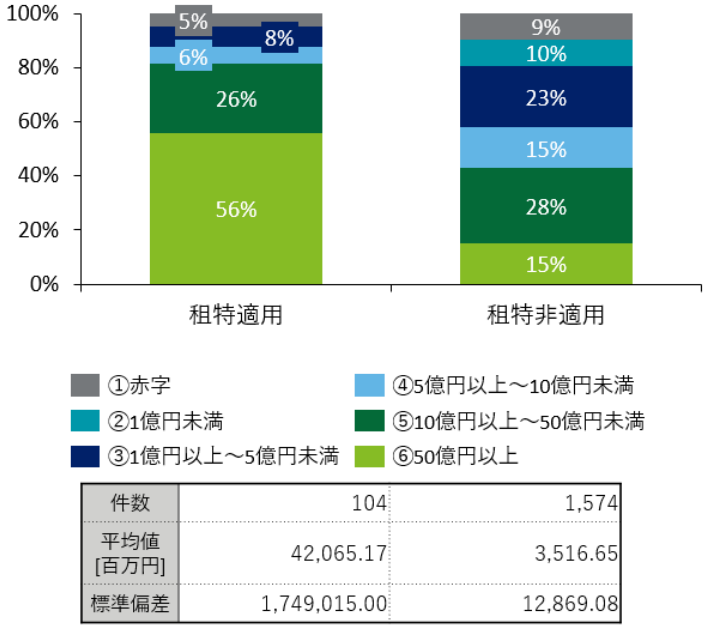


図 3-34 租特適用別の経常利益区分別割合

また、経常利益区分別の租特適用事業者の割合についても、経常利益 50 億円以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 3-35）。

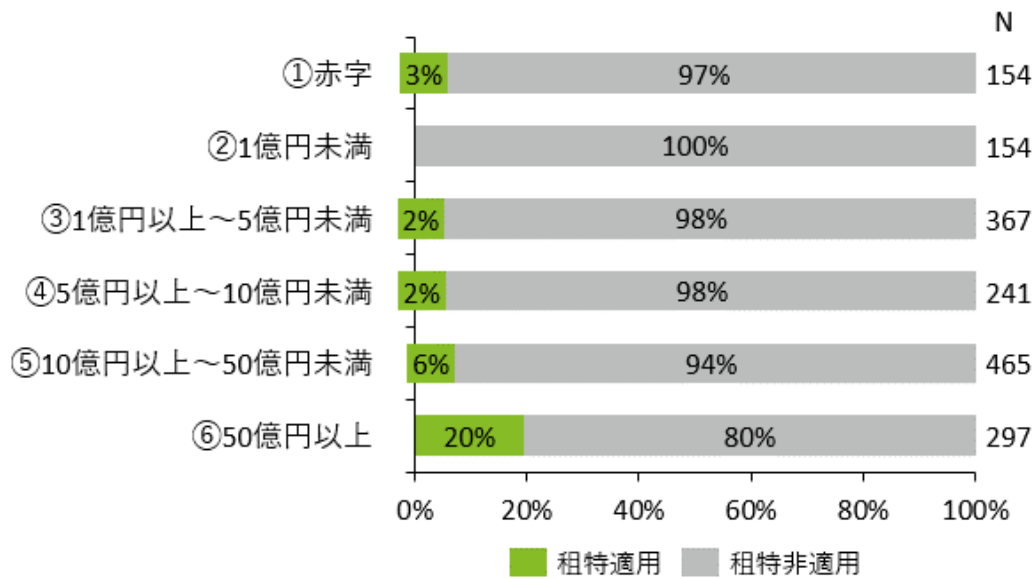


図 3-35 経常利益区分別の租特適用割合

以上を踏まえ、分析可能なデータの範囲では、経常利益の大きい事業者が積極的に租特を適用している。ただし前述のとおり、これは民研調査と企活を接続したデータ上の結果であるため、バイアスが生じていることに留意が必要である。

(3) プロペンシティスコアを用いた差の差分析

OI 型については、合計 2 パターンの分析を実施した (図 3-36)。

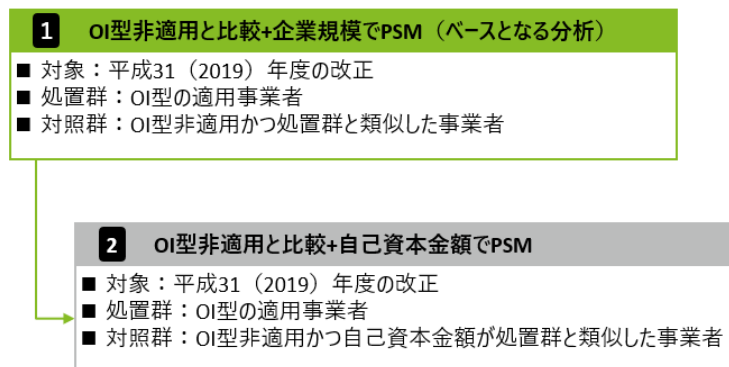


図 3-36 実施した分析内容

まず、ベースとなる分析として、平成 31 (2019) 年度に OI 型を適用した事業者を処置群、平成 31 (2019) 年度に研究開発を行ったが、OI 型を適用せず、処置群と企業規

模が類似している事業者を対照群として、平成 31（2019）年度の改正による効果を検証した。対照群選択の際には、プロペンシティスコアマッチング（PSM）を用いて処置群と企業規模が類似している事業者を選択した。

結果は図 3-37 のとおりである。研究開発費、売上高研究開発費比率、研究部門人数当たりの研究開発費、特許所有数、研究開発費増加率の 5 指標について、改正年度である平成 31（2019）年度の効果と改正翌年度である令和 2（2020）年度の効果をそれぞれ確認したが、いずれも統計的に有意な結果は得られなかった。

	改正年度の効果 (平成31 (2019) 年度)	改正翌年度の効果 (令和2 (2020) 年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	-1,449.738 (0.467)	3,173.406 (0.220)
売上高研究開発費比率[pt]	0.010 (0.314)	0.005 (0.198)
研究部門人数当たりの研究開発費[百万円]	-2,125.938 (0.123)	-1,929.714 (0.143)
特許所有数[件]	365.977 (0.152)	-177.732 (0.660)
研究開発費増加率[pt]	-2.432 (0.301)	-
サンプルサイズ*		
処置群	103	101
対照群	103	101

() 内はp値、***: p<0.01, **: p<0.05, *: p<0.1

* サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

図 3-37 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果
(企業規模による PSM)

次に、対照群を選択する際のプロペンシティスコアマッチングを、企業規模ではなく自己資本金額によって実施した上で分析を実施した（図 3-38）。改正翌年度である令和 2（2020）年度において売上高研究開発費比率の p 値が 10%を下回っており、有意水準 10%ではあるが、平成 31（2019）年度の改正が翌年度の売上高研究開発費比率に影響を与えている可能性が示唆された。ただし、その影響は 0.6%程度と非常に小さい。

	改正年度の効果 (平成31 (2019) 年度)	改正翌年度の効果 (令和2 (2020) 年度)
アウトカム		
研究開発費[百万円]	-1,480.718 (0.454)	2,691.980 (0.296)
売上高研究開発費比率[pt]	-0.004 (0.328)	0.006* (0.098)
研究部門人数当たりの研究開発費[百万円]	-1,971.732 (0.131)	-2,299.270 (0.127)
特許所有数[件]	118.371 (0.425)	105.586 (0.686)
研究開発費増加率[pt]	-2.153 (0.300)	-
サンプルサイズ*		
処置群	103	101
対照群	103	101

() 内はp値、***: p<0.01, **: p<0.05, *: p<0.1

*サンプルサイズが最も大きいアウトカム指標の数値を記載（一部アウトカム指標は欠損値等でサンプルサイズが更に小さくなっている）

図 3-38 プロペンシティスコアを用いた差の差分析の結果
(自己資本金額による PSM)

以上のとおり、売上高研究開発費比率については一部で統計的に有意な影響が示唆されたが、効果は小さい。十分な効果を確認できなかった理由としては、中小型と同様に本措置が既に企業行動に織り込まれている可能性や、自己選択バイアスが発生している可能性が考えられるほか、民研調査のデータは実態よりも大規模な事業者の割合が大きく、分析結果にバイアスが生じている可能性も考えられる。

3-6. 示唆

本章では、本措置について、記述統計による適用事業者の傾向把握と、プロペンシティスコアを用いた差の差分析による政策効果の検証を実施した。その結果、中小型・OI型ともに比較的規模が大きい事業者が本措置を適用していることが確認されたが、その一方でどちらも改正による大きな効果は確認されなかった。

また、本措置に関するデータ整理の状況を図 3-39 にて整理した。租特適用前の状況や対照群の状況等、有用な項目を概ね取得できる状態であるが、サンプルのバイアスが大きいと、租特を適用できる可能性がある事業者を正確に捕捉するには至っていない。そのため、いかにバイアスを解消していくかが今後に向けた課題と考えられる。

	現状	達成状況
租特適用事業者の特定	△	公的統計によって一部の適用事業者を把握できているが、公的統計の対象範囲が本措置の対象層と乖離しているため、バイアスが生じている
租特適用事業者の 租特改正後のデータの取得	△	公的統計によって一部の適用事業者のアウトカム指標を取得できているが、公的統計の対象範囲が本措置の対象層と乖離しているため、バイアスが生じている
租特非適用事業者の 租特改正後のデータの取得	△	公的統計によって一部の非適用事業者を把握できているが、一般型、中小型、OI型の適用事業者がそれぞれ別の公的統計データであるため、研究開発税制全体としての非適用事業者の状況（各型的一方では適用・一方では非適用）が正しく把握できない*
租特適用事業者の 租特改正前のデータの取得	△	改正後のアウトカム指標が取得できている適用事業者については、適用前のアウトカム指標も取得できているが、租特改正後のデータと同様、公的統計の対象範囲が本措置の対象層と乖離しているため、バイアスが生じている
租特非適用事業者の 租特改正前のデータの取得	△	改正後のアウトカム指標が取得できている非適用事業者については、適用前のアウトカム指標も取得できているが、租特改正後のデータと同様、一般型、中小型、OI型の適用事業者がそれぞれ別の公的統計データであるため、研究開発税制全体としての非適用事業者の状況（各型的一方では適用・一方では非適用）が正しく把握できない*
租特以外のアウトカム指標 へ影響する要因を考慮	○	改正前後のアウトカム指標が取得できている適用事業者・非適用事業者については、分析モデルに組み込むことで制御できる資本金や従業員数、経常利益等のアウトカムに影響を与え得る指標も取得できている

* 例えば、一般型で非適用事業者として対国群に含めた事業者の中に、中小型の適用事業者が含まれる可能性がある

図 3-39 データ整理の状況

本調査における分析を踏まえ、表 3-7 で分析課題と対応案を整理した。例えば、因果推論アプローチを用いた分析を実施するためには、いかにデータのバイアスを解消していくかが課題である。また、本措置自体の効果を分析するためには、現状は因果推論による効果検証には限界があることから、企業規模や業種等、特定の属性の事業者に限定した分析等によって、特にどのような層で効果が大きいかな等を確認することも有効と考えられる。

表 3-7 分析課題と対応案

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	適用有無に関するデータのバイアス	経済産業省において本措置に関連するアンケート調査が実施されているものの、他府省等への外部提供は利用目的外として本効果検証では利用できず、公的統計のみを用いて適用有無を確認した。そのため、特に OI 型では資本金 1 億円以下の事業者に	一般型・中小型・OI 型全ての適用有無を把握でき、かつ、適用実態の把握においてバイアスが生じないよう、調査対象範囲が本措置の適用要件を持つ事業者を内包（中小型の場合は、資本金 1 億円未満の事業者全体が調査対象となる）するようなデータの整備が望ましい。また、既存アンケート調査によってカバーする場合は、アンケート調査結果を外部の効果検証にも利

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			おける適用有無が把握できておらず、分析結果にこれらの事業者への影響が含まれていない ⁴³	用できるよう、利用目的としてその旨を明示することが望ましい ⁴⁴
2		非適用事業者に含まれる他類型の適用事業者	中小型は中小実、OI型は民研調査にて本措置の適用有無を把握したが、中小実と民研調査は母集団が異なる標本調査であり、両方に回答している事業者が非常に少なく、両方を適用している事業者を捕捉できなかった。また、例えば中小型について、対照群から一般型・OI型を適用している事業者を除外できなかったことで、適切な比較対象を設定した分析をできていない可能性がある	
3		パネルデータのバイアス	効果検証のデータセットとして、企活を元に作成したパネルデータを活用したが、企活の対象外である資本	現状において、年次の全数調査である企活はパネルデータ作成に適したデータであることには変わりなく、引き続き活用しつつも、捕捉できない範囲のデータが

⁴³ 中小型においても、従業員 300 人超の事業者における適用有無が把握できないというバイアスが発生しているが、中小型については#3 のパネルデータのバイアスが大きく、むしろ企業規模が小さい事業者への影響が含まれないという問題の方が大きかった。

⁴⁴ 中小企業庁では、企業からの補助金等の申請データの利活用について、「中小企業庁関連事業データ利活用ポリシー」を定めて運用している (https://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/data_policy/)。

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			金 3,000 万円未満・従業者 50 人未満の事業者がデータセットには含まれないことから、それらの事業者に対する効果は分析できなかった。そのため、分析結果にこれらの事業者への影響が含まれていない	あるため、企活の調査対象外である資本金が 3,000 万円未満等の事業者に対して、調査対象の資本金 3,000 万円以上等の事業者と同様の政策の効果が出ているか、ヒアリング調査を基に判断する等、分析結果は丁寧に解釈する
4		効果の切り分け	今回活用した公的統計の範囲では過去の租特適用有無が把握できないため、適用事業者・非適用事業者の中には、例えば前回の改正時にも本措置を適用したことがある事業者も含まれる可能性が高く、推定された効果から過去の適用による効果を排除できなかった	中長期的には、部局で保有する業務データ等から租特適用事業者を全数かつ年次で把握し、法人番号等で統計データと接続できることが望ましい
5	制度	自己選択バイアス	本分析では非適用事業者を単純に対照群と扱って分析したが、非適用事業者には、本措置の適用要件を満たしているが、税制メリットと煩雑な税務申告事務手続（OI 型）を比較衡量し、あえて適用しないという選択	現状では特に一般型・中小型は同時に改正されることが多いが、大規模な改正のタイミングがずれる場合は、改正の影響がある措置の対象事業者を処置群、影響がない措置の対象事業者を対照群として分析できる。また、特定の業種や規模の事業者へのインパクトが大きい改正が実施された際は、インパクトが大きい

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			をする事業者（自己選択バイアス）が存在する可能性や、研究開発を行っているが経常利益が赤字であるため適用されないといったバイアスを排除できず、正しい効果が推定されていない可能性も考えられる	事業者を処置群、その他事業者を対照群とする分析も可能と考えられる。自己選択バイアスや、租特の適用要件以外の要因によって適用不可となるバイアスがある場合は、そのバイアスが分析結果にどのように作用している可能性があるかを考慮し、分析結果を解釈することが重要である
6		改正のインパクト	今回の分析対象となる改正が比較的小さなものであり、アウトカム指標への影響が小さかったため、今回の検証では統計的に有意な結果がほぼ得られなかった	差の差分析等、因果推論による効果検証は、大きな改正でない限り、統計的に有意な結果が出ない場合もある。大きな改正が予定された際には、ランダムに抽出された事業者に対して改正前のデータを事前取得しておく等、効果検証に向けた準備も同時に行うことが望ましい。また、現状は因果推論による効果検証には限界があることから、企業規模や業種等、特定の属性の事業者に限定した分析等によって、特にどのような層で効果が大きいかな等を確認することも有効と考えられる

4. 船舶に係る特別償却制度

本章では、「船舶に係る特別償却制度（租税特別措置法 第 43 条）」（以下本章において「本措置」という。）に関する効果検証の実施内容について取りまとめた。

4－1. 制度概要

本措置は、内航船舶については、国際社会からの CO2 排出削減等の環境負荷の低減や内航海運におけるカーボンニュートラル推進への要請に応えるため、エネルギー効率が強く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを、外航船舶については、国際社会からの CO2 排出削減等の環境負荷の低減の要請に応えるため、また、経済安全保障上重要な外航船舶の安定的な供給にも資するよう、エネルギー効率が強く環境にやさしい船舶の建造投資を促進することを、それぞれ目的とした租税特別措置であり、海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、船舶の区分に応じて特別償却ができる制度である。適用件数は令和 5（2023）年度で 72 件、適用総額は同年度で約 866.2 億円である⁴⁵。

本措置の対象者は、青色申告書を提出する法人で、政令で定める海上運送業⁴⁶を営むものである。本措置の対象となる特定船舶とは、特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶⁴⁷のうち、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定したもので、租税特別措置法第 43 条の各号に掲げられたものをいう。特定船舶は、外航船舶・内航船舶の別、運航会社、船籍、環境負荷低減能力等により区分され、その区分により特別償却率が 15～32%の間で選択適用される。

⁴⁵ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 7（2025）年 2 月国会報告）による。なお、適用金額及び適用件数については、単体法人と連結法人の合計を記載している。

⁴⁶ 海洋運輸業、沿海運輸業、船舶貸渡業が該当する。

⁴⁷ 海洋運輸業の用に供される国際総トン数が 1 万トン以上の船舶、及び沿海運輸業の用に供される総トン数が 500 トン以上の船舶で、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもの以外のものをいう。

海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度

分野

政策目標区分
3：地球環境の保全
6：国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化

法的根拠

租税特別措置法43条

期間

昭和26（1951）年度～
令和7（2025）年度

直近適用実績（法人）

	令和3 （2021）年度	令和4 （2022）年度	令和5 （2023）年度
適用件数	47	67	72
適用法人数	47	67	72
適用総額（億円）	653.3	755.1	886.2

出所：財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7 2月国会提出）
※単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数

現行（令和6年度）の措置内容

■ 青色申告書を提出する法人で、政令で定める海上運送業¹を営むものが、特定船舶²を取得等した場合は、船舶の区分に応じて特別償却³を行うことができる

*1 海洋運輸業、沿海運輸業、船舶賃貸業が該当する

*2 特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める以下の船舶のうち国土交通大臣が指定するもので、下表に掲げるものをいう

①海洋運輸業の用に供される船舶（国際総トン数が1万t以上で、匿名組合契約等の目的である船舶賃貸業の用に供されるものを除く）

②沿海運輸業の用に供される船舶（総トン数が500t以上で、匿名組合契約等の目的である船舶賃貸業の用に供されるものを除く）

*3 以下の区分に応じて特別償却率が定められている *4, 5 環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令に定めるもの

種類	船舶の区分	環境負荷低減能力	日本船舶	外国船舶	事前認証
外航船舶環境低負荷船	一 認定外航船舶確保等計画に従って取得等された本邦対外船舶運航事業用船舶（日本オペ運航）	特定先進船舶 ⁴	32%	30%	要
		特定先進船舶以外	29%	27%	
	二 認定外航船舶確保等計画に従って取得等された①以外の外航船舶（外国オペ運航）	特定先進船舶	30%	28%	
		特定先進船舶以外	27%	25%	
	三 その他の外航船舶	特定先進船舶	20%	18%	不要
		特定先進船舶以外	17%	15%	
内航船舶環境低負荷船	四 内航船舶環境低負荷船	高度環境低負荷船 ⁵	18%		
		環境低負荷船	16%		

図 4-1 本措置の概要⁴⁸

分析を行う際には、前後の年で大きな制度改正や内容変更のない年度を対象にすることが望ましいことから、分析の対象年度を検討するために、図 4-2 において、本措置の直近の改正を整理した。

本措置は、前後において制度改正がない平成 29（2017）年度、平成 31（2019）年度及び令和 3（2021）年度が効果検証に適していると考えられる。

⁴⁸ 点検結果報告書（令和 4（2022）年度）、令和 5 年度税制改正後の海運関係税制一覧”。一般社団法人日本船主協会、https://www.jsanet.or.jp/seisaku/pdf/seisaku_zei/r05_itiran.pdf（令和 6 年 5 月 8 日参照）

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無	有	－	有	－	有	－	有	－
前年度 からの 主な 改正内容	【外航】 - 縮減・延長（環境負荷低減要件の引き上げ） 【内航】 - 延長 - 拡充（内航環境負荷低減船のうち、「航海支援システム」を搭載したものについては18%に引き上げ） - 縮減（バルバスバウまたはバルブレス船型を必須要件化）		【外航】 - 拡充・縮減・延長（拡充：先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を追加、縮減：環境負荷低減船の償却割合を引き下げ。） 【内航】 - 縮減・延長（船首方位制御装置を必須要件化）		【外航】 - 縮減・延長（環境負荷低減要件の引き上げ、追加） 【内航】 - 縮減・延長（匿名組合契約等の目的である船舶を対象から除外、300トン以上2000トン未満の船舶に「衛星航法装置（GPS）」の装置を必須化等の設備要件見直し）		【外航】 - 経済安全保障に資する要件を満たす先進船舶又は環境負荷低減船について、特別償却率を日本オレーター向けは12%、海外オレーター向けは10%引き上げる。 【共通】 - その他、要件を一部見直した上で、3年間延長する。	
上記改正 の主な 目的	環境負荷低減船舶の建造促進を図るため		- 環境負荷低減船舶の建造促進を図るため - 我が国海事業業の国際競争力を確保するため		我が国海事業業の国際競争力の強化を図るべく、環境負荷低減に資する船舶やIoT技術等の最新技術を活用した先進船舶の導入促進を図るため		我が国の国民生活と経済活動を支える国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立のため	

図 4-2 本措置の改正の経緯（平成 29（2017）年度～令和 6（2024）年度）⁴⁹

4－2. ロジックモデル

ここでは、本措置のロジックモデルを整理し、定量的な分析に向けて測定指標を設定した。なお、測定指標については、今回の分析を行うに当たり、試行的に仮置きしたものである。内航船舶と外航船舶ではその効果や発現経路に差異があると思われることから、個別にロジックモデル及び測定指標を整理した。

一つ目の内航船舶については、まず、インプットに「租税特別措置法第 43 条」を、アクティビティ（政策実施者視点）に「租税特別措置法の改正」を、アウトプットに「改正税制の施行」をそれぞれ設定した。そして、アウトプットに関する測定指標に「適用件数」「適用額」を設定した。

次に、短期アウトカムとして、「環境負荷の低い船舶（租税法上の特定船舶）の建造促進」を設定した。短期アウトカムの測定指標としては、「特定船舶の隻数」を設定した。

さらに、長期アウトカムとして「内航海運における環境負荷の低減」を設定し、その測定指標として「各類型（高度環境負荷低減船・環境負荷低減船）における CO2 の排出削減量」を設定した。

最終的なインパクトは「政府全体のカーボンニュートラルに向けた取組への貢献」を設定した。

⁴⁹ 各年度の税制改正解説資料等



図 4-3 内航船舶のロジックモデル⁵⁰

二つ目の外航船舶については、まず、インプットに「租税特別措置法第 43 条」を、アクティビティ（政策実施者視点）に「租税特別措置法の改正」を、そしてアウトプットに「改正税制の施行」をそれぞれ設定した。そして、アウトプットに関する測定指標に「適用件数」「適用額」を設定した。

次に、短期アウトカムとして、「環境負荷の低い船舶（租特法上の特定船舶）の建造促進」「日本船主の所有する特定船舶の増加」を設定した。短期アウトカムの測定指標としては、「特定船舶の隻数」を設定した。

さらに、長期アウトカムとして「我が国の国際海運の環境負荷低減」「日本商船隊による輸送能力の増加」を設定し、その測定指標として「日本船主の燃費効率（EEDI）」「日本商船隊による輸送能力」を設定した。

最終的なインパクトは「国際海運のカーボンニュートラルに向けた取組への貢献」「安定的な輸送サービス確保」を設定した。

⁵⁰ 点検結果報告書（令和 4（2022）年度）

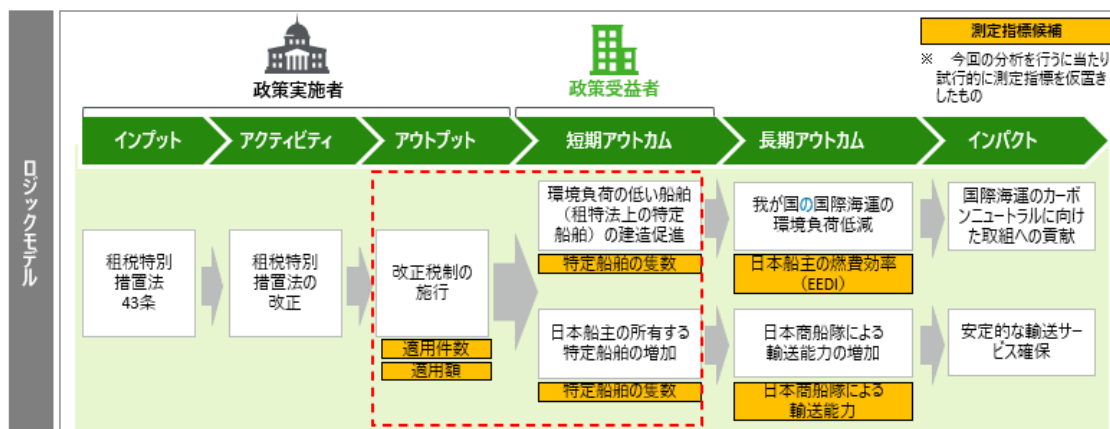


図 4-4 外航船舶のロジックモデル⁵¹

4-3. 本措置に係る基礎事項

本節では、分析の前提知識として、本措置や船舶に係る基礎事項を整理する。

まず、海運業は大きく分けて外航海運と内航海運に区分することができ、外航海運は国内の港と海外の港及び海外の港間を、内航海運は国内の港間を、それぞれ運航している。また、外航海運と内航海運はそれぞれ、貨物事業と旅客事業に分けることができ、そこからさらに定期便と不定期便に区分される（図 4-5）。

⁵¹ 点検結果報告書（令和 4（2022）年度）

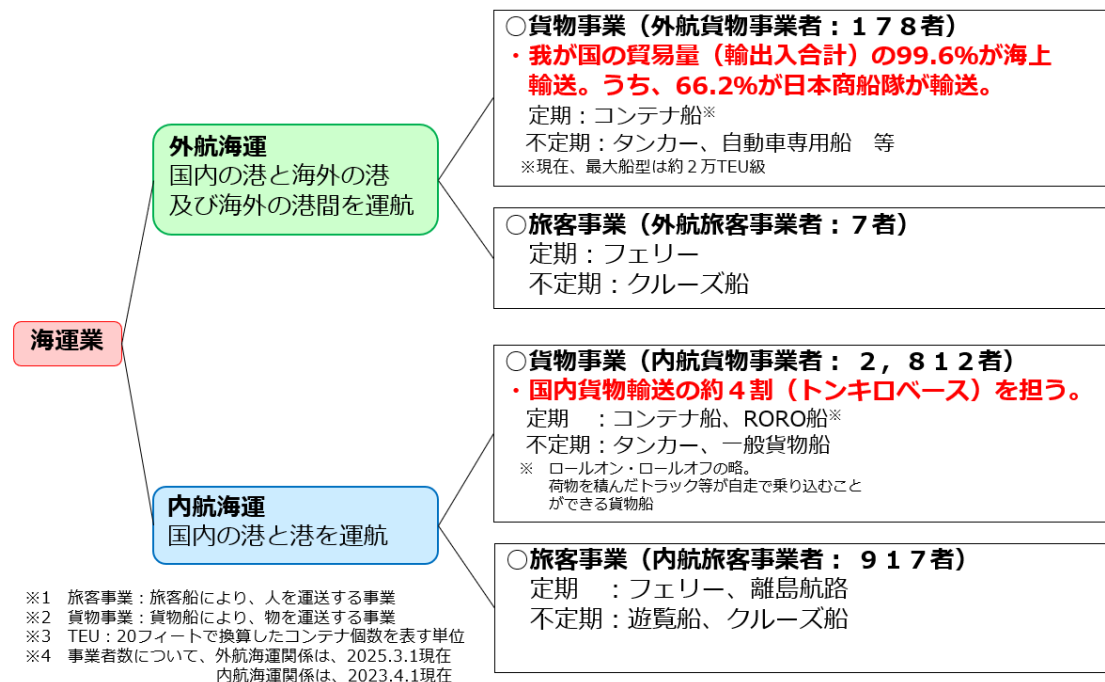


図 4-5 海運業の区分⁵²

また、海運に関わる関係者として、船主、運航事業者（オペレーター）、造船事業者等が挙げられる（図 4-6）。本措置の対象者である船主は、船舶の保有や管理を行っており、船舶を建造する造船事業者と建造契約を結び、船舶を取得する。また、船主は輸送サービスを提供する運航事業者と用船契約を結び、船主が保有する船舶を運航事業者が運航させている。

⁵² 国交省提供資料

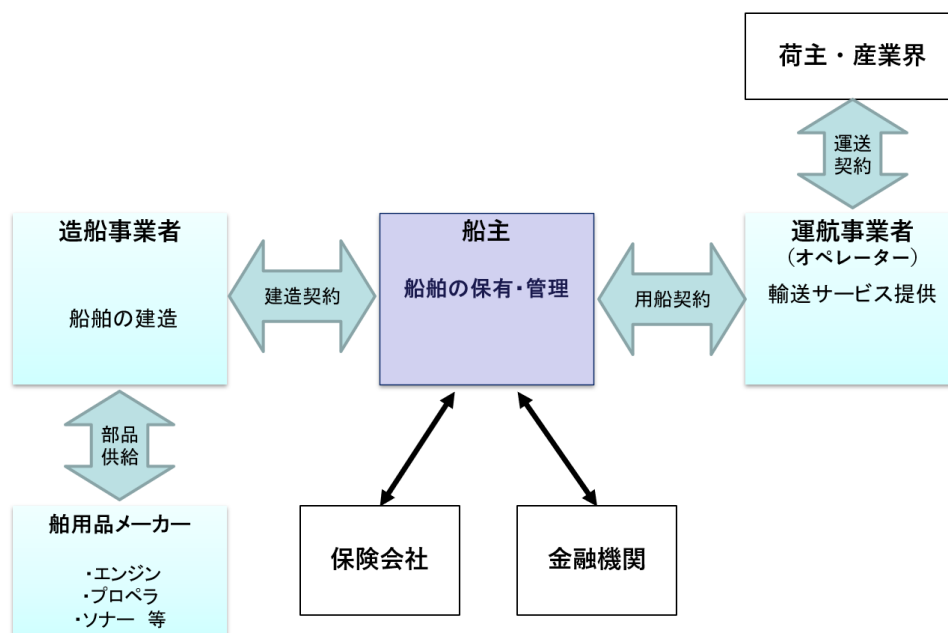


図 4-6 海運に関わる関係者図⁵³

図 4-7 では、本措置の関連用語を一覧にて整理した。

用語	定義
EEDI	一定条件下で、1トンの貨物を1マイル運ぶのに排出すると見積もられるCO2グラム数
IMO番号	IMO(国際海事機関) が付与する船舶識別番号
船種	船舶の種類。特に貨物船においては貨物の種類によって様々なタイプに分かれている
総トン数	船舶の大きさ(容積)
航海距離	船舶の走行距離

図 4-7 本措置の関連用語

船種について、特に貨物船は貨物の種類によって様々なタイプに分かれており、例えば自走でトレーラーを積み上げる荷役方式の RORO 船や、セメント専用船や石灰石専用船等、特定の貨物に合わせた構造を持つ専用船が存在する。図 4-8 では、内航船舶の船種の概要の例を示した。

⁵³ 同上



図 4-8 内航船舶の船種の概要 (例) ⁵⁴

また、図 4-9 にて、外航海運に関連する税制を整理した。本措置は、船主向けの税制であり、新技術を積極的に導入しつつ環境性能の高い船舶の建造を促進するとともに、国内船主による安定的な船舶の保有を促進することを目的としている。

トン数標準税制(オペ向け)

日本船舶・準日本船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択を可能とし、課税負担を平準化するもの

利益の変動に左右されず安定的・計画的な船舶投資を促進

【期限】R5.4.1～R10.3.31

登録免許税(オペ・船主向け)

国際船舶の所有権保存登記・抵当権設定登記に係る税率を、新造の特定船舶は0.2%、既存（FB）船は0.35%とするもの（本則0.4%）

国際船舶の取得にかかるコストを軽減

【期限】R6.4.1～R9.3.31

固定資産税(オペ・船主向け)

国際船舶の課税標準を1/18、そのうち特定船舶の課税標準を1/36とするもの（本則：1/6）

国際船舶の保有にかかるコストを軽減

【期限】R6.4.1～R9.3.31

特別償却制度(船主向け)

船舶の取得初年度に以下の割合の特別償却額を上乗せして損金に算入することにより、一時的に税負担が軽減されるもの。

船舶の区分	特別償却率	経済安保に資する一定の要件を満たす場合	
		日本オペ運航	外国オペ運航
特定先進船舶	日本籍船：20% 外国籍船：18%	日本籍船：32% 外国籍船：30%	日本籍船：30% 外国籍船：28%
環境負荷低減船	日本籍船：17% 外国籍船：15%	日本籍船：29% 外国籍船：27%	日本籍船：27% 外国籍船：25%

新技術を積極的に導入しつつ環境性能の高い船舶の建造を促進するとともに、国内船主による安定的な船舶の保有を促進

【期限】R5.4.1～R8.3.31

買換特例制度(船主向け)

譲渡資産の売却益の最大80%を損金に算入することにより、一時的に税負担が軽減されるもの。

環境性能の高い船舶への代替を促進

【期限】R5.4.1～R8.3.31

図 4-9 海事関係税制の概要⁵⁵

⁵⁴ 日本内航海運組合総連合会ホームページ及びパンフレット

⁵⁵ 国交省提供資料

4-4. ヒアリング調査

4-4-1. ヒアリング目的

ヒアリング調査は、他の租特と同様に、適用事業者が当該租特をどのように受け止め、どのように活用するに至ったか、事業者の意思決定の流れを確認し、当該租特の目的と照らし合わせて、所管府省が目指す行動変容に寄与しているのか把握する観点で実施した。

4-4-2. ヒアリング対象

本調査では、総務省行政評価局が本措置を適用した事業者（内航船舶船主及び外航船舶船主）6者を対象にヒアリングを実施した。

表 4-1 ヒアリング対象

適用事業者（内航船舶船主）	A 社、B 社、C 社
適用事業者（外航船舶船主）	D 社、E 社、F 社

4-4-3. ヒアリング調査結果

ヒアリング調査の結果は、以下のとおりである。本結果は各事業者の発言を忠実に再現し、信頼性を確保するためプラス、マイナス両方の受け止めを記載したものであり、それぞれの詳細は、表 4-1 にて記載している。

（1）船舶の買換え・購入に与える影響

本措置が船舶の買換え・購入にどのような影響を与えているか確認したところ、本措置により投資余力が上がり、次なる投資（新船舶購入）につながるといった押し上げ効果に関する意見が聞かれた。

具体的には、本措置により特別償却が可能となり、それを元手に次なる資金確保につながり、新船舶の調達を行うことができるという意見や、本措置により繰り延べた税負担を資金として、次の船舶購入の資金に充てることができる。頭金があることにより、銀行融資が受けやすくなるといった意見が聞かれた。

（２）環境負荷低減への効果

本措置が環境負荷低減にどのような効果を与えているか確認したところ、本措置を適用することで船舶のリプレイスが進むため、CO2 排出量の削減に加速度的に貢献できるという意見や、本措置があることにより、燃費効率が高く環境に優しい新船舶への入替えが進むという意見が聞かれた。

また、社会的に環境配慮が求められている中、新船舶のスペック検討の際に、本措置の適用要件は環境負荷低減船の指針的役割を果たしているが、それに沿うべくスペックの検討がスムーズに行える。本措置がなければ、高スペックな設備を全て用意することは難しいといった意見が聞かれた。

（３）安定的な国際海上輸送確保への効果

本措置が安定的な国際海上輸送確保についてどのような影響を与えているか確認したところ、本措置があることにより、日本商船隊整備を通じた日本国の経済安全保障に貢献できるといった意見や、二元燃料船への切替えは高額で現状では困難だが、燃費の良い日本製の新造船に切替えていくことが可能となるといった意見が聞かれた。

（４）予算に与える影響

本措置が予算についてどのような影響を与えているか確認したところ、船舶を新規購入するに当たっての見積額も当然本措置の適用を踏まえたものとされており、本措置は当たり前にあるものと捉えられているという意見が聞かれた。

（５）本措置が廃止された場合の影響

本措置が廃止された場合の影響を確認したところ、本措置があることにより安定操業ができている。本措置がなければ、環境に良い新船舶を増やすことができず、経営も難しくなるといった意見が多数聞かれた。

表 4-2 ヒアリング調査結果

項目	ヒアリング結果
（１）船舶の買換え・購入に与える影響	○ 本措置により投資余力が上がり、次なる投資（新船舶購入）につながる ・ 本措置により特別償却が可能となり、それを元手に次なる資金確保につながり、新船舶の調達を行うことができる。 ・ 本措置により繰り延べた税負担を資金として、次の船舶購入の資金に充てることができる。頭金があることにより、銀行融資が受けやすくなることもメリット。

項目	ヒアリング結果
	・ 本措置によりキャッシュを確保することができ、それを次なる新船舶購入の頭金に使う。本措置がなければ、手元キャッシュで頭金を確保する必要がある、新船舶購入には踏み切れない。借入れが少なくなればそれだけ金利負担が少なくなり、社としての財務強化、競争力強化にもつながる。 ・ 本措置により内部留保を確保し資金繰りをよくすることで、次なる設備投資の余力が生まれる。 ・ 特別償却により減価償却が早く進むため、次の償却資産を形成するための将来の投資計画が立てやすい。 ・ 本措置は時限措置であり、船舶の建造契約から竣工（取得）まで2～3年の期間を要する中、本措置が延長される確証がなければ経営計画が立てにくい。 ○ その他、本措置は金融機関等の外部から評価されているため新船舶の購入が進む ・ 本措置の適用を前提とした環境負荷低減船購入の事業計画を策定して、金融機関に説明を行うことで、金融機関が融資に前向きになり、必要資金を借り入れしやすくなるというメリットがある。
(2) 環境負荷低減への効果	○ 本措置により、環境負荷低減船への入替えが進む ・ 本措置を適用することで船舶のリプレイスが進むため、CO2 排出量の削減に加速度的に貢献できる。 ・ 本措置があることにより、燃費効率が高く環境に優しい新船舶への入替えが進む。 ・ オペレーターが環境に良い船を望んでおり、船主としてはオペレーターからの要望に沿って事業遂行しているので、本措置の目的である環境負荷低減が推進されているものと理解している。 ・ 燃料消費量が少なく環境にやさしい設備等の導入は高額となるが、新船舶購入推進に寄与する本措置は、環境対応を含む最先端技術導入の取組の大きな後押しとなっている。 ・ 船舶はスピード化と省エネ機能の両方を有することが求められるため、必然的に船価が高くなってしまいうところ、本措置により単年度の資金繰りが楽になり、新船舶購入の決断の一助になる。 ・ 本措置があることにより、高額である環境に良い船舶を造ることができ、環境意識の高いオペレーターと商売ができ

項目	ヒアリング結果
	る。 ・ 国際的に環境への配慮が求められているため、基本的に新規取得する船舶については、高性能な環境負荷低減船かつ先進船舶が前提となるが、本措置がなければ船舶の新規取得は難しい。 ○ 本措置の適用要件は、新船舶の仕様検討の指針となる ・ 社会的に環境配慮が求められている中、新船舶のスペック検討の際に本措置の適用要件は環境負荷低減船の指針的役割を果たしているが、それに沿うべくスペックの検討がスムーズに行える。本措置がなければ、高スペックな設備を全て用意することは難しい。 ・ 新船舶購入の際には、まず本措置の適用対象となる設備を考え、その上で可能な限り高いスペックの設備を求めている。仕様を本措置の適用有無と独立して考えていることもあるが、本措置が認められるということも仕様を決定する大きな要素になる。
(3) 安定的な国際海上輸送確保への効果	○ 本措置により、安定的に日本商船隊を確保できる ・ 本措置があることにより、日本商船隊整備を通じた日本国の経済安全保障に貢献できると考える。 ・ 本措置があることにより、二元燃料船への切替えは高額で現状では困難だが、燃費の良い日本製の新造船に切替えていくことが可能となる。 ・ 東日本大震災の原発事故発生直後、外国船舶が付近に寄り付かなくなるということがあった。このような有事の際でも、日本船主は、日本への思いもあり、船舶を運航させていた。日本船主が船舶を保有できるようにするためにも、本措置は非常に重要である。
(4) 予算に与える影響	○ 船舶を新規購入するに当たっての見積額も本措置の適用を踏まえたものとされている ・ 見積額も当然本措置の適用を踏まえたものとされており、本措置は当たり前にあるものと捉えられている。
(5) 税制が廃止された場合の影響	○ 本措置がなければ、経営が難しくなる ・ 本措置があることにより安定操業ができている。本措置がなければ、環境に良い新船舶を増やすことができず、経営が難しくなる。(※多数事業者) ・ 環境問題は、日々国際的に厳しくなっており、将来的に基

項目	ヒアリング結果
	準に満たない船舶は入港不可という問題も出てくるだろう。 そのため、船舶を買換えていく必要があり、これを後押しする本措置がなければ世界に太刀打ちできない。

4-4-4. ヒアリングまとめ

今回ヒアリングを実施し把握できた限りでは本措置が船舶の買換えに直接的に影響を与えているという意見（トリガー効果）は確認できなかった一方で、本措置により投資余力が上がり、次なる投資（新船舶購入）につながる可能性（押上げ効果）があるとの示唆が得られた。

4-5. 内航船舶

4-5-1. リサーチデザイン

（1）分析手法

本調査では、内航船舶については、国土交通省から資料提供のあった「内航貨物船に係る税制利用状況調査」（以下「内航貨物状況調査」という。）と、公的統計の「内航船舶輸送統計調査」（以下「輸送調査」という。）を接続し、分析を実施した。

まず内航貨物状況調査と輸送調査を接続し、平成 26（2014）年度から令和 4（2022）年度の間に本措置を適用した船舶について、その傾向を記述統計によって把握した後、令和 4（2022）年度に本措置を適用した事業者について、所有する船舶の CO2 排出量が削減されたか、前後比較を実施する方針でリサーチデザインを設計した（表 4-3）。なお、本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であるため、本措置適用が CO2 排出量へもたらす直接的な効果は検証しなかった。

表 4-3 PICODA を用いたリサーチデザインの整理（内航船舶）

観点	分析パターン	
	記述統計	前後比較
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	平成 26（2014）年度～令和 4（2022）年度に本措置を適用した内航船舶	令和 4（2022）年度に本措置を適用し、船舶を建造した内航事業者
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度	
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	平成 26（2014）年度～令和 4（2022）年度に本措置を適用しなかった内航船舶	令和 4（2022）年度に本措置を適用した内航事業者の、適用前の状態
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	総トン数 船種 航海距離	CO2 排出量（燃料消費量から算出）
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	内航貨物船に係る税制利用状況調査（内航貨物状況調査）（国土交通省提供資料） 内航船舶輸送統計調査（輸送調査）	
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	記述統計による、本措置を適用した事業者の特徴分析	前後比較

（２） 利用データ

本措置に関連するデータとして、利用候補に挙がったものは表 4-4 に記載した輸送調査、内航貨物状況調査、国内旅客船に係る税制利用に関する調査の 3 種類である。分析に当たっては、船舶番号や用途、総トン数等のデータを入手する必要があり、検索の結果、3 種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った。検討の結果、緑枠内の輸送調査と内航貨物状況調査の 2 種類を使用して、分析を実施した。

輸送調査は、国土交通省が所管する基幹統計調査であり、内航運送をする事業を営む者であって、総トン数 20 トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者に対して月次で実

施されている標本調査である。主な調査項目は、総トン数や用途といった船体情報や、航海距離、燃料消費量等である。

内航貨物状況調査は、国土交通省が実施しており、業界団体を通じて接触可能な内航海運事業者に対して年次で実施されているアンケート調査である。主な調査項目は、取得船舶の船舶番号や租特適用の有無、適用年度、船種や総トン数、被代替船舶の船種、総トン数、環境低負荷設備の設置状況等である。

国内旅客船に係る税制利用に関する調査は、国土交通省が実施しており、本措置を適用した内航海運事業者に対して年次で実施されているアンケート調査である。主な調査項目は、租特適用の有無、適用年度、取得船舶の船種や総トン数、被代替船舶の船種、総トン数、環境低負荷設備の設置状況等である。

検討の結果、内航貨物状況調査にて処置群を特定した上で、船舶番号を用いて輸送調査と接続し、対照群の選定及び分析用のデータを作成する方針が適切であると判断とした。なお、国内旅客船に係る税制利用に関する調査は、旅客船は輸送調査の調査対象外であるため、アウトカム指標が取得できず、本調査では活用しない方針とした。

表 4-4 本措置の分析に利用を検討したデータ一覧（内航船舶）

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
内航船舶輸送統計調査（輸送調査）	公的統計（基幹統計：標本調査）	国土交通省	調査対象：内航運送をする事業を営む者であつて、総トン数 20 トン以上の船舶を使用し、貨物を輸送する者 頻 度：月次	船舶番号、事業者番号、総トン数、用途、航海距離、燃料消費量 等
内航貨物船に係る税制利用状況調査（内航貨物状況調査）	担当部局によるアンケート調査（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：業界団体を通じて接触可能な内航海運事業者 頻 度：年次	船舶番号、事業者名、租特適用有無、適用年度、取得価額、取得船舶の船種・総トン数、被代替船の船種・総トン数、環境低負荷設備の設置状況 等

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
国内旅客船に係る税制利用に関する調査	担当部局によるアンケート調査（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：業界団体を通じて接触可能な内航海運事業者 頻 度：年次	事業者名、取得価額、租特適用有無、適用年度、取得船舶の船種・総トン数、被代替船舶の船種・総トン数、環境低負荷設備の設置状況等

（３） データ処理

内航船舶の記述統計を実施するに当たって、内航貨物状況調査と輸送調査を船舶番号にて接続し、輸送調査の燃料消費量から CO2 排出量を算出してパネルデータを作成した（図 4-10）。

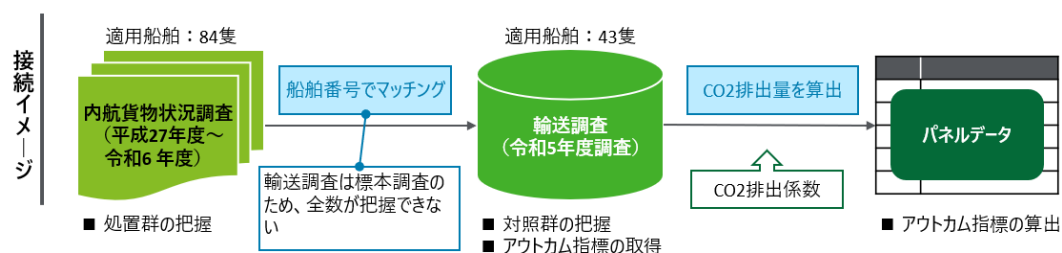


図 4-10 データの接続イメージ（内航船舶）

処置群と対照群の設定については、処置群を「内航貨物状況調査から平成 26（2014）年度～令和 5（2023）年度の本措置適用実績が把握できた内航船舶」、対照群を「処置群に該当しておらず、かつ本措置の対象となる船種（自動車専用船・セメント専用船・石灰石専用船・石炭専用船・コンテナ専用船・RORO 船・油送船）のいずれかに該当しており、令和 5（2023）年度の輸送調査の対象である船舶」とした。ただし、内航貨物状況調査で把握していない適用船舶が対照群に含まれている可能性があることに留意が必要である。また、対照群の中には様々な船齢の船舶が含まれているが、輸送調査では各船舶の船齢が確認できないため、処置群との差が特定船舶の積極的な導入によるものか、基礎的な造船技術の進展によるものかが切り分けられないことにも留意が必要である。

また、内航船舶の記述統計や前後比較に当たって、図 4-11 の定義を行った。まず、船種を、輸送調査の用途項目から①自動車船（自動車専用船）②バルカー（セメント専用船、石灰石専用船、石炭専用船）③コンテナ船（コンテナ専用船）④RORO 船（RORO 船）⑤タンカー（油送船）の 5 種類に分類した。また、CO2 排出量については、輸送調査から各船舶の 1 年間の燃料消費量に燃料ごとの CO2 排出係数を掛けることにより算出した。さらに、算出した CO2 排出量を総トン数と航海距離で割ったものを 1 トンキロ当たりの CO2 排出量とした。

データ項目	定義	出典	算出・分類方法
船舶番号	各船舶固有の番号。内航貨物状況調査と輸送調査の接続キーとして使用	内航貨物状況調査「船舶番号」、輸送調査「船舶番号」	-
事業者番号	各事業者固有の番号。事業者ごとの所有船舶数を把握する際に使用	輸送調査「事業者番号」	-
総トン数	船舶の大きさ（容積）	輸送調査「総トン数」	-
航海距離	船舶の走行距離	輸送調査「航海距離」	-
船種	船舶の種類。①自動車船②バルカー③コンテナ船④RORO船⑤タンカーの5つに分類	輸送調査「用途」	①自動車船（自動車専用船）、②バルカー（セメント専用船、石灰石専用船、石炭専用船）、③コンテナ船（コンテナ専用船）、④RORO船（RORO船）、⑤タンカー（油送船）
CO2排出量	船舶の年間CO2排出量	輸送調査「燃料消費量」、CO2排出係数*	$(A \times \text{重油消費量}(\ell) \times 0.00271(\text{tCO}_2/\ell)) + (B \times \text{C重油消費量}(\ell) \times 0.003(\text{tCO}_2/\ell))$
1トンキロ当たりのCO2排出量	船舶の大きさ1トン・航海距離1km当たりのCO2排出量	輸送調査「用途」	$\text{CO}_2\text{排出量} / (\text{総トン数} \times \text{航海距離})$

* 環境省「二酸化炭素排出量の算定に用いる排出係数」より定義

図 4-11 データ項目の定義（内航船舶）

4-5-2. 分析結果

（1）分析結果概要

内航船舶については、記述統計を実施することによって、適用船舶の特徴を、前後比較を実施することによって、租特適用前後における事業者単位の CO2 排出量の削減効果を確認した。

記述統計については、内航貨物状況調査（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）と、輸送調査（令和 5（2023）年度）を接続したデータを用いて分析を実施した。分析の結果、総トン数が大きい船舶や航海距離が長い船舶に本措置が適用されている傾向を確認した。また、船種別では RORO 船の適用が最も多く確認された。さらに、船種別の CO2 排出量については、いずれの船種においても、適用船舶が、非適用船舶と比較して、1 トンキロ当たりの CO2 排出量が小さいことが確認された。今回、記述統計では、平均総トン数や平均航海距離が異なる適用船舶と非適用船舶の CO2 排出量の単純比

較だけでは適切な比較ができないところ、1トンキロ当たりのCO₂排出量に換算することによって、より適切に傾向を把握できた。このように、アウトカム指標へ影響する要因を考慮して適用船舶と非適用船舶を比較するために、当該要因1単位当たりのアウトカム指標を算出する等、既存のデータ項目に一工夫加えることにより、より適切な比較を行うことができた。ただし、本分析では全ての適用船舶を捕捉できておらず、サンプルサイズも小さいため、実態は異なる可能性がある。

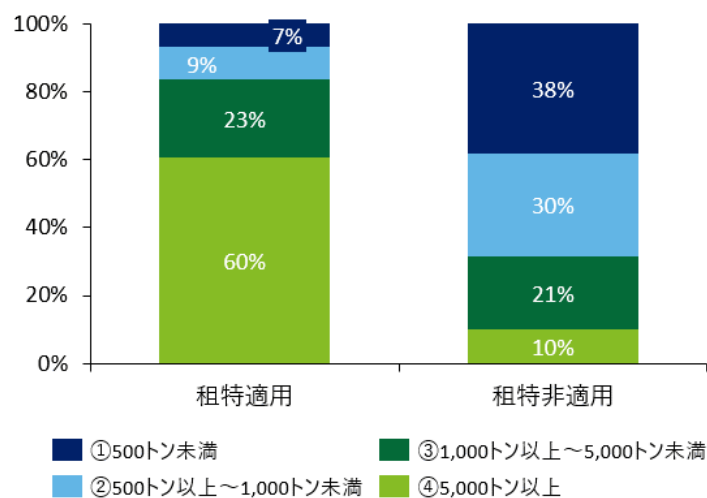
また、前後比較については、因果推論を実施するために必要なデータが存在しなかったため、内航貨物状況調査（令和5（2023）年度）と、輸送調査（令和3（2021）年度、令和5（2023）年度）を接続したデータを用いて、適用事業者が所有する船舶全体のCO₂排出量について適用前後の比較を行った。分析の結果、適用事業者において、租特適用後の1トンキロ当たりのCO₂排出量が、適用前と比較して、小さいことが確認された。本来は因果推論を実施することが望ましいが、データや担当者のスキルセットの問題で実施が難しい場合、記述統計のネクストステップとして、前後比較を目指すことが一定程度は有効と考えられる。ただし、前後比較は、因果効果の検証において有効性が高くないことに留意が必要である。

ただし、今回の分析において、設定した対照群は①内航貨物状況調査で把握していない本措置の適用船舶が含まれている可能性があること、②様々な船齢の船舶が含まれており、処置群との差が特定船舶の積極的な導入によるものか、基礎的な造船技術の進展によるものかが切り分けられておらず、「本措置を適用しておらず、かつ比較対象となる適用船舶と同時期に建造された船舶」を対照群として設定できなかった。

（2）記述統計

記述統計では、内航貨物状況調査（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）と、輸送調査（令和5（2023）年度）を接続したデータを用い、「総トン数」「航海距離」「船種」「船種別のCO₂排出量」の4指標について、それぞれ分析を実施した。

図4-12は、総トン数について、適用船舶と非適用船舶の分布を比較したものである。適用船舶は、非適用船舶と比較して総トン数の平均が大きく、適用船舶の約60%は、総トン数5,000トン以上の船舶である。



件数	43	1,001
平均値 [トン]	8,184.70	2,289.81
標準偏差	5,378.35	4,663.68

図 4-12 租特適用別の総トン数区分別割合

また、総トン数区分別の適用船舶の割合についても、5,000 トン以上の船舶は、他の区分より適用船舶の割合が大きい傾向が確認された（図 4-13）。そのため、本分析にて分析対象となった適用船舶においては、大型の船舶において積極的に本措置が適用されている。

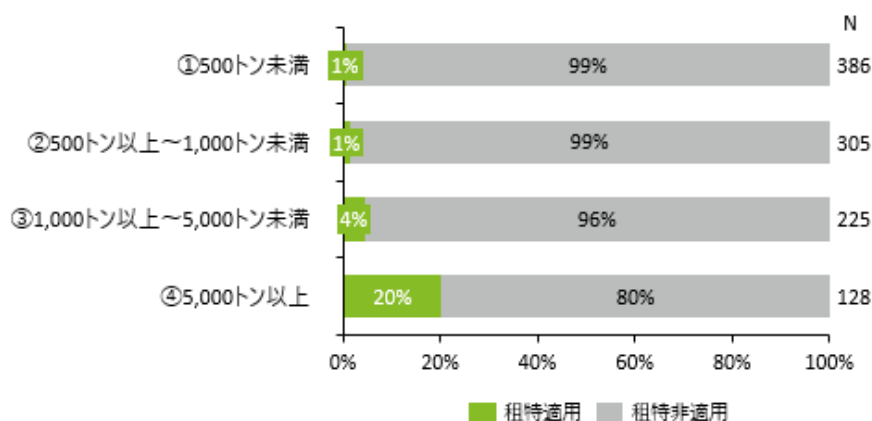


図 4-13 総トン数区分別の租特適用割合

次に、図 4 -14 にて、適用船舶と非適用船舶の航海距離の分布を比較した。適用船舶は、非適用船舶と比較して、航海距離の平均が大きく、適用船舶の 58%は、航海距離が 10 万 km 以上である。

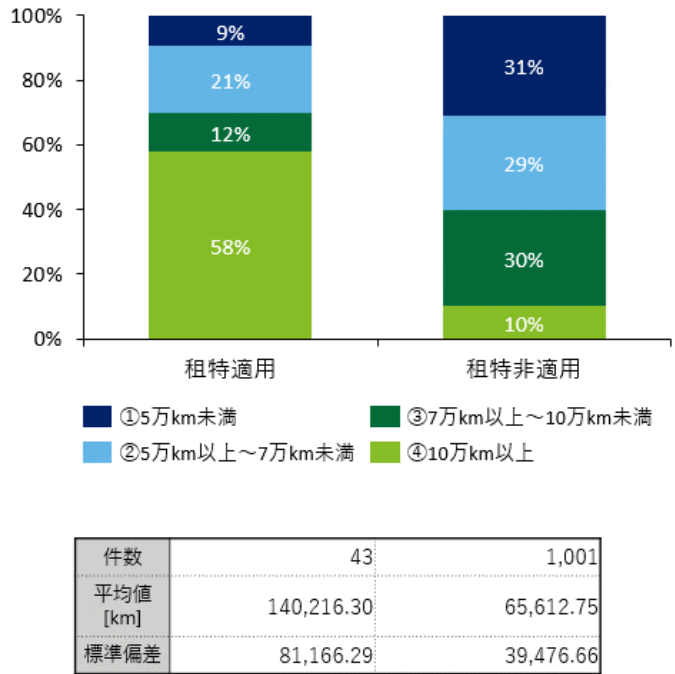


図 4 -14 租特適用別の航海距離区分別割合

また、航海距離区分別の適用船舶の割合についても、10 万 km 以上の船舶の割合が最も大きい（図 4 -15）。以上を踏まえ、本分析にて分析対象となった適用船舶においては、航海距離の長い船舶において積極的に本措置が適用されている。

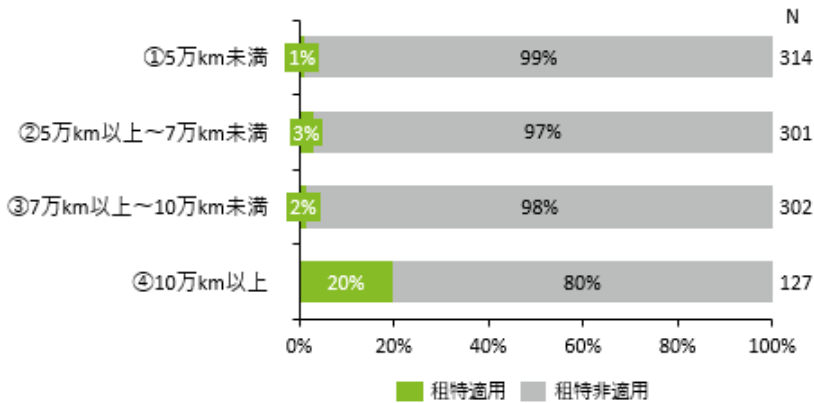


図 4 -15 航海距離区分別の租特適用割合

さらに、適用船舶の船種別の割合を図 4-16、非適用船舶の船種別の割合を図 4-17 でそれぞれ示した。両者を比較すると、非適用船舶ではタンカーの割合が最も多いが、本分析にて分析対象となった適用船舶においては、タンカーよりも RORO 船が多く、本分析にて分析対象となった適用船舶においては、RORO 船において本措置が多く利用されている。

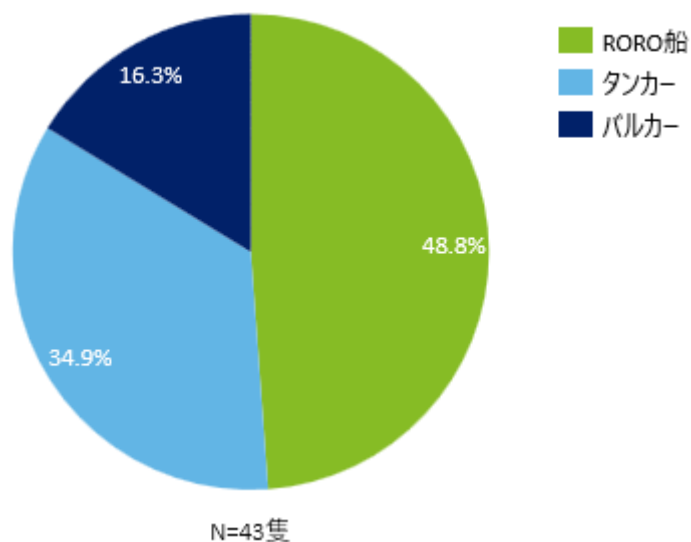


図 4-16 適用船舶の船種

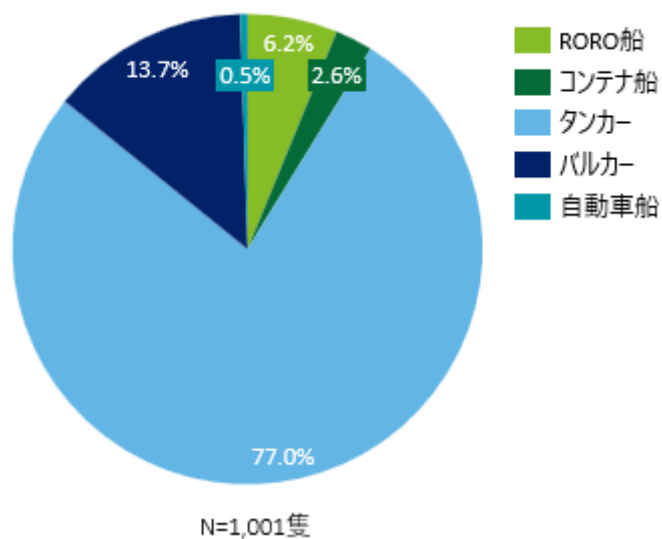


図 4-17 非適用船舶の船種

最後に、船種（RORO 船、タンカー及びバルカー）別の CO2 排出量について、図

4-18 から図 4-20 で示した。なお、燃料消費量と CO2 排出係数⁵⁶から算出した船舶の年間 CO2 排出量を、総トン数と航海距離でそれぞれ除した「1 トンキロ当たりの CO2 排出量」にて比較を行った。算出式は下記のとおりである。

数式 4-1 CO2 排出量の算出式

1 トンキロ当たりCO2 排出量 (t・kmCO2)

$$= \frac{(A \text{ 重油消費量(l)} \times 0.00271(\text{tCO}_2/\text{l})) + (B \cdot C \text{ 重油消費量(l)} \times 0.003(\text{tCO}_2/\text{l}))}{\text{総トン数} \times \text{航海距離}}$$

1 トンキロ当たりの CO2 排出量に換算することで、平均総トン数や平均航海距離が異なる適用船舶と非適用船舶を比較した結果、より適切に傾向が把握できた。分析の結果、いずれの船種についても、1 トンキロ当たりの CO2 排出量は、適用船舶の方が小さく、環境への負荷がより小さいと考えられる。ただし、非適用船舶の中には様々な船齢の船舶が含まれており、平均船齢は適用船舶と比較して高いと考えられる。そのため、適用船舶との CO2 排出量の差が特定船舶の積極的な導入によるものか、基礎的な造船技術の進展によるものかは切り分けられないことに留意が必要である。

⁵⁶ 環境省『二酸化炭素排出量の算定に用いる排出係数』より定義

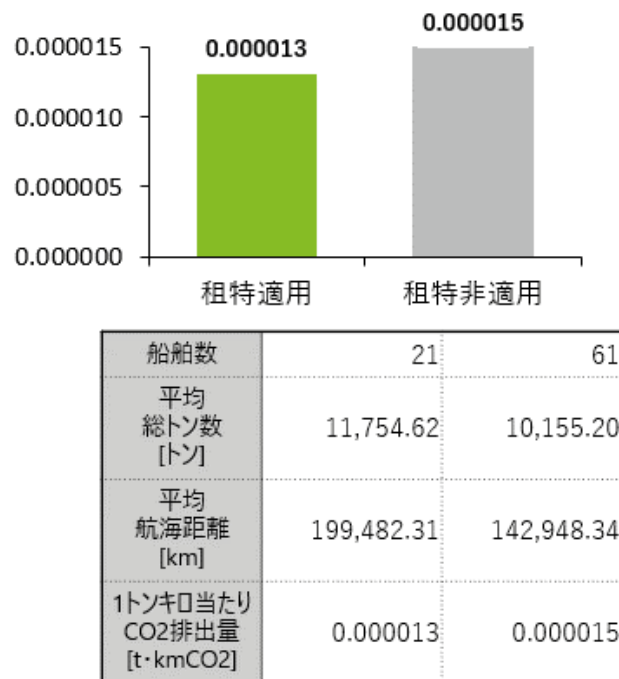


図 4-18 CO₂ 排出量 (RORO 船)

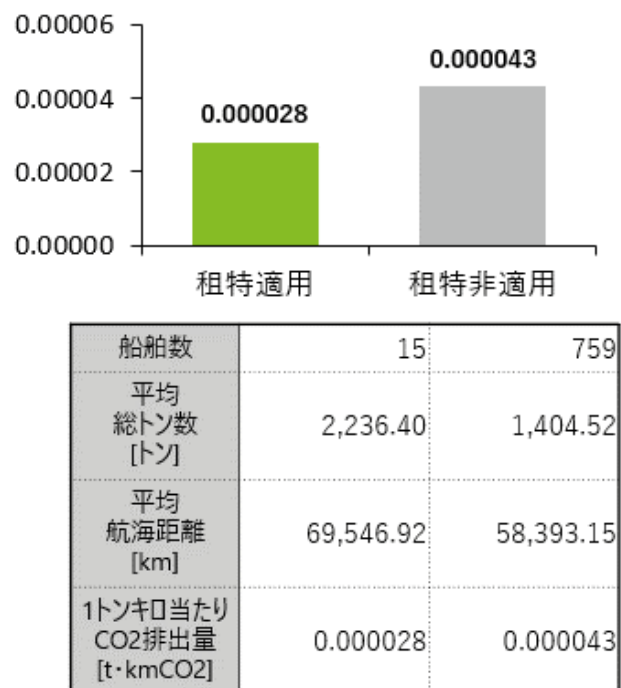


図 4-19 CO₂ 排出量 (タンカー)

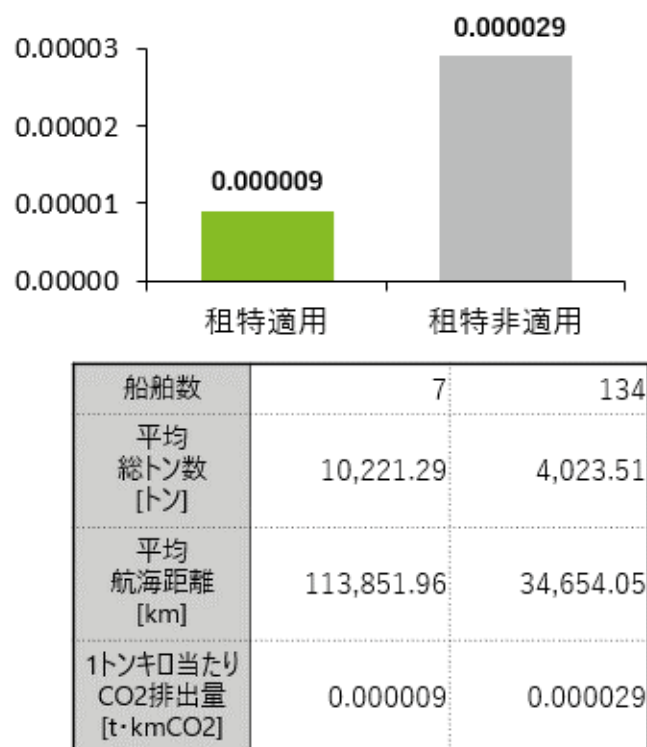


図 4-20 CO₂ 排出量（バルカー）

（３） 前後比較

前後比較では、内航貨物状況調査（令和 5（2023）年度）と、輸送調査（令和 3（2021）年度及び令和 5（2023）年度）を接続したデータを用いて、適用事業者が所有する船舶全体の CO₂ 排出量について適用前後の比較を行った。なお、適用年度である令和 4（2022）年度は適用船舶が稼働している月と稼働していない月が混在しているため、前後比較の対象から除外した。

実施概要は図 4-21 のとおりである。内航貨物状況調査から把握できる令和 4（2022）年度に本措置を適用した事業者について、輸送調査から把握できる本措置適用前の令和 3（2021）年度に所有していた全船舶の CO₂ 排出量と、適用後の令和 5（2023）年度に所有していた全船舶の CO₂ 排出量をそれぞれ算出し、適用前後の CO₂ 排出量を比較した。



*適用年度（令和4（2022）年度）は適用船舶が稼働している月と稼働していない月が混在しているため、前後比較の対象から除外した

図 4-21 前後比較の実施概要

分析の結果、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、適用前と比べて適用後に1トンキロ当たりのCO2排出量が減少していることが確認できた（図 4-22）。また、平均航海距離や船舶数が減少している一方で、平均総トン数が増加しており、船舶の大型化が進み、より効率のよい輸送が行われている可能性も考えられる。本来は因果推論を実施することが望ましいが、このように、必ずしも高度な統計知見を必要としない記述統計のネクストステップとして、前後比較を目指すことが一定程度は有効と考えられる。ただし、CO2排出量の算出に使用した燃料消費量は、航路や天候等にも影響されるため、本分析結果のみを用いて、本措置適用によってCO2排出量が削減されたと結論付けられない点に留意が必要である。

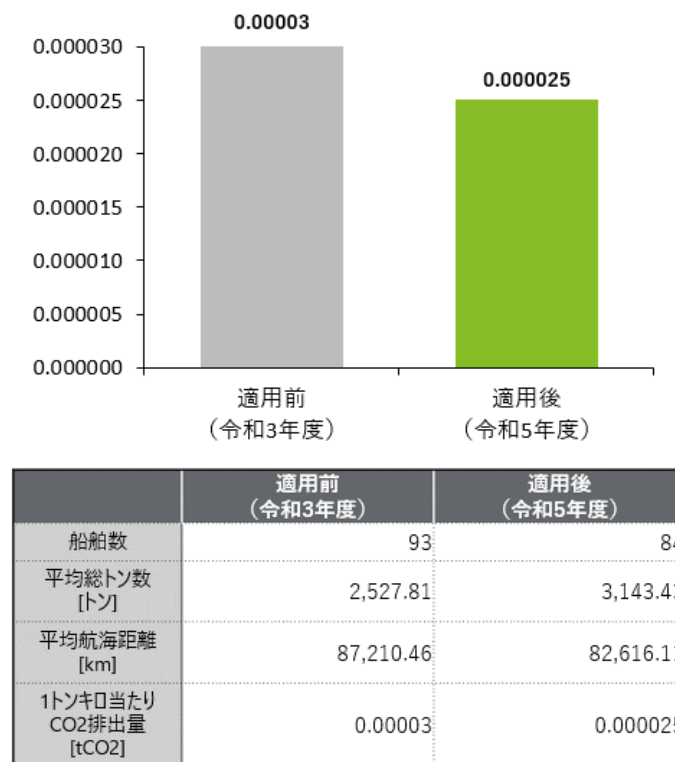


図 4 -22 前後比較の分析結果

4－5－3. 示唆

本章では、内航船舶について、適用船舶や適用事業者の CO2 排出量を用いて、非適用船舶や適用前の適用事業者の CO2 排出量と比較した。その結果、適用船舶は非適用船舶と比較して CO2 排出量が少なく、適用事業者についても、適用前と比較して、適用後の CO2 排出量が少ないことが示された。

図 4 -23 は、内航船舶のデータ整理の状況を記載したものである。特定に用いる内航貨物状況調査の回収率が 100%ではないため、全数が把握できているわけではないものの、適用船舶は特定可能であり、アウトカム指標についても、標本調査ではあるものの輸送調査にて部分的に取得可能である。一方で、非適用船舶の正確な把握が困難であったため、いかに非適用船舶の状況を正しく把握していくかが今後に向けた課題と考えられる。

	現状	達成状況
適用事業者の特定	○	内航貨物状況調査によって、適用船舶を把握することができる（ただし回収率は100%ではないため、全船舶数が把握できるわけではない）
適用事業者の租特改正後のデータの取得	△	輸送調査にデータが存在する船舶についてはデータの取得が可能だが、標本調査のため、十分なサンプルサイズを確保できない
非適用事業者の租特改正後のデータの取得	×	非適用船舶の正確な把握が困難であったため、今回は輸送調査のデータから、内航貨物状況調査から適用船舶であることが把握できた船舶を除外する形で対照群を設定したが、内航貨物状況調査はアンケート調査であるため、実際には把握できていない適用船舶が含まれている可能性がある
適用事業者の租特改正前のデータの取得	△	輸送調査にデータが存在する事業者・船舶についてはデータの取得が可能だが、改正後のアウトカム指標と同様に、標本調査のため、十分なサンプルサイズを確保できない
非適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	非適用船舶の正確な把握が困難であったため、今回は輸送調査のデータから、内航貨物状況調査から適用船舶であることが把握できた船舶を除外する形で対照群を設定したが、内航貨物状況調査はアンケート調査であるため、実際には把握できていない適用船舶が含まれている可能性がある
租特以外のアウトカム指標へ影響する要因を考慮	△	船種や総トン数、航海距離等は輸送調査によって把握可能だが、船齢は取得できない

図 4-23 データ整理の状況（内航船舶）

最後に、表 4-5 にて、内航船舶の分析課題と対応案を整理した。例えば、本措置を適用しておらず、かつ船齢が処置群と近い船舶を対照群とすることが望ましいが、非適用船舶の正確な把握が困難であり、また、今回使用した輸送調査では各船舶の船齢が把握できなかった。そのため、まずアンケート調査の実施方法を工夫する等により、非適用船舶の実態を正しく把握することが望ましい。また、今回の分析では、燃料消費量によって1トンキロ当たりのCO2排出量を算出し、記述統計や前後比較を実施したが、燃料消費量は船齢等の影響を受ける要因が多く、より多くの要因を考慮することが望ましい。

表 4-5 分析課題と対応案（内航船舶）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アウトカム指標の設定	燃料消費量によって1トンキロ当たりCO2排出量を算出したが、燃料消費量は船舶のスペック以外にも航路や天候等の影響も受けるため、船舶のスペックに起因するCO2排出量の差が確認できなかった	今回算出した1トンキロ当たりCO2排出量を代替するような形で、船舶そのもののスペックが把握可能なデータの更なる取得が望ましい
2		対照群の定義	本措置を適用していない船舶を対照群と	アンケート調査の実施方法を工夫する等により、非適用船

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			することが望ましいが、非適用船舶の正確な把握が困難であったため、本措置を適用していない船舶の情報が十分把握できなかった。そのため、正確な対照群が取得できず、輸送調査の対象船舶のうち、内航貨物状況調査にて本措置の適用船舶と把握できた船舶を除いたものを対照群とした。その結果、内航貨物状況調査で把握していない適用船舶が対照群に含まれている可能性がある	船の実態を正しく把握することが望ましい。また、本措置の適用船舶を全数かつ年次で把握することで、輸送調査で適用船舶を除いたものを対照群と設定する際に、把握できていない適用船舶が対照群に含まれる可能性が低くなるため、中長期的には、部局で保有する業務データ等から適用船舶を全数かつ年次で把握し、船舶番号等で公的統計と接続することが望ましい
3		対照群の選定	船齢が処置群と近い船舶を対照群とすることが望ましいが、今回使用した輸送調査では各船舶の船齢が確認できなかったため、特定船舶導入による差と造船技術の進展による差が切り分けられなかった	分析の際、船齢が処置群と近い船舶を対照群として選定できるよう、内航船舶全体で船齢データを取得し、船舶番号等を用いて公的統計と接続して、船齢を含めた分析データを作成することが望ましい
4	制度	因果推論との相性	本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、詳細な分析を行わずとも、本措置適用によってCO2排出量が改善することは自明であるため、本措置適用がCO2	適用船舶の導入前後での比較や、非適用船舶との比較を通じて、CO2排出量がどの程度削減されているか、記述統計や前後比較等で分析することが望ましい（船齢等、より多くの要因を考慮できることが望ましい。）。加えて、今回実施したように、本措置適用が

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			排出量へもたらす直接的な効果は検証しなかった	特定船舶導入の意思決定に寄与しているかを定性分析等で把握することが望ましい

4－6. 外航船舶

4－6－1. リサーチデザイン

(1) 分析手法

本調査では、外航船舶については、国土交通省から資料提供のあった「各年における既存船舶の船齢データ」を用いて分析を実施した。

各年における既存船舶ごとの船齢データを用いて、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて、令和元（2019）年以降に建造された船舶が占める割合の推移を確認する方針でリサーチデザインを設計した（表 4-6）。なお、本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であるため、本措置適用が EEDI へもたらす直接的な効果は検証しなかった。

表 4-6 PICODA を用いたリサーチデザインの整理（外航船舶）

観点	分析パターン
	置き換え率の推移確認
P (population) 政策の対象となる個人や企業、地域は何か	令和元（2019）年以降に国内船主によって建造され、国内オペレーターに貸し出された外航船舶
I (intervention) 具体的に行う政策はどういったものか	海上運送業を営む事業者が環境負荷の低減に資する船舶等（特定船舶）を取得した場合に、特定船舶の取得価額に応じて特別償却の適用を受けることができる制度 【平成 31（2019）年度の改正】 拡充・縮減・延長（拡充：先進船舶を外航船舶の特別償却制度の対象に追加、先進船舶の償却割合を追加、縮減：環境負荷低減船の償却割合を引き下げ）
C (comparison) 効果検証に当たっては、何と比較を行うのか	令和元（2019）年以前に国内船主によって建造され、国内オペレーターによって運航中の外航船舶
O (outcome) 政策によって改善した指標は何か	対象船舶数
D (data collection) 政策の対象者（地域）・非対象者（地域）のデータ・指標をどのように収集するか	各年における既存船舶の船齢データ（国土交通省提供資料）
A (analytical method) どういった分析手法を用いるのか	令和元（2019）年～令和 5（2023）年の各年における対象船舶の割合の推移を確認

（２） 利用データ

本措置に関連するデータとして、利用候補に挙げたものは表 4-7 に記載した各年における既存船舶の船齢データ、外航海運における税制利用状況調査の 2 種類である。分析に当たっては、船齢や IMO 番号等のデータを取得する必要があり、検索の結果、2 種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った。検討の結果、緑枠内の各年に

おける既存船舶の船齢データを使用して、分析を実施した。

各年における既存船舶の船齢データは、本分析に当たって担当部局から提供された資料である。国内船主から国内オペレーターへ貸し出されている船舶が年次で把握されている。なお、この資料は省令に基づく報告を抽出したものである。

外航海運における税制利用状況調査は、国土交通省が実施しており、外航海運事業者（海上運送法に基づき対外船舶運航事業の届出、船舶貸渡業の届出をした者）に対して年次で実施されているアンケート調査である。主な調査項目は、取得船舶の船種や総トン数、本措置の適用有無等である。

検討の結果、本調査では、各年における既存船舶の船齢データを用いて、先進船舶への置き換え率を分析する方針が適切であると判断した。なお、外航海運における税制利用状況調査は、燃費効率について有効なアウトカム指標が取得できなかったため、本調査では活用しない方針とした。

表 4-7 本措置の分析に利用を検討したデータ一覧（外航船舶）

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
各年における既存船舶の船齢データ	担当部局による提供資料 ⁵⁷	国土交通省	調査対象：国内船主から国内オペレーターへ貸し出されている外航船舶 頻 度：年次	建造年（船齢）
外航海運における税制利用状況調査	担当部局によるアンケート調査（公的統計以外のもの）	国土交通省	調査対象：外航海運事業者（海上運送法に基づき対外船舶運航事業の届出、船舶貸渡業の届出をした者） 頻 度：年次	事業者名、IMO 番号、船名、取得価額、船種、総トン数、租特適用有無 等

（３） データ処理

外航船舶については、前述のとおり各年における既存船舶の船齢データを用いて、置き換え率の推移を確認しており、データの接続や新たなデータ項目の作成は実施していない。

⁵⁷ 省令に基づく報告を抽出したもの

4-6-2. 分析結果

(1) 分析結果概要

今回、外航船舶については、特定船舶への置き換え率の推移を確認しようとしたが、国土交通省提供の船齢データでは、各船舶が特定船舶に該当するかは把握できなかった。そのため、令和元（2019）年以降に建造された船舶を、より環境負荷が低い「先進船舶」と仮定し⁵⁸、先進船舶へ置き換わっているかを確認した。分析の結果、令和元（2019）年以降に建造された船舶の割合は、令和元（2019）年から令和 5（2023）年にかけて、約 2% から約 30% に増加している一方で、平成 16（2004）年～平成 25（2013）年に建造された船舶の割合が減少していることを確認した。そのため、先進船舶への置き換えは進んでいると考えられる。

ただし、前提として、本措置は、特に燃費効率について、個船レベルでのアウトカム指標の取得ができていないため、本措置がアウトカムへ与えた効果が検証できなかった。船齢データの中で適用船舶の特定ができなかったため、代替的な分析として、仮定を置いて先進船舶の置き換え率の推移の確認を行った。ただし、本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であることや、既に環境負荷が低い船舶を建造するトレンドが生じている可能性があること等から、定量分析だけでは本措置の効果を測りきれない可能性がある。

(2) 置き換え率の推移確認

令和元（2019）年以降に建造された船舶を先進船舶と仮定して、令和元（2019）年から令和 5（2023）年までの、先進船舶への置き換え率を確認した（図 4-24）。分析の結果、令和 5（2023）年の時点で、「令和元年以降に建造された船舶」は全体の約 30% を占めている。また、令和元（2019）年以降、平均して毎年約 50 隻程度の新しい船舶が建造されていることも確認できる。一方、特に「平成 21～25 年に建造された船舶」「平成 16～20 年に建造された船舶」が減少しており、これらの船舶が買い換えられている可能性が高い。なお、令和元年以前に建造された船舶についても、平成 31（2019）年から令和 5（2023）年までの間に増加している場合があるが、これは国内船主から国内オペレーターへ貸し出されている船舶のみを集計しており、前年に海外オペレーターへ貸し出された船舶が返還され国内オペレーターに貸し出された例が多い場合には、船齢が高い船舶の前年差がプラスになることがあるためと考えられる。

⁵⁸ 各船舶が先進船舶に当たるか否かについては、特定が困難なため、一定の仮定を置くこととした。具体的には、先進船舶制度は平成 29（2017）年に創設、令和元（2019）年から特別償却の対象とされているところ、契約後から竣工までは一般的に約 2 年間とされていることを考慮し、令和元（2019）年以降の竣工船は先進船舶とする仮定を置いた。

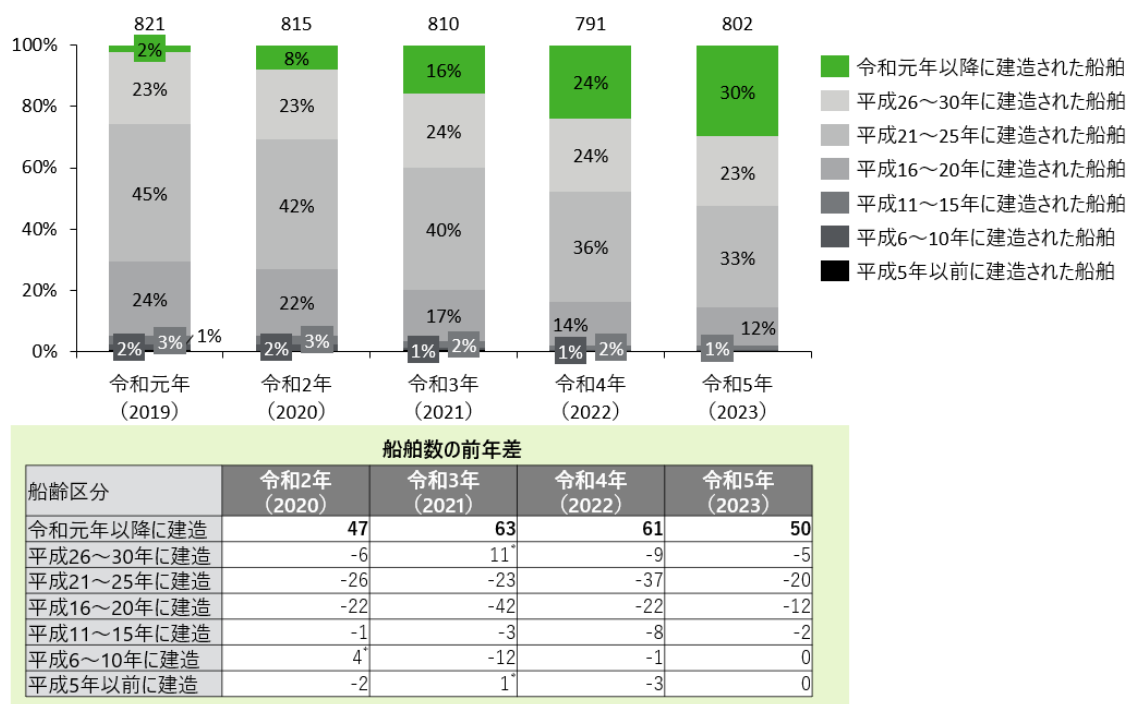


図 4-24 日本商船隊における国内船主所有船舶の構成比
(先進船舶への置き換え率)

4-6-3. 示唆

本章では、外航船舶について、先進船舶への置き換えが進んでいることを確認した。

図 4-25 では、外航船舶のデータ整理の状況をまとめている。外航船舶についても、特定に用いる外航海運における税制利用状況調査の回収率が 100%ではないため、全数ではないものの、適用船舶は把握可能であり、また非適用船舶についても、調査対象外の事業者等があるものの、一部船舶のデータのみ取得可能な状況であるが、適用船舶・非適用船舶いずれにおいても主要なアウトカム指標である燃費効率について各船舶のデータが取得できていない。そのため、今後は各船舶の燃費効率を把握できるようデータを整備していくことが課題と考えられる。また、現状では適用船舶・非適用船舶ともに、適用前のデータを取得できていないため、前後比較を行うためには、適用事業者が適用前に所持している船舶の燃費効率や平均トン数等も把握できることが望ましい。

	現状	達成状況
適用事業者の特定	○	外航海運における税制利用状況調査によって、適用船舶を把握することができる（ただし回収率は100%ではないため、全船舶数が把握できるわけではない）
適用事業者の租特改正後のデータの取得	×	効果検証に必要なアウトカム指標である燃費効率（EEDI）について、各船舶のデータを取得できるものが現状存在しない
非適用事業者の租特改正後のデータの取得	×	効果検証に必要なアウトカム指標である燃費効率（EEDI）について、各船舶のデータを取得できるものが現状存在しない
適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	外航海運における税制利用状況調査では、新たに建造した船舶についてのみ調査対象としているため、適用前の状況は把握できない
非適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	外航海運における税制利用状況調査では、新たに建造した船舶についてのみ調査対象としているため、適用前の状況は把握できない
租特以外のアウトカム指標へ影響する要因を考慮	△	船種や総トン数等は外航海運における税制利用状況調査によって把握可能だが、航海距離や航路等は把握できない

図 4-25 データ整理の状況（外航船舶）

最後に、表 4-8 にて、外航船舶の分析課題と対応案を整理した。

外航船舶については、各船舶の燃費効率についてデータが存在しなかったため、適用船舶と非適用船舶の比較や、適用前後の比較ができなかった。そのため、各船舶の燃費効率についてデータを取得することが重要である。また、今回は代替的な分析として、建造年による特定船舶への置き換え率の推移を確認したが、その際も、データ上で特定船舶が識別できなかった。そのため、記述統計や前後比較が難しいうちは、例えば船齢データとアンケート調査を紐づけられるように接続キーを設けることで、船齢データ上で本措置の適用有無が把握できるようにし、特定船舶への置き換え率を確認することが望ましい。

表 4-8 分析課題と対応案（外航船舶）

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アウトカム指標の設定	外航船舶について、各船舶のアウトカム指標（EEDI）のデータが存在しないため、本措置の適用がアウトカムへ与えた影響を分析できなかった	中長期的には、アンケート調査等にて、各船舶の EEDI を取得する
2		船齢と適用有無の紐づけ	#1 の制約を踏まえ、記述統計や前後比較の代替として、今回	船齢データに IMO 番号や船名等を付記し、適用船舶に対して実施しているアンケ

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			の分析では、特定船舶への置き換え率を確認しようとしたが、国土交通省提供の船齢データでは、各船舶が特定船舶に該当するかが把握できなかったため、特定船舶への置き換え率を分析できなかった。このため、令和元（2019）年以降に建造された船舶を先進船舶と仮定し、先進船舶への置き換え率を分析した	ート調査と接続できるようにすることで、特定船舶への置き換え率を分析し、特定船舶が増加しているかを確認する
3	制度	因果推論との相性	本措置の適用は環境負荷が低い特定船舶の導入を意味しており、詳細な分析を行わずとも、本措置適用によって燃費効率が改善することは自明であるため、本措置適用がEEDIへもたらす直接的な効果は検証しなかった	仮定を置かず、実際の特定船舶への置き換え率の推移等を分析し、特定船舶が増加しているかを確認する。加えて、今回実施したように、本措置適用が特定船舶導入の意思決定に寄与しているかを定性分析等で把握することが望ましい。また、中長期的に個船ごとのEEDIが把握可能となった場合は、本措置適用船舶が非適用船舶と比較して、燃費効率がどの程度高くなっているか、記述統計等で把握することが望ましい

5. 長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置

本章では、「長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置（租税特別措置法 第 65 条の 7）」（以下本章において「本措置」という。）に関する効果検証の実施内容について取りまとめた。

5－1. 制度概要

本措置は、長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、企業の生産性向上、国内の産業空洞化防止、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用、不動産ストックの価値向上や地域活性化を実現し、もってコロナ禍からの経済活動の回復を確かなものとするとともに、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長の実現を図ることを目的とした租税特別措置であり、10 年超にわたって保有している土地等の事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡した事業用資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳の適用を受けることができる制度である。適用件数は令和 5（2023）年度で 857 件、適用総額は同年度で約 4,893.8 億円である⁵⁹。

本措置の対象者は法人⁶⁰である。法人が、10 年を超えて所有する国内にある土地等、建物又は構築物を譲渡し、譲渡の日を含む事業年度中に特定の資産（買換資産）を取得して取得の日から 1 年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合において、本措置の適用が可能になる。買換資産は国内にある 300 m²以上の土地等⁶¹、建物又は構築物をいう。課税の繰延べは圧縮記帳により行われ、圧縮限度額は圧縮基礎取得価額⁶²に差益割合⁶³を乗じて計算した金額に圧縮割合を乗じた金額である。圧縮割合は原則として 80%だが、東京都の特別区内から三大都市圏の一部地域（以下「集中地域」という。）以外への買換えを行う場合は 90%と引き上げられる。一方で、集中地域以外から集中地域への買換えの場合については 75%、特別区内への買換えの場合については 70%、特別区内への買換えで本店等の移転を伴う場合については 60%となる。

⁵⁹ 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（令和 7（2024）年 2 月国会報告）による。なお、適用件数及び適用総額については、単体法人と連結法人の合計を記載している。

⁶⁰ 青色申告法人に限られない点に留意されたい。

⁶¹ 事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く。）の敷地の用に供されるもの、又は駐車場の用に供されるもののうち建物又は構造物の敷地の用に供されていないことについて、やむを得ない事情があるものをいう。

⁶² 買換資産の取得価額と譲渡資産の譲渡対価の額のいずれか低い額をいう。

⁶³ 譲渡対価の額のうちに、譲渡対価の額から譲渡資産の帳簿価格と譲渡経費の額を控除した額が占める割合をいう。

長期保有（10年超）の土地等の事業用資産を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡した事業用資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳の適用を受けることができる制度																				
分野	■ 政策目標区分 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護																			
法的根拠	租税特別措置法第65条の7	期間	平成6（1994）年度 ～令和7（2025）年度																	
現行（令和6年度）の措置内容	■ 法人が、一定の資産（譲渡資産 ^{*1} ）を譲渡した場合において、譲渡の日を含む事業年度において特定の資産（買換資産 ^{*2} ）を取得し、取得の日から1年以内に事業の用に供した、又は供する見込みであるときは、譲渡益の80% ^{*3} 分の圧縮記帳 ^{*4} をすることができる																			
	*1 国内にある土地等、建物又は構築物で、所有期間が10年を超えるもの																			
	*2 国内にある300㎡以上の土地等（以下に限る）、建物又は構築物																			
	①事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設を除く）の敷地の用に供されるもの																			
	②駐車場の用に供されるもので、建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて、やむを得ない事情（以下の手続等が進行中であること）があるもの																			
	(1)都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可の手続																			
	(2)建築基準法第六条第一項に規定する確認の手続																			
	(3)文化財保護法第九十三条第二項に規定する発掘調査																			
	(4)建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続（国土交通大臣が証明したものに限り）																			
	*3 以下の場合は80%とは異なる割合が適用される																			
①集中地域（三大都市圏の一部地域）以外から、東京都の特別区内への買換えて、本店又は主たる事務所の移転を伴うとき 60%																				
②集中地域以外から、東京都の特別区内への買換えてのとき（①を除く） 70%																				
③集中地域以外から、集中地域内への買換えてのとき（①・②を除く） 75%																				
④東京都の特別区内から、集中地域以外への買換えて、本店又は主たる事務所の移転を伴うとき 90%																				
*4 圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の80% ^{*5} が圧縮記帳限度額となる																				
①圧縮基礎取得価額＝(1)当該買換資産の取得価額と(2)譲渡資産の譲渡対価の額のいずれが小さい金額																				
②差益割合＝ $\frac{\text{譲渡対価の額} - (\text{譲渡資産の帳簿価額} + \text{譲渡経費の額})}{\text{譲渡対価の額}}$																				
直近適用実績（法人）																				
<table><thead><tr><th></th><th>令和3 (2021) 年度</th><th>令和4 (2022) 年度</th><th>令和5 (2023) 年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>適用件数</td><td>777</td><td>870</td><td>857</td></tr><tr><td>適用法人数</td><td>771</td><td>864</td><td>848</td></tr><tr><td>適用総額（億円）</td><td>4,194.4</td><td>4,311.3</td><td>4,893.8</td></tr></tbody></table>						令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	適用件数	777	870	857	適用法人数	771	864	848	適用総額（億円）	4,194.4	4,311.3	4,893.8
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度																	
適用件数	777	870	857																	
適用法人数	771	864	848																	
適用総額（億円）	4,194.4	4,311.3	4,893.8																	
出所：財務省「租税特別措置法の適用実態調査の結果に関する報告書」（R7.2月議会提出）※ 単体・連結法人合計。適用法人数：適用額明細書の提出があった法人数。適用件数：適用額明細書に記載されている「租税特別措置法の条項」欄の合計数																				

図 5-1 本措置の概要⁶⁴

分析を行う際には、前後の年で大きな制度改正や内容変更のない年度を対象にすることが望ましいことから、分析の対象年度を検討するために、図 5-2 において、本措置の直近の改正を整理した。

本措置においては、前後の年度に改正がない年度として、平成 29（2017）、令和 2（2020）及び令和 5（2023）年度が挙げられる。しかし、いずれの改正年度も改正内容が軽微であるため、効果検証に適さないと考えられる。

⁶⁴ 点検結果報告書（令和 4（2022）年度）、”特定資産を買い換えた場合の圧縮記帳”. 国税庁、<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5651.htm>（令和 6 年 5 月 8 日参照）

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	平成31 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
改正有無	有	－	－	有	－	－	有	－
前年度 からの 主な 改正内容	現行の措置を3年間（平成29年4月1日～平成32年3月31日）延長する。			現行の措置を3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）延長する。			- 現行の措置を3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）延長する。 - 本社の買換について圧縮率を見直し（23区⇒外：90％、外⇒23区：60％）	
上記改正の 主な 目的	デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図るため			デフレからの脱却を完全なものとし、名目GDP600兆円に向けた経済成長の実現を図るため			コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとし、新陳代謝と多様性に満ちた裾野の広い経済成長を実現するため	

図 5-2 本措置の改正の経緯（平成 29（2017）年度～令和 6（2024）年度）⁶⁵

5－2. ロジックモデル

ここでは、本措置のロジックモデルを整理し、定量的な分析に向けて測定指標を設定した。なお、測定指標については、今回の分析を行うに当たり、試行的に仮置きしたものである。整理の際は、担当府省である国土交通省が業務資料として整理していた経済効果のスキーム図を活用した（図 5-3）。スキーム図では、本措置によって行われる新たな設備投資を四つに分けて整理している。具体的には、①本措置によって土地取引需要が喚起されたことで地価が上昇し、ここで生じた事業者の保有資産総額の増加により、新たな設備投資が喚起される資産効果、②本措置によって事業者が長期保有土地等を売却し、その売却益をもって買換資産として新たに建物・構築物を取得する建物・建築物への設備投資、③本措置によって事業者が長期保有土地等を売却し、その売却益をもって新たに取得した土地に新築建築物を建設することで建設投資及び住宅投資が生じる、取得した土地への投資誘発効果、④本措置によって売却された長期保有土地等のうち土地を、他の事業者が新たに取得した際に建設投資及び住宅投資が生じる、譲渡された土地への投資誘発効果の四つである。なお、本スキーム図では、新たな設備投資を上記のとおり①～④の4区分に分け、産出均衡モデル（特定の需要が与えられた場合に、その需要を満たすために必要な生産額を導き出すモデル）を用いて生産波及効果を推計している。推計に当たっては、適用実態調査とアンケート調査から本措置によって喚起された土地取引件数を拡大推計し、本推計値と公的統計等から得られた地価や平均建築単価等を用いて①～④による設備投資額をそれぞれ推計している。その上で推計した設備投資額を、産業連関表を基に作成された産出均衡モデルへ当て込み、生産波及効果を算出している。

⁶⁵ 各年度の税制改正解説資料等

経済効果のスキーム図

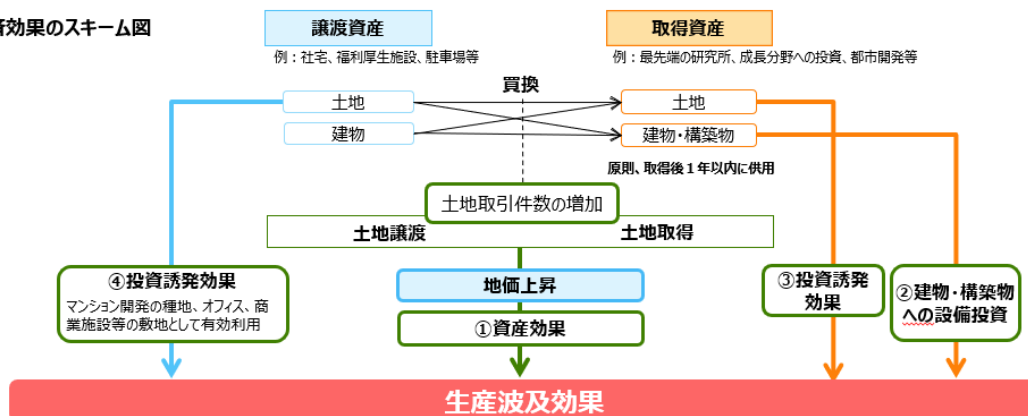


図 5-3 経済効果のスキーム図⁶⁶

まず、インプットに「租税特別措置法第 65 条の 7」を、アクティビティ（政策実施者視点）に「租税特別措置法の改正」を、そしてアウトプットに「改正税制の施行」をそれぞれ設定した。そして、アウトプットに関する測定指標に「適用件数」「適用額」を設定した。

次に、短期アウトカムとして、「長期保有事業用資産の譲渡の増加」を設定した。また、譲渡の増加による影響として、譲渡益の活用機会も増えると考えられることから「譲渡益を活用した設備投資及び事業再編の増加」を設定した。短期アウトカムの測定指標としては、「法人の長期保有土地の取引件数」「建物・構築物の取得額」「取得資産（買換資産。ここでは土地をいう。）への設備投資額」「資本装備率（有形固定資産 / 労働力）」を設定した。

さらに、長期アウトカムとしては「資本生産性の向上」「取得資産（買換資産）における更なる設備投資の喚起」「譲渡資産における更なる設備投資の喚起」を設定し、その測定指標として「資本生産性（付加価値額 / 有形固定資産）」「譲渡資産（土地）への設備投資額」「資産効果」を設定した。これは、短期アウトカムにより、取得資産（買換資産）と譲渡資産の双方に影響が生じることに着目したものである。

最終的なインパクトは「企業の生産性向上」「国内産業の空洞化防止」「都市の国際競争力強化」を設定し、測定指標を「労働生産性（付加価値額 / 労働力 = 資本装備率 × 資本生産性）」「日銀短観設備投資額」「生産波及効果額」とした。

⁶⁶ 国土交通省提供資料

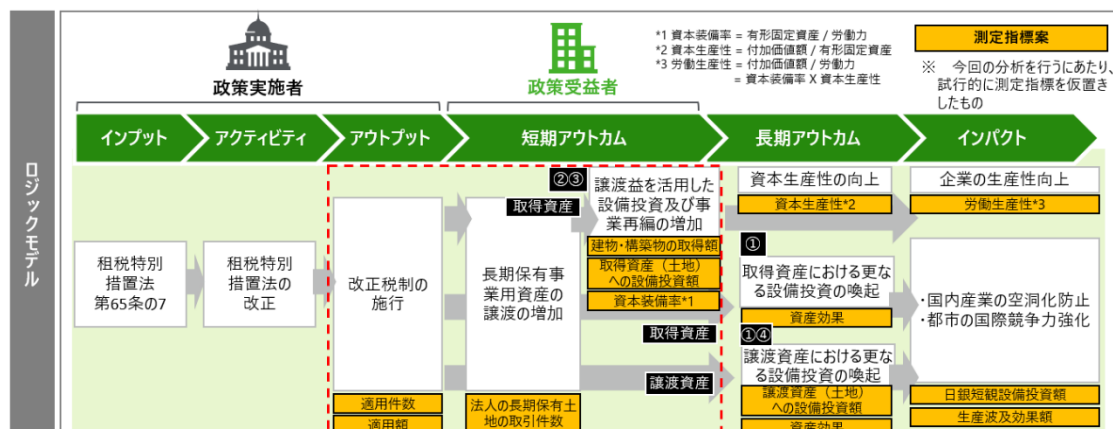


図 5-4 本措置のロジックモデル⁶⁷

5-3. ヒアリング調査

5-3-1. ヒアリング目的

ヒアリング調査は、他の租特と同様に、租特適用事業者が当該租特をどのように受け止め、どのように活用するに至ったか、事業者の意思決定の流れを確認し、当該租特の目的と照らし合わせて、所管府省が目指す行動変容に寄与しているのか把握する観点で実施した。

5-3-2. ヒアリング対象

本調査では、総務省行政評価局が本措置を適用した事業者3者を対象にヒアリングを実施した。

表 5-1 ヒアリング対象

適用事業者	A 社（不動産業）、B 社（製造業）、C 社（物流業）
-------	-----------------------------

5-3-3. ヒアリング調査結果

ヒアリング調査の結果は、以下のとおりである。本結果は各事業者の発言を忠実に再現し、信頼性を確保するためプラス、マイナス両方の受け止めを記載したものであり、

⁶⁷ 点検結果報告書（令和4（2022）年度）

それぞれの詳細は、表 5-2 にて記載している。

(1) 長期保有資産の買換えに与える影響

本措置が長期保有資産の買換えにどのような影響を与えているか確認したところ、本措置によりキャッシュが手元に残り、そのまま次の投資が可能となることは、非常に大きな意義がある、環境の変化等により事業用資産として適さなくなった場合に新たに別の案件に投資するという選択肢も含めて検討することができるという押し上げ効果に関する意見が聞かれた。一方で、本措置はあまり買換え投資の後押しにはならなかったとの意見も聞かれた。

(2) 予算に与える影響

本措置が企業の予算にどのような影響を与えているか確認したところ、資産の売却情報を策定する際には、補助金・税制等の活用を検討・計算しているとの意見が聞かれた。

(3) 本措置が廃止された場合の影響

本措置が廃止された場合の影響を確認したところ、本措置がなければ、資産の買換え時期が後になっていた可能性があるという押し上げ効果に関する意見が聞かれた一方で、本措置が廃止されることによる資金繰りへの影響はないという意見も聞かれた。

表 5-2 本措置適用事業者へのヒアリング結果

項目	ヒアリング結果
(1) 長期保有資産の買換えに与える影響	○ 本措置によりキャッシュを確保することができ、次の投資を行うことができる ・ 資産の売却益が多く出ることが見込まれる場合等には本措置をうまく活用すべく、本措置の情報を経理部門から総務部門や事業部門に共有しており、試算の結果、本措置の活用によりキャッシュ面でのメリットが見込まれることが分かり、資産購入時期の判断につながった。 ・ 本措置によりキャッシュが手元に残り、そのまま次の投資が可能となることは、非常に大きな意義がある。借入金を増額することなく新規投資ができることにより、変容する社会ニーズを捉えた投資を速やかに行うことができ、大変重要な税制であると認識している。 ・ 過去に取得した資産について、事業環境の変化等により事業用資産として適さなくなる可能性はある。そのような場合

項目	ヒアリング結果
	も、本措置があれば、新たに別の案件に投資するという選択肢も含めて検討することができる。 ・ コロナ禍において赤字となった際、キャッシュの確保が最優先事項となった。平時であれば、本措置は直接的に利益が増えるものではないため、経営の意思決定に影響することはあまりないが、このような状況下においては、非常に価値があるものだった。 ・ 本措置があることにより、担当部門としては、資産の売却・購入を進めたい案件について社内の承認を得られやすいというメリットがあり、経理・財務部門としては、キャッシュの面で非常に大きなメリットがあったと感じている。 ○ 本措置があるからといって余分な投資を行うものではない ・ 株主からの出資金をもとに活動しているため、それに沿う・見合うようなリターンができる活動、そのために必要なことを行うものであって、税制等があるからといって余分な投資を行うことはない。
(2) 予算に与える影響	○ 資産の売却計画を策定する際には、補助金・税制等の活用を検討・計算の上策定している ・ 資産の売却計画を策定する際には、必ず補助金・税制等の活用を検討し、計算の上策定している。
(3) 本措置が廃止された場合の影響	○ 本措置がなければ、資産の買換え時期が後になっていた可能性がある ・ 本措置がなければ、資産の買換え時期が後になっていた可能性は十分にある。 ○ 本措置がなくとも資金繰りが厳しくなるということはない ・ 次の投資をしようと思った時、本措置がなければ資金繰りが厳しくなるということはおそらくない。

5-3-4. ヒアリングまとめ

今回ヒアリングを実施し把握できた限りでは本措置が長期保有土地の買換えに直接的に影響を与えているという意見（トリガー効果）は確認できなかった一方で、本措置によりキャッシュを確保し次の投資につなげられる、別の案件に投資することができる等間接的に土地の買換え投資の促進に寄与している可能性（押し上げ効果）があるとの示

唆が得られた。

5-4. リサーチデザイン

5-4-1. 分析手法

本調査では、本措置の適用有無が把握できる「特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・取得意向に関する調査」（以下「長期保有土地税制アンケート調査」という。）をベースとして、「法人土地・建物基本調査」（以下「土地調査」という。）や企活を接続し、分析を実施した。

本措置について、平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度に実施された長期保有土地税制アンケート調査から適用事業者を特定し、土地調査や企活と接続したが、最終的なサンプルサイズが非常に小さくなったため、記述統計にて適用事業者の傾向を把握するに留まった。詳細のリサーチデザインは表 5-3 のとおりである。なお、本措置は、論理的なつながりが遠い長期アウトカムである土地の売買をきっかけとした波及効果をアウトカムとして想定しており、直接的な因果効果を検証できない可能性が高いため、因果推論アプローチを実施せず、記述統計のみを実施した。また、その土地に存在していた施設の従業員数や売上高等の土地単位のデータは存在しないため、事業者単位の指標を設定した。

表 5-3 PICODA を用いたリサーチデザインの整理

観点	分析パターン
	記述統計
P (population) 政策の対象となる個人 や企業、地域は何か	平成 29（2017）年度に土地を譲渡し、本措置を適用した事業者
I (intervention) 具体的に行う政策はど ういったものか	長期保有（10 年超）の土地等の事業用資産を譲渡し、新たに 事業用資産（買換資産）を取得した場合に、譲渡した事業用 資産の譲渡益に応じて買換資産の圧縮記帳の適用を受けるこ とができる制度 【令和 2（2020）年度の改正】 現行の措置を 3 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）延長する
C (comparison) 効果検証に当たって は、何と比較を行うの か	平成 29（2017）年度の時点で長期保有の土地を所持している 事業者
O (outcome) 政策によって改善した 指標は何か	資本金 従業員数 経常利益 業種
D (data collection) 政策の対象者（地 域）・非対象者（地 域）のデータ・指標を どのように収集するか	特定の事業用資産の買換特例の活用実績及び不動産の売却・ 取得意向に関する調査（長期保有土地税制アンケート調査） 法人土地・建物基本調査（土地調査） 経済産業省企業活動基本調査（企活）
A (analytical method) どういった分析手法を 用いるのか	記述統計による、本措置の適用を受けた事業者の特徴分析

5-4-2. 利用データ

本措置に関連するデータとして、利用候補に挙がったものは表 5-4 に記載した企活、土地調査、長期保有土地税制アンケート調査、土地保有・動態調査、土地保有移動調

査、土地動態調査の6種類である。分析に当たっては、資本金や法人番号、設備投資額等のデータを取得する必要があると、検索の結果、5種類のデータの活用可能性が高いと判断し、検討を行った。検討の結果、緑枠内の企活、土地調査、長期保有土地税制アンケート調査の3種類を使用して、分析を実施した。

企活は、経済産業省が所管する基幹統計調査であり、従業員数50人以上かつ資本金又は出資金が3,000万円以上の企業全て（ただし、運輸業、郵便業や、不動産取引業、不動産賃貸業等一部の業種は除く）に対して実施されている年次の全数調査である。主な調査内容は、企業の概要や決算等である。

土地調査は、国土交通省が所管する一般統計調査であり、日本国内に本所・本社・本店を有する法人に対して実施されている5年ごとの調査である。資本金1億円以上の事業者に対しては全数調査、資本金1億円未満の事業者に対しては標本調査が実施されている。

長期保有土地税制アンケート調査は、国土交通省が実施しており、特定の業界団体に所属する全事業者に対して3年ごとに実施されている調査である。主な調査内容は、会社名や企業の概要のほか、譲渡資産・買換資産の場所、面積、保有期間、譲渡額・取得額、譲渡・取得年月日等である。

土地保有・動態調査は、国土交通省が所管する一般統計調査であり、売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主に対して実施される年次の調査である。資本金5億円以上の事業者に対しては全数調査、資本金5億円未満の事業者に対しては標本調査が実施されている。主な調査内容は、企業の概要のほか、土地の売却・購入目的や売却した土地の取得年等である。

土地保有移動調査は、国土交通省が所管する一般統計調査であり、売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主に対して実施される年次の標本調査である。主な調査内容は、売主・買主の属性や、土地の売却・購入目的、売却した土地の取得年等である。なお、令和元（2019）年度以降は、土地動態調査と統合し、土地保有・動態調査として実施されている。

土地動態調査は、国土交通省が所管する一般統計調査であり、資本金1億円以上の法人及び相互会社に対して実施される年次の標本調査である。主な調査内容は、企業の概要のほか、土地の所有状況や利用現況等である。なお、令和元（2019）年度以降は、土地保有移動調査と統合し、土地保有・動態調査として実施されている。

検討の結果、長期保有土地税制アンケート調査にて処置群を特定した上で、事業者名を用いて土地調査と接続し、対照群の選定を行った。その後、法人番号を用いて企活と接続し、分析用のデータを作成する方針が適切であると判断した。なお、土地保有・動態調査は、長期的に保有している土地に関する情報は存在しないため、本調査では活用

しない方針とした。土地保有移動調査や土地動態調査についても、長期的に保有している土地に関する情報は存在しないため、本調査では活用しない方針とした。

表 5-4 本措置の分析に利用を検討したデータ一覧

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
経済産業省 企業活動基本調査（企 活）	公的統計 （基幹統 計：全数調 査）	経済産業省	調査対象：従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業 ⁶⁸ 頻 度：年次	法人番号、資本金額又は出資金額、従業者数、経常利益、売上高等
法人土地・ 建物基本調査（土地調 査）	公的統計 （一般統計：全数・ 標本調査）	国土交通省	調査対象：日本国内に本所・本社・本店を有する法人（※資本金 1 億円以上の事業者は全数調査、資本金 1 億円未満の事業者は標本調査） 頻 度：5 年	法人番号、事業者名、資本金、常用雇用者数、業種、土地の取得時期、利用現況等
特定の事業 用資産の買 換特例の活 用実績及び 不動産の売却・取得意 向に関する 調査（長期 保有土地税 制アンケート 調査）	担当部局等 が実施する アンケート 調査（公的 統計以外の もの）	国土交通省	調査対象：特定の業界団体に所属する全事業者 頻 度：3 年	事業者名、業種、本措置の適用有無、譲渡資産・買換資産の場所、面積、保有期間、譲渡・取得額、譲渡・取得年月日等
土地保有・ 動態調査	公的統計 （一般統計：全数・ 標本調査）	国土交通省	調査対象：従業者 50 人以上かつ資本金又は出資金 3,000 万円以上の企業 頻 度：年次	法人番号、資本金、常用雇用者数、業種、売却・購入目的、売却した土地の取得年等

⁶⁸ 企業規模以外にも業種によって調査対象範囲が定められており、運輸業、郵便業や、不動産取引業、不動産賃貸業等、対象外となる業種も存在する。

調査名	調査の種類	調査主体	概要	主な調査項目
土地保有移動調査	公的統計 (一般統計：標本調査)	国土交通省	調査対象：売買による所有権移転登記があった土地の取引当事者である売主・買主 頻 度：年次	売主・買主の属性、売却・購入目的、売却した土地の取得年等
土地動態調査	公的統計 (一般統計：標本調査)	国土交通省	調査対象：資本金1億円以上の法人及び相互会社 頻 度：年次	法人番号、資本金、常用雇用者数、業種、土地の所有状況、利用現況 等

5-4-3. データ処理

本調査では、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査、企活を接続してパネルデータを作成した。長期保有土地税制アンケート調査では、法人番号等が把握されていないため、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を事業者名により接続し、接続したデータと企活を法人番号により接続した（図 5-5）。

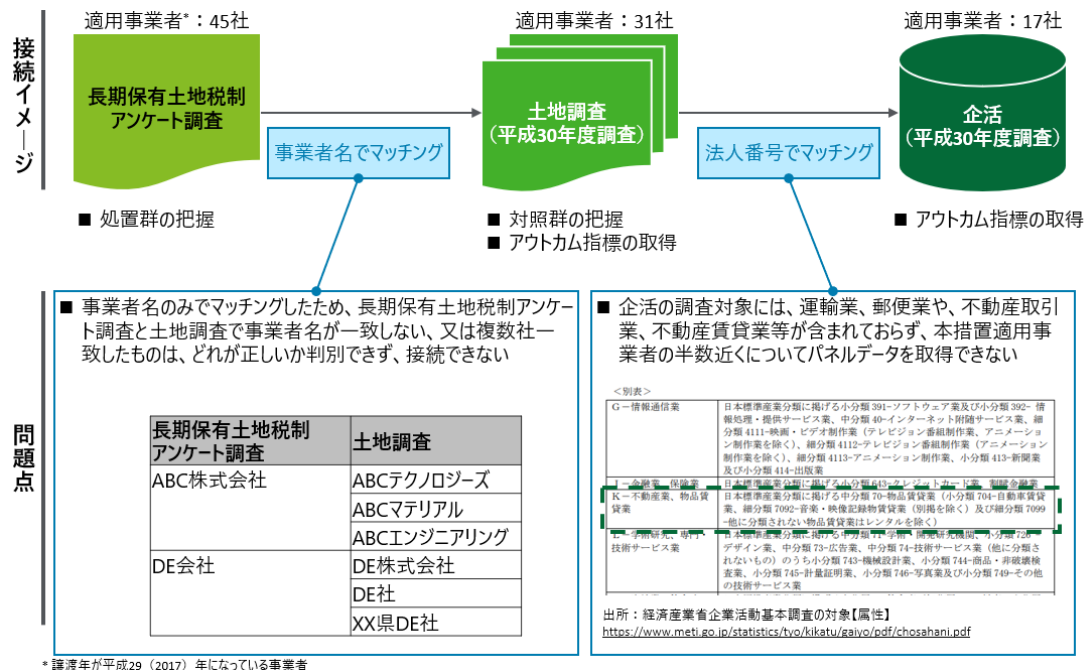


図 5-5 データの接続イメージ

長期保有土地税制アンケート調査上で45者存在していた適用事業者は、接続後、最終的に17者へ減少した。その原因は、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を事業者名で接続する際に、「事業者名が一致しない」又は「複数社一致したため、どの事業者が正しいマッチング先か判別できない」ことによりデータを正しく接続できないことにある。加えて、企活の調査対象に「運輸業」「郵便業」「不動産取引業」「不動産賃貸業」等が含まれておらず、本措置の適用事業者のうち半数以上の事業者についてパネルデータが取得できなかったことも、原因として挙げられる。

処置群と対照群の設定については、処置群を「長期保有土地税制アンケート調査にて、租特利用と回答かつ『平成29(2017)年に土地を譲渡している』と回答しており、平成30(2018)年度の土地調査及び企活に回答している適用事業者」、対照群を「処置群に該当しておらず、平成30(2018)年度の土地調査にて『取得年が平成17(2005)年以前』かつ『現在利用していない』土地を所持していると回答しており、平成30(2018)年度の企活にも回答している事業者」とした。ここで取得年を「平成17年以前」としている理由は、土地調査の設問上では取得年は取得した年度を選択する形式となっており、その選択肢のうち、取得から10年以上経過している年の中で最も10年に近い年であるためである(図5-6)。ただし、対照群の設定については、処置群がアンケート回答事業者に限定されており、かつ土地調査や企活とのデータ接続の際にもデータが欠落していることから、アンケートに回答していない適用事業者や、データ接続時に欠落した適用事業者が対照群に含まれている可能性があり、分析結果の解釈には留意が必要である。

12 土地の所有面積

- 土地の所有面積を記入してください。
- 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入してm単位で記入してください。

13 土地の貸付の有無

- 土地を自ら使用しているのか、貸しているのかについて、当てはまる番号を○で囲んでください。
- 土地の上に自ら所有する建物がある場合は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合でも、2を選択してください。
- 土地を貸駐車場や貸別荘等として使用している場合も、2を選択してください。

1. 貴法人以外の者へ貸している
2. 貸していない

14 土地の取得時期・今後の保有等予定

取得時期

- 土地の引渡しを受けた時期について、当てはまる番号を記入してください。
- 取得時期が複数期間にわたる場合は主要な部分を取得した時期を選んでください。

1. 昭和25年以前	9. 平成18～22年
2. 昭和26～35年	10. 平成23年
3. 昭和36～45年	11. 平成24年
4. 昭和46～55年	12. 平成25年
5. 昭和56～平成24年	13. 平成26年
6. 平成3～7年	14. 平成27年
7. 平成8～12年	15. 平成28年
8. 平成13～17年	16. 平成29年

今後の保有等予定

- 今後の保有等○で囲んでください。

1. 今後5年以内に売却等を予定している
2. 今後5年以内に売却等を予定していない
3. 既に売却が決まっている

15 土地の利用状況

利用状況

- 土地の主な用途について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 13又は21に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。
- 建築中で土地の用途が不明の場合は13を選び、カッコ内に建築中と記入してください。
- 造成中で土地の用途が不明の場合は21を選び、カッコ内に造成中と記入してください。

【建物】

- 事務所
- 店舗
- 工場
- 倉庫
- 住宅・従業員宿舎
- その他の福利厚生施設
- 住宅・従業員宿舎以外の住宅(賃貸用住宅等)
- ホテル・旅館
- 文教用施設
- 宗教用施設
- 医療施設・福祉施設
- ビルの駐車場
- その他の建物

【建物以外】

- 駐車場
- 資材置場
- グラウンド等の福利厚生施設
- ゴルフ場・スキー場・キャンプ場
- 貯水池・水路
- 文庫用地
- 宗教用地
- その他

【利用していない】

- 利用できない建物(廃屋等)
- 空き地(未施工の建設予定地を含む)

5年前の利用状況

- 利用状況が14, 15, 21～23の場合で、平成24年以前に取得した場合、平成25年1月1日時点の利用状況を左記の1～23から選び、当てはまる番号を記入してください。

転換予定

- 利用状況が14, 15, 21～23の場合、今後の別の用途への転換の具体的な予定について、当てはまる番号を記入してください。

- 概ね1年以内に転換を予定している
- 概ね5年以内に転換を予定している
- 転換を予定しているが5年以上は要する
- 転換を予定しているが時期は決まていない
- 転換の予定はない

現在利用していない土地に絞り込み

図 5-6 土地調査の調査票

5-5. 分析結果

5-5-1. 分析結果概要

本調査では、記述統計によって本措置の適用事業者の特徴を捉えた。

前述のとおり、本分析は長期保有土地税制アンケート調査（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）と土地調査（平成 30（2018）年度）、企活（平成 30（2018）年度）を接続したデータを用いて実施した。

分析の結果、製造業での適用が半数以上を占めており、資本金、従業員数、経常利益等で規模の大きい事業者が本措置を適用している傾向を確認した。長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を接続した段階のデータでも、規模の大きい事業者が本措置を適用している傾向を確認したが、製造業以外にも、運輸業、郵便業や、不動産業、物品賃貸業業種の割合が高く、業種については企活と接続後の分布と異なる。さらに、適用実態調査では、資本金 1 億円以下の事業者が過半数を占めており、上記どちらのデータでも規模の大きい事業者が多かった点と乖離している。

今回分析した記述統計の結果は、上記のとおり取得した適用事業者のデータにおいて、規模や業種の面で明らかなバイアスが存在しているため、信頼性が高くはないと考えられる。バイアスが生じる理由として、適用事業者数が多いにもかかわらず、捕捉できているサンプルサイズが小さいことが挙げられる。その原因は、担当府省が適用事業者を把握できないため、調査すべき対象事業者を特定できない（現在は適用事業者がどの程度含まれるかがわからない状態で、業界団体を通じて、団体に所属する事業者を対象にアンケート調査を実施している）ことにありと考えられる。また、企活の調査対象範囲から特定の業種や規模の事業者（不動産取引業や資本金 3,000 万円未満の事業者等）が除外されていることもバイアスが生じている一因である。さらに、処置群のサンプルサイズが小さく、各公的統計とのデータ接続の際にもデータが欠落しているため、長期保有土地税制アンケート調査に回答していない適用事業者や、データ接続時に欠落した適用事業者が対照群に含まれている可能性がある点にも留意が必要である。

本分析はこのような制約があることを受容した上で実証的共同研究としてアプローチを示すことによって一定の示唆を提供しており、今後のより良い効果検証に向けた取組に資するものとして取り組んだものである。

5－5－2．記述統計

本措置では、長期保有土地税制アンケート調査（平成 29（2017）年度～令和 5（2023）年度）と土地調査（平成 30（2018）年度）、企活（平成 30（2018）年度）を接続したデータを用いて、記述統計によって「資本金」「従業員数」「経常利益」「業種」の 4 指標について、適用事業者の特徴を明らかにした。

図 5-7 は、資本金について租特適用事業者と非適用事業者の分布を比較したものである。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して資本金の平均額が大きく、租特適用事業者の約 76%は、資本金 50 億円以上の事業者である。

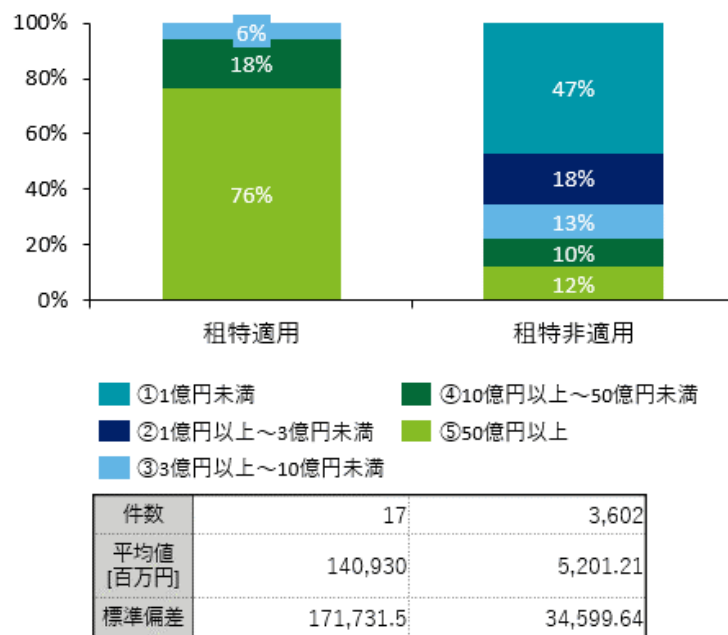


図 5-7 租特適用別の資本金区分別割合

また、資本金区分別の適用事業者の割合について、資本金 50 億円以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 5-8）。

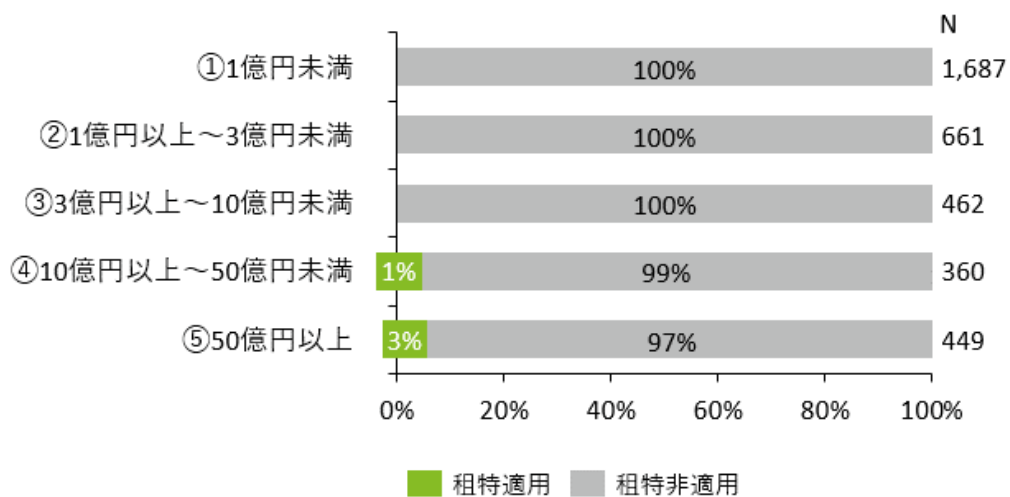


図 5-8 資本金区分別の租特適用割合⁶⁹

⁶⁹ ただし、全体に対して適用事業者のサイズが非常に小さい点に留意が必要であり、ここでは参考情報の扱いで記載している。

これらを踏まえると、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、資本金の大きい事業者が積極的に租特を適用している。また、図 5-9 は、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を接続した段階のデータを集計したものである。図 5-7 と比較すると、資本金 1 億円未満の事業者の割合が多くなっており、特に非適用事業者において資本金 1 億円未満の事業者は約 81% を占めている。適用事業者においても、企活接続後の集計結果と比較すると、資本金 50 億円以上の事業者の割合は低下しているが、資本金 50 億円以上の事業者の割合が約 68% を占めており、依然としてその割合は大きいことから、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、資本金の大きな事業者が本措置を適用している。

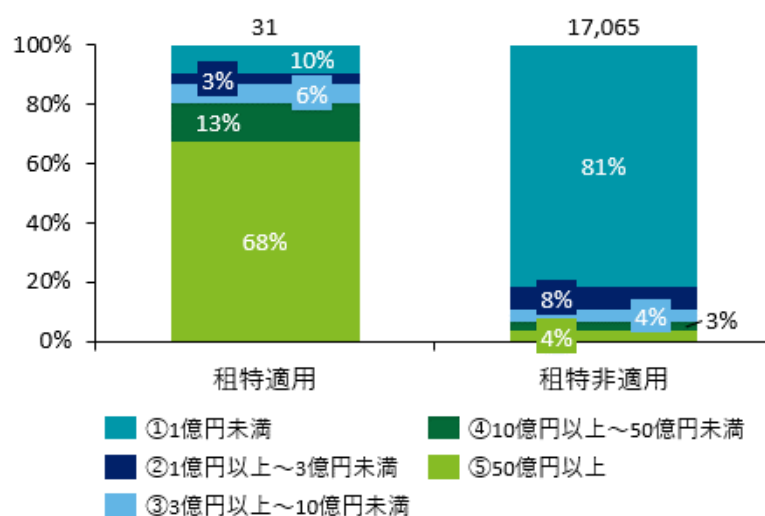


図 5-9 租特適用別の資本金区分別割合（アンケート調査＋土地調査）

次に、図 5-10 にて租特適用事業者と非適用事業者の従業員数の分布を比較した。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して従業員数の平均値が大きく、従業員数 1,000 人以上の事業者が 88% を占めている。

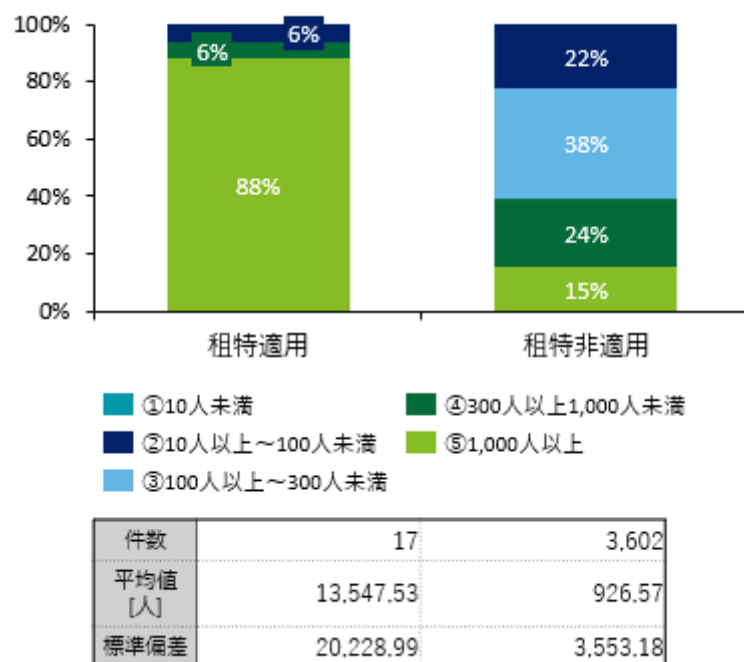


図 5-10 租特適用別の従業員数区分別割合

また、従業員数区分別の租特適用事業者の割合についても、従業員 1,000 人以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 5-11）。

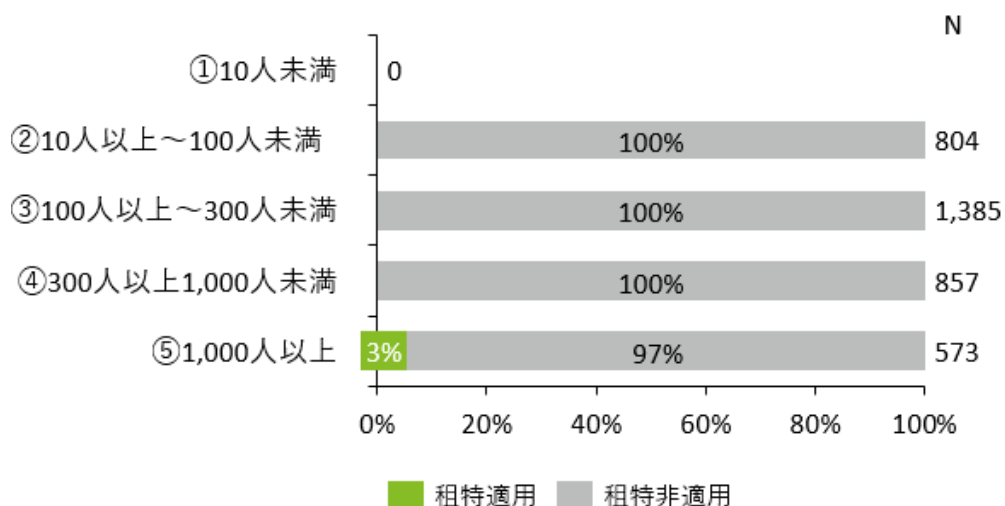


図 5-11 従業員数区分別の租特適用割合⁷⁰

以上から、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、従業員数が多い事業

⁷⁰ 同上

者が積極的に租特を適用している。また、図 5-12 は、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を接続した段階のデータを集計したものである。図 5-10 と比較すると、従業員数 10 人未満の事業者の割合が多くなっており、特に非適用事業者において従業員数 10 人未満の事業者は約 42%を占めている。適用事業者においても、企活接続後の集計結果と比較すると、従業員数 1,000 人以上の事業者の割合は低下しているが、依然として従業員数 1,000 人以上の事業者の割合が約 61%を占めており、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、従業員数の多い事業者が本措置を適用している。

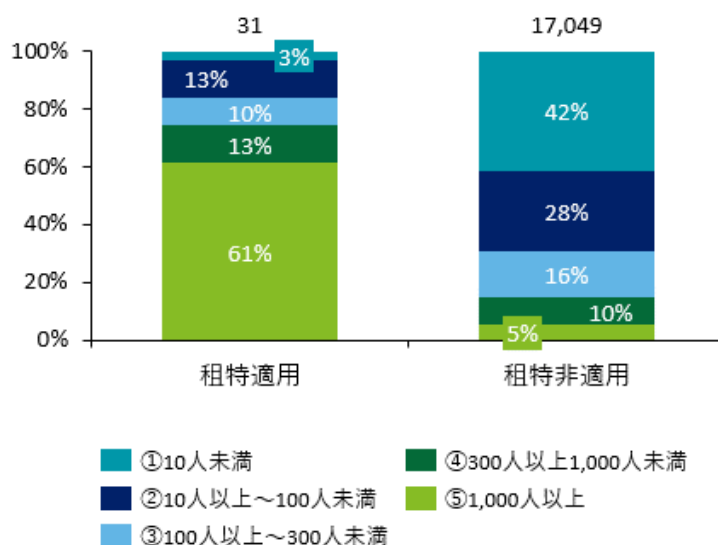


図 5-12 租特適用別の従業員数区分別割合（アンケート調査＋土地調査）

次に、経常利益についても租特適用事業者と非適用事業者の分布を比較した（図 5-13）。租特適用事業者は、非適用事業者と比較して、経常利益の平均額が大きく、適用事業者の 82%が経常利益 50 億円以上の事業者である。

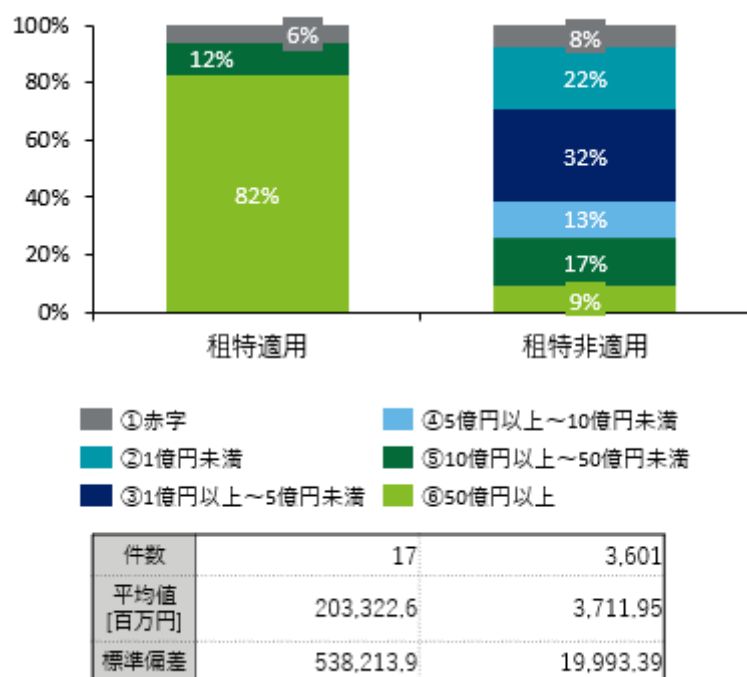


図 5-13 租特適用別の経常利益区分別割合

また、経常利益区分別の租特適用事業者の割合についても、経常利益 50 億円以上の事業者は他の区分より適用事業者の割合が大きい傾向が確認された（図 5-14）。

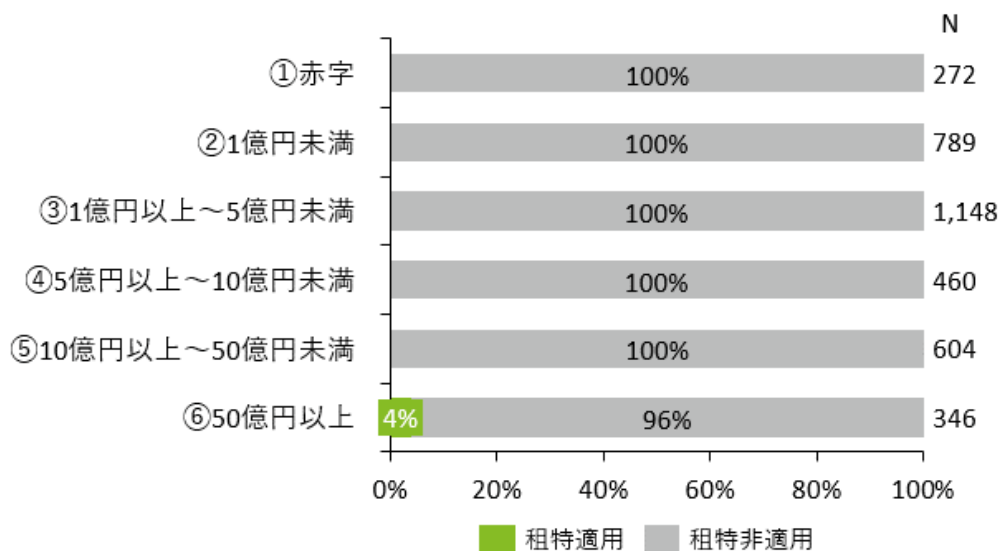


図 5-14 経常利益区分別の租特適用割合⁷¹

⁷¹ 同上

以上を踏まえ、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、経常利益の大きい事業者が積極的に租特を適用している。

ただし前述のとおり、これらは長期保有土地税制アンケート調査と土地調査、企活を接続したデータについての分析結果であるため、バイアスが生じていることに留意が必要である。

最後に、租特適用事業者の業種割合について、分析結果を図 5-15 で示した。適用事業者 17 社の業種は 3 業種に限定されており、適用事業者の中では製造業が約 65%と過半数を占めている。

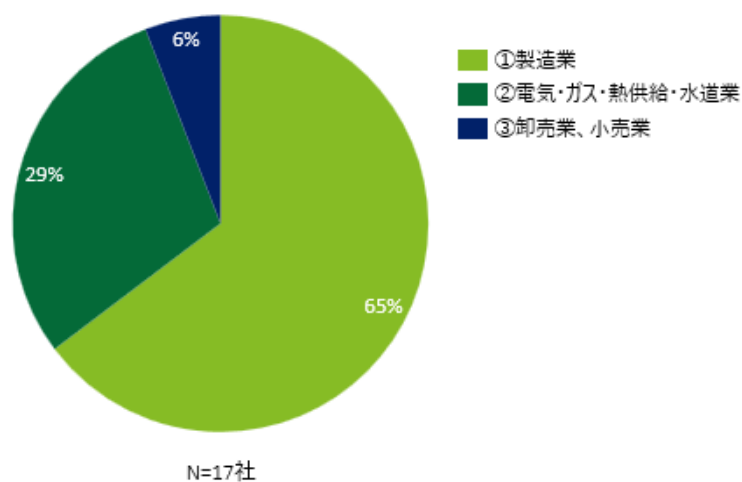


図 5-15 租特適用事業者の業種割合

一方、業種別に租特適用事業者の割合を確認すると、母数が少ないものの、電気・ガス・熱供給・水道業での適用事業者が占める割合が大きい（図 5-16）。

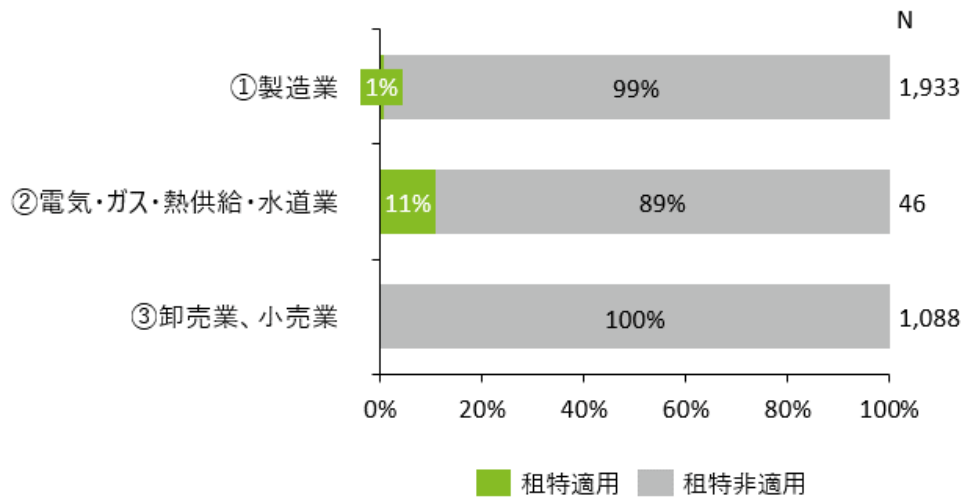


図 5-16 業種別の租特適用割合⁷²

以上を踏まえると、本分析にて分析対象となった適用事業者においては、事業者数が多い製造業での適用件数が最も多いが、電気・ガス・熱供給・水道業では、適用事業者の割合が高く、特定の業種によって活用されている。ただし、これは長期保有土地税制アンケート調査と土地調査、企活を接続したデータについての分析結果であり、前述のとおり、企活では一部の業種が調査対象外となっている。図 5-17 は、長期保有土地税制アンケート調査と土地調査を接続した段階のデータを集計したものである。製造業や電気・ガス・熱供給・水道業の割合は依然として大きい。企活と接続後の集計結果には存在しなかった運輸業、郵便業や、不動産業、物品賃貸業においても、一定数の事業者が本措置を適用している。企活では、運輸業、郵便業や、不動産業の一部である不動産取引業、不動産賃貸業が調査対象外であるため、企活接続後の集計結果には、業種についてバイアスが発生しているものと考えられる。

⁷² 同上

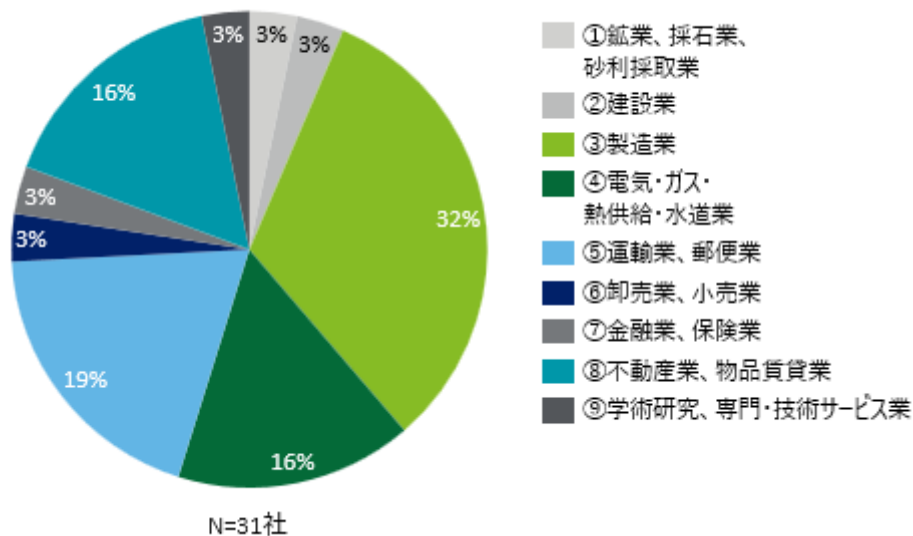
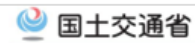


図 5-17 租特適用者の業種割合（アンケート調査＋土地調査）

以上のように、長期保有土地税制アンケート調査をベースに土地調査や企活を接続し、「資本金」「従業員数」「経常利益」「業種」の4指標について記述統計を実施した。しかし、長期保有土地税制アンケート調査の調査結果もまた、バイアスが生じている可能性がある。

図 5-18 は、財務省租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和 4（2022）年 1 月国会提出）をもとに国交省が作成した資料である。資本金については、1 億円以下の事業者が 84%を占めており、図 5-7 や図 5-9 の結果と大きく異なる。適用実態調査と本分析で大きく異なる結果が出た要因として、分析に使用するデータのベースとした長期保有土地税制アンケート調査の回答企業の 9 割超が大企業であり、大企業に偏っていることが考えられる。中小企業の回答が少ない理由としては、売上高等、質問項目の一部が非公開情報に該当することや、過年度のデータを遡って把握することが難しいこと等の可能性が想定される。また、業種については、上位 4 業種が「不動産業」「製造業」「卸売業」「運輸通信公益業」と、図 5-17 と概ね同一であるが、割合や順番は異なっている。

長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例適用実績



□ 長期保有土地等に係る事業用資産の買換特例は、**資本金1億円以下の企業の適用件数が84%**となっており、不動産業、製造業、卸売業、運輸通信公益事業、小売業、サービス業等と**多岐にわたる事業において活用されており、不動産業以外の業種で約6割の適用実績**となっている。

(出典) 財務省租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書
(令和4年1月国会提出)より作成

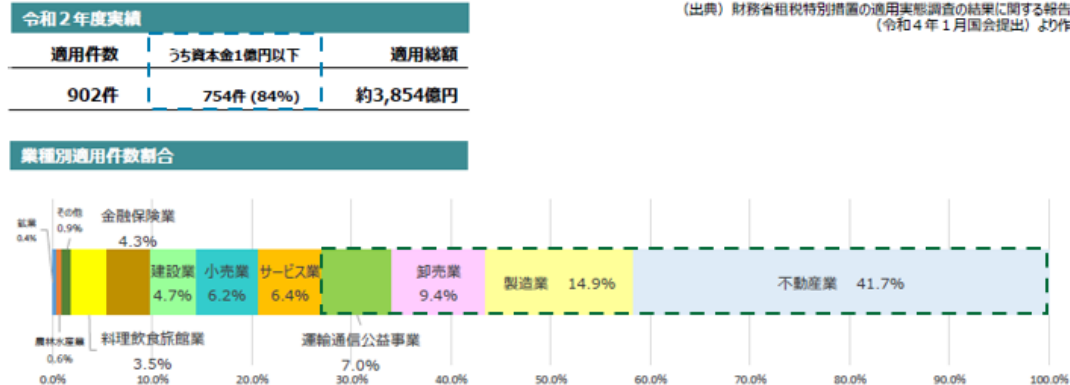


図 5-18 適用実態調査における資本金・業種の分布⁷³

5－6. 示唆

本章では、本措置について、記述統計により適用事業者の傾向を把握した。その結果、資本金や従業員数等、規模が大きい事業者が本措置を適用していることが確認されたが、適用実態調査と比較すると、記述統計で用いたデータには、業種や資本金等に偏りが生じている可能性が示唆された。

また、本措置に関するデータ整理の状況を図 5-19 にて整理した。適用事業者の特定や改正前後のアウトカム指標、租特以外のアウトカム指標へ影響する因子については、一部のデータは取得可能だが、適用事業者を把握するための長期保有土地税制アンケート調査は一部の業界団体のみを通じて実施している調査であり、当該団体に所属していない事業者は捕捉できないことから、適用件数が多い租特であるにもかかわらず、サンプルサイズが小さく、団体の特徴によるバイアスも生じやすいため、適用実態と乖離している可能性がある。また、非適用事業者については正確には把握できておらず、今回は土地調査のデータから、長期保有土地税制アンケート調査で適用事業者であることが把握できた事業者を除外する形で対照群を設定したが、実際には把握できていない適用事業者が含まれている可能性がある。そのため、適用事業者のサンプルサイズを確保しバイアスを解消していくことや、担当府省が適用事業者を把握する仕組みを構築した上で、アンケート調査等を実施することが望ましい。

⁷³ 国交省提供資料

	現状	達成状況
租特適用事業者の特定	△	一部の適用事業者を把握できるが、一部の業界団体のみを通じて実施している調査で得るデータであり、当該団体に所属していない事業者は捕捉できない。そのため、適用件数が多い租特であるにもかかわらず、サンプルサイズが小さく、団体の特徴によるバイアスも生じやすい ^{*1}
租特適用事業者の租特改正後のデータの取得	△	企活によって一部の適用事業者のアウトカム指標を取得できるが、企活の対象範囲が本措置の対象層と一致していないため、公的統計の対象範囲によるバイアスが生じている
租特非適用事業者の租特改正後のデータの取得	×	非適用事業者を正確には把握できていない。今回は土地調査のデータから、長期保有土地税制アンケート調査から適用事業者であることが把握できた事業者を除外する形で対照群を設定したが、実際には把握できていない適用事業者が含まれている可能性がある
租特適用事業者の租特改正前のデータの取得	△	租特改正後のアウトカム指標を取得できる適用事業者については、企活を用いて改正前のアウトカム指標も取得できるが、改正後のアウトカム指標と同様に、公的統計の対象範囲によるバイアスが生じている
租特非適用事業者の租特改正前のデータの取得	×	非適用事業者を正確には把握できていない。今回は土地調査のデータから、長期保有土地税制アンケート調査で適用事業者であることが把握できた事業者を除外する形で対照群を設定したが、実際には把握できていない適用事業者が含まれている可能性がある
租特以外のアウトカム指標へ影響する要因を考慮	△	事業者ごとの資本金や従業員数等、アウトカムに影響を与え得る指標は一部取得できているが、土地に限定したアウトカム指標（対象土地における設備投資額等）へ与える影響を考慮できるような、その土地に関するデータ ^{*2} は取得できていない

^{*1} 例えば、大企業が多く所属している業界団体に配布した場合、適用事業者が大企業に偏ることが想定される ^{*2} その土地に存在していた施設の従業員数や売上高等

図 5-19 データ整理の状況

最後に、表 5-5 で、分析課題と対応案を整理した。例えば、本措置は適用事業者数が多いにもかかわらず、捕捉できているサンプルサイズが小さかった。これは、適用事業者がどの程度含まれるか分からない状態で、業界団体を通じて、団体に所属する事業者を対象に長期保有土地税制アンケート調査を実施していることが原因と考えられ、取得したデータには、業界団体の特徴によるバイアスが発生しやすい。そのため、長期保有土地税制アンケート調査のデータについて、適用実態調査と照らし、データに偏りが生じているか、その偏りによって結果がどのように変化する可能性があるかを考慮する必要がある。また、処置群となる本措置の適用事業者の把握がなければ効果検証が困難となるため、中長期的には、政策担当者が適用事業者の全数を把握できるように税務データ等の活用も視野に入れることが望ましい。また、本措置を適用しておらず、かつ長期的に土地を保有している事業者を対照群とすることが望ましいが、現在の長期保有土地税制アンケート調査では、本措置を適用していない事業者について、土地の所有状況が分からないため、これらの事業者について、長期間保有している土地の有無や所有期間、所有状況等に関する情報を取得する必要がある。

表 5-5 分析課題と対応案

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
1	データ	アンケート調査と公的統計の接続	長期保有土地税制アンケート調査と公的統計の接続キーとして事業者名を用いたが、事業	アンケート調査項目として法人番号を追加する。難しい場合は、アンケート調査項目に、事業者の資本金や本社所在地等、公的統計との接続キ

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			者名の不一致や重複等が生じたため、一部の事業者はデータを接続できなかった	一となる情報を設ける
2		パネルデータのバイアス	効果検証のデータセットとして、企活を元にしたパネルデータを活用したが、不動産業等の一部業種は企活の調査対象外であるため、それらの事業者に対する効果は分析できなかった	適用事業者の主要な業種である不動産業等を把握できるようにするため、アンケート調査にて適用前後年度のアウトカムに関する設問を設定し、簡易なパネルデータを作成できるようにする
3		アウトカム指標の設定	土地単位のアウトカム指標のデータが存在しないため、因果推論アプローチを用いた分析を試みても、売買した土地に対する設備投資等をアウトカム指標として分析できない	アンケート調査にて、売買した土地に対する設備投資額を把握する。可能であれば、土地や拠点単位での本措置が与える生産性への影響を確認する
4		適用有無に関するデータのバイアス	本措置の適用事業者を把握するために、担当府省が実施している長期保有土地税制アンケート調査を用いたが、担当府省は適用事業者を直接把握しておらず、適用事業者がどの程度含まれるかがわからない状態で、業界団体を通じ	アンケート調査のデータについて、適用実態調査と照らし、資本金や業種等に偏りが生じているか、その偏りによって結果がどのように変化する可能性があるかを考慮する。処置群となる本措置の適用事業者の把握がなければ効果検証が困難となるため、中長期的には、政策担当者が適用事業者の全数を把握できるように税務データ等の活用も視野に入れることが望ましい

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			て、団体に所属する事業者を対象にアンケート調査を実施している。そのため、当該団体に所属していない事業者は捕捉できず、適用件数が多い租特であるにもかかわらず、サンプルサイズが小さくなっている。また、分析結果と適用実態調査に乖離が生じているが、その原因は、アンケート調査対象が特定の業界団体に偏っており、当該団体の特徴 ⁷⁴ によるバイアスが原因と考えられる	
5		対照群の定義	本措置を適用していない事業者のうち、長期的に土地を保有している事業者を長期保有土地税制アンケート調査から把握できなかったため、正確な対照群を把握できず、土地調査にて長期に土地を保有している事業者のうち、アンケート調査にて把握できる本措置の適	アンケート調査にて本措置を適用していないと回答した事業者に対しても、長期間保有している土地の所有有無や所有期間、所有状況等に関する設問を設計し、適切な対照群として活用できるようにする。中長期的には、税務データや部局で保有する業務データ等から租特適用事業者を全数かつ年次で把握でき、法人番号等で統計データと接続できることが望ましい

⁷⁴ 例えば、大企業が多く所属している業界団体に配布した場合、適用事業者が大企業に偏ると考えられる。

#	観点	課題	課題詳細	対応案の例
			用事業者を除いたものを対照群とした	
6	制度	因果推論との相性	当初は他措置同様に、因果推論アプローチでの分析も検討していたが、本措置は、論理的なつながりが遠い長期アウトカムである土地の売買をきっかけとした波及効果をアウトカムとして想定しており、直接的な因果効果を検証できない可能性が高いと判断した。加えて#1～#4に記載のデータの問題もあり、因果推論アプローチを実施せず、記述統計のみを実施した	国土交通省で従来から実施している経済効果のスキーム図に則った生産波及効果の推定を継続して実施する。加えて、本措置適用によって土地売買が活発化しているか、また想定する事業者層によって本措置が適用されているかを定性分析や記述統計等で把握することが望ましい